

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 令和元年11月25日
【発行者名】 シティグループ・ファースト・インベストメント・
マネジメント・リミテッド
(Citigroup First Investment Management Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ソン・リ
(Song Li, Director)

【本店の所在の場所】 香港、セントラル、ガーデン・ロード3、
チャンピオン・タワー50/F
(50/F, Champion Tower,
Three Garden Road, Central, Hong Kong)

【代理人の氏名又は名称】 辯護士 三 浦 健
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル
ディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 辯護士 三 浦 健
同 飯 村 尚 久
同 中 野 恵 太
同 小 中 諒

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル
ディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト-米ドル建て シティグループ社債 最大上昇率参照型(グローバル・マルチアセット戦略)ファンド
(Red Arc Global Investments (Cayman) Trust - USD Denominated Citigroup Note, Return Referring The High Watermark of Global Multi Asset Strategy Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】 米ドル建て シティグループ社債 最大上昇率参照型(グローバル・マルチアセット戦略)ファンド 2020-01受益証券(以下「2020-01受益証券」という。)
10億米ドル(約1,079億2,000万円)を上限とする。
(注)米ドルの円換算額は、便宜上、2019年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.92円)による。以下別段の記載がない限りこれによる。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト - 米ドル建て シティグループ社債
最大上昇率参照型（グローバル・マルチアセット戦略）ファンド

（Red Arc Global Investments (Cayman) Trust - USD Denominated Citigroup Note, Return Referring
The High Watermark of Global Multi Asset Strategy Fund）

（注１）米ドル建て シティグループ社債 最大上昇率参照型（グローバル・マルチアセット戦略）ファンド（以下「ファンド」または「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである。なお、サブ・ファンドは、トラストの名称を省略して表記されることがある。サブ・ファンドは愛称として「ハイ・タッチ」を用いることがある。2019年11月25日現在、トラストは、21本のサブ・ファンドにより構成されている。なお、アンブレラとは、一つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

（注２）用語の定義については、本書別紙A「定義」を参照のこと。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

2020-01受益証券は、記名式無額面受益証券である。

2020-01受益証券について、サブ・ファンドの発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはサブ・ファンドの発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

2020-01受益証券は単位型である。

（３）【発行（売出）価額の総額】

10億米ドル（約1,079億2,000万円）を上限とする。

（注１）サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、2020-01受益証券は米ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り、それぞれ米ドルをもって行う。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合、四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

受益証券 1口当たり100.00米ドル（約 1万792円）

（５）【申込手数料】

2020-01受益証券の取得申込みにあたって、上限2.75パーセント（税抜2.50パーセント）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、関連する販売取扱会社に照会のこと。

（注１）管理会社と販売会社（以下に定義する。）が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができる。

（注２）手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

(6) 【申込単位】

2020-01受益証券の申込に係る最低申込口数は、10口または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定することができるその他の口数とする。

申込期間中の追加購入単位の詳細については、関連する販売取扱会社に照会のこと。

(7) 【申込期間】

2019年12月11日（水曜日）から2020年1月21日（火曜日）まで

（注1）日本における申込受付時間は、原則として、販売会社および関連する販売取扱会社の日本における営業日（以下「日本における営業日」という。）の午後3時（日本時間）までとする。申込期間中の上記時刻以降の申込みは、翌申込日の申込みとして取り扱われる。

（注2）日本において発注を取り扱うことが適当でないと代行協会員（以下に定義する。）が判断する日においては、例外的に発注の取扱いが行われないことがある。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所については、以下の販売会社に照会のこと。

シティグループ証券株式会社（以下「販売会社」という。）

東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング

ホームページアドレス：<https://www.citigroup.jp>

(9) 【払込期日】

投資者は、2020年1月22日（水曜日）までに関連する販売取扱会社に申込金額および申込手数料を支払うものとする。ただし、販売取扱会社によりこれとは異なる取扱いとなることがある。詳細については、関連する販売取扱会社に照会のこと。

2020-01受益証券に関して、申込期間中に行われ、受け付けられた申込金額は、販売会社により2020年1月22日（水曜日）（以下「払込日」という。）に、サブ・ファンドの計算において、米ドルで払い込まれる。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所については、前記「(8) 申込取扱場所」に記載の販売会社に照会のこと。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金はない。

(ロ) 引受等の概要

販売会社は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）との間で、日本における受益証券の販売および買戻しに関する2019年11月21日付の契約を締結している。販売会社は、販売取扱会社を通して受けた受益証券の申込みおよび買戻請求をサブ・ファンドに取り次ぐものとする。

販売取扱会社とは、販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約の締結等を行い、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻請求を販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

管理会社は、シティグループ証券株式会社をサブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を販売取扱会社に送付する等の業務を行う会社をいう。

（八）申込みの方法

2020-01受益証券の取得申込みを行う投資者は、関連する販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、関連する販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。受益証券の申込金額等は、米ドルで支払うものとする。申込期間における申込みに関して、申込者は、2020年1月22日（水曜日）までに、関連する販売取扱会社に対して申込金額および申込手数料を支払う。ただし、販売取扱会社によりこれとは異なる取扱いとなることがある。詳細については、関連する販売取扱会社に照会のこと。

申込期間中に行われ、受け付けられた申込金額は、販売会社により2020年1月22日（水曜日）に、サブ・ファンドの計算において、米ドルで払い込まれる。

（二）日本以外の地域における発行

サブ・ファンドの受益証券は、日本における募集と並行して、日本国外において募集されることがある。

サブ・ファンドは、欧州経済領域における一般投資者に対して、募集され、売り付けられ、またはその他入手可能とされることはない。かかる規定の目的における用語の意義は、以下のとおりである。

1. 「一般投資者」との用語は、次に掲げるいずれかである者（またはこれらの複数に該当する者）をいう。
 - a. 指令2014/65/EU（その後の改正を含み、以下「第二次金融商品市場指令」という。）第4（1）条第11号において定義される一般顧客。
 - b. 指令2002/92/EC（その後の改正を含み、以下「保険仲介業務指令」という。）の意味における顧客（かかる顧客が第二次金融商品市場指令第4（1）条第10号において定義される専門投資家の資格を有していない場合に限る。）。
 - c. 指令2003/71/EC（その後の改正を含み、以下「目論見書指令」という。）において定義される適格投資者でない者。
2. 「募集」との用語は、投資者をして、受益証券を買い付け、または取得することを決定することを可能とさせるような募集の要項および募集される受益証券に係る一切の形式および一切の方法による十分な情報の通信を含む。

英文目論見書および関連する補遺の交付および受益証券の募集または購入は日本の居住者に限定される。「日本の居住者」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第5号において定義され、日本に住所または居所を有する自然人および日本に主たる事務所を有する法人をいい、非居住者の日本の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなされる。

英文目論見書および関連する補遺は、募集もしくは勧誘が非合法である法域または募集もしくは勧誘を行う者が資格がないまたは募集もしくは勧誘を行うことが非合法である者に対して行われる、募集または勧誘を構成しない。情報を取得し関連する法域における適用ある法令を確認することは、英文目論見書および関連する補遺を保有する者および英文目論見書および関連する補遺に従って受益証券の申込みを希望する者の責任である。

（ホ）米国の課税

受益証券を買付けることにより、各投資者は、各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人ではないことおよび各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人に対して受益証券を譲渡しないことを表明する。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト（以下「トラスト」という。）は、受託会社と管理会社の間で2008年10月21日に締結された信託証書（2015年3月10日付修正・再録信託証書により変更・再録済。）（以下、総称して、「信託証書」という。）に基づき設立されたオープン・エンドのアンブレラ型ユニット・トラストである。

トラストは、アンブレラ型ユニット・トラストとして設立されている。関連するサブ・ファンドに帰属する資産および債務が適用される個別ポートフォリオまたはサブ・ファンドが設定、設立されることができる。各サブ・ファンドに限定的に関係する受益証券が発行される。

本書に基づき受益証券の募集を行うサブ・ファンドは米ドル建て シティグループ社債 最大上昇率参照型（グローバル・マルチアセット戦略）ファンドである。

サブ・ファンドの機能通貨は、米ドルとする。受益証券の各クラスの受益証券は、米ドルで表示される。ただし、関連するクラスの受益証券が米ドル以外の通貨で表示される旨の別段の定めが本書にある場合はこの限りではない。

信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠する。すべての受益者は、信託証書および信託証書を補足する追補信託証書に定める条項の利益を受ける権利を有し、かかる規定に拘束され、かつかかる規定について通知を受けたとみなされる。（a）本書に定める条件と（b）当該サブ・ファンドに関係する信託証書および追補信託証書に定める条件との間に不一致がある場合は、後者の条件が優先する。

サブ・ファンドの投資目的は、受益証券の適用あるクラスを受益証券の当該クラスに関する満期日（当日を含む。）に至るまで保有する受益者に対して、債券発行会社が発行し、かつ、債券保証会社が保証する特定の元本確保型債券（以下「本債券」または「シティグループ社債」という。）に対する受益証券の発行手取金の全部または実質的に全部の投資を通じて、（a）関連するクラス基準通貨での100パーセントの元本確保および（b）受益証券の当該クラスに適用ある観測期間中の本インデックス（以下に定義される。）のパフォーマンスに連動するリターンを提供することである。本債券のパフォーマンスは、インデックス・スポンサーによって開発されたルール・ベースの独自の指数（以下「本インデックス」という。）に連動する。本インデックスは、複数資産への配分戦略のパフォーマンスを追従するボラティリティを目標としたインデックスであり、その詳細は、以下に記載する。観測期間中において、本インデックスのパフォーマンスがプラスになっていない場合、本債券は、その元本金額の100パーセントで債券満期日に償還される。

本債券は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングズ・インク（以下「債券発行会社」という。）が発行する仕組債務証券のシリーズの一部を構成するものであり、その支払いは、シティグループ・インク（以下「債券保証会社」という。）が全額かつ無条件に保証する。本債券に対して格付は付与されていない。受益証券のあるクラスに係る100パーセントの元本確保および受益証券の当該クラスに対して適用ある本インデックスのパフォーマンスに連動するリターンは、債券満期日の本債券の最終償還金額によって提供されるため、本債券の条件ならびに債券発行会社および債券保証会社の信用リスクの対象となる。本債券がサブ・ファンドによってその債券満期日まで保有された場合ならびに債券発行会社または債券保証会社の債務不履行が一切存在せず、および対象となる調整事由または関連事由が一切存在せず、および債券発行会社による早期償還が一切存在しない場合のみ、本債券による元本確保が利用できる。

受託会社は、受益証券の各クラスの計算において、後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、本債券」の項の第14項に定める金額および時点で当該クラスに適用ある年次利息および月次利息を本債券から受領する。現在、受託会社が受益証券の各クラスの計算において受領する月次利息は、受益証券の当該クラスに帰属すべきサブ・ファンドの一定の運営経費および費用(当初費用を含まない。)の弁済に使用される予定である。受益証券のあるクラスの計算において受託会社によって受領された月次利息の一部であって、受益証券の当該クラスに帰属すべき一定の運営経費および費用の弁済に直には利用されないものは、当該経費および費用を弁済するために使用されるまで、後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、現金方針」において記載するところにより、現金留保として維持される。

受益証券の各クラスは、当該クラスに係る満期日に強制的に買い戻される。受益証券のあるクラスに適用ある本債券が後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、早期償還リスク」の項に記載する状況を含む、満期日より前に償還される場合、管理会社は、受益証券の当該クラスの受益証券の全部を強制的に買い戻すことを決定することがあり、受益証券の当該クラスが発行済み受益証券の唯一のクラスである場合、管理会社が決定する償還日においてサブ・ファンドを終了することを決定することができる。

b. ファンドの基本的性格

サブ・ファンドは、信託証書および2019年11月7日付追補信託証書(以下「追補信託証書」という。)に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。管理会社は、各サブ・ファンドに関して一定の管理事務業務(受益証券の割当て、発行、譲渡および買戻しの調整を含む(ただし、これらに限られない。))を実行する責任を有する。

受託会社は、信託証書に基づき、各サブ・ファンドの信託財産を構成する投資対象を運用する責任を有する。

受託会社は、管理会社との間で投資運用契約を締結しており、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲している。

受託会社は、サブ・ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。さらに、受託会社は、サブ・ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行会社は、サブ・ファンドに関する管理事務業務を担当する。管理事務代行会社は、受益証券1口当たり純資産価格を計算する責任を負う。

後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(5) その他、(イ) トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に定める規定に従い、または本書に記載するその他の状況において早期に終了する場合を除き、サブ・ファンドは、(i) 受益者に3か月前までに通知を行うことにより、管理会社はその単独の裁量においてサブ・ファンドの終了を決定する日、または() 償還日のうち、最も早く到来する日に終了する。償還日とは、2157年10月21日または管理会社および受託会社が合意したこれよりも早い日をいう。

また、管理会社が(i) ボルカー・ルールに従いサブ・ファンドの運用を継続すること、または() サブ・ファンドの投資目的を達成することのいずれかが合理的に実現不可能であり、もしくは実現不可能となる見込みであるとして、管理会社はその単独の裁量により決定する場合(本インデックスおよび/もしくは本債券へのエクスポージャーの獲得が不可能となったか、または有利な条件でこれを行うことが不可能であると管理会社が決定する状況を含む(ただし、これらに限られない。))、管理会社は、受益者にその旨の通知を行うことにより、サブ・ファンドを終了させることができる。

受託会社は、各サブ・ファンドの信託財産を、当該サブ・ファンドの信託期間中、当該サブ・ファンドの受益者の利益のために個別のサブ・ファンドとして、信託証書(関連する追補信託証書を含む。)の条件において、またその権限および規定に従って、個別の独立した信託としてかつケイマン諸島の信託法(2018年改正)(以下「信託法」という。)に基づき保有するものとする。

受託会社は(管理会社と協議の上)、サブ・ファンド決議または受益者決議による承認を得ることなく、大要追補信託証書の様式による共同宣言を行うことにより、随時サブ・ファンドを設定および設立することができる。当該サブ・ファンドは、信託証書(関連する追補信託証書を含む。)の条項に基づき、またその権限および規定に従い行使されるものとする。

各受益証券は無額面とする。

いずれのサブ・ファンドの受益証券も、その保有者に対して、当該サブ・ファンドの信託財産の特定部分における利益または不可分の持分を付与しないものとする。疑義を避けるために付言すると、あるサブ・ファンドの受益証券の保有者は、当該受益証券を保有していることを理由として、他のサブ・ファンドに対して利益を有さないものとする。

いずれかの信託財産の一部を構成する一切の金銭は、信託証書の規定に従い保有または投資されるものとする。

受託会社は、サブ・ファンドに関して、書面による決議をもって、当該サブ・ファンドの受益証券について1以上の独立したクラスおよび/またはシリーズを参照して、随時受益証券を設定し、指定し、発行することができ、また受託会社は、管理会社と協議の上、以下に掲げる方法などを含むかかるクラスまたはシリーズの受益証券を当該サブ・ファンドのその他のクラスまたはシリーズの受益証券と差別化するものとする。

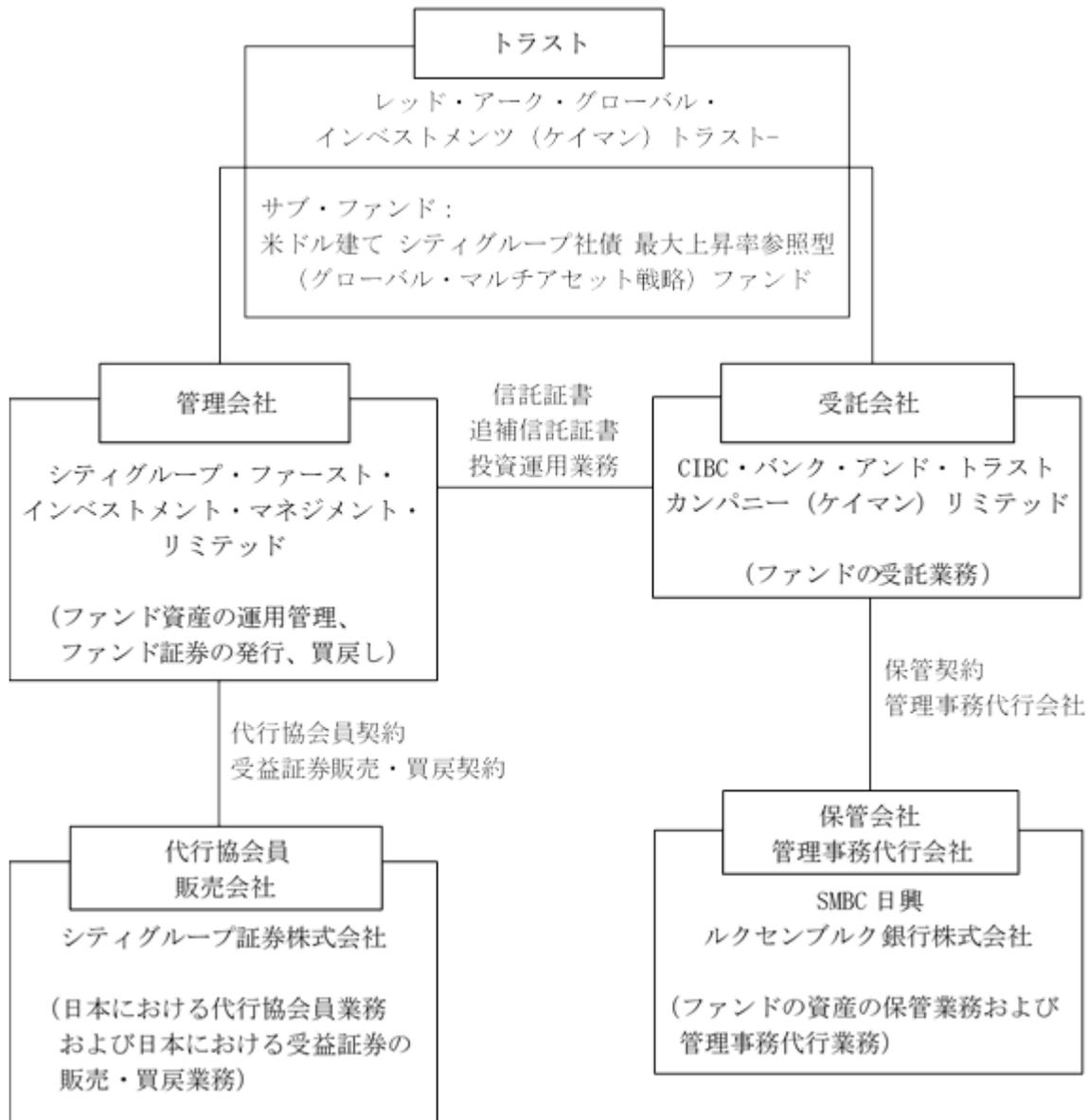
- (a) 資産、債務、経費および費用を当該クラスおよび/またはシリーズ間で割り当てる方法
- (b) 当該クラスまたはシリーズの純資産価額を計算する方法
- (c) 受託会社または管理会社によって選任されたサービス提供者に支払うべき報酬(管理報酬、業績報酬および買戻手数料などを含むが、これらに限られない。)を当該各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し、請求する方法
- (d) 為替ヘッジに起因する費用および損益を当該各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法
- (e) かかるサブ・ファンドの信託財産に関するその他資産または債務を当該各クラスまたはシリーズに帰属させ、負担させる方法

(2) 【ファンドの沿革】

1971年1月15日	管理会社設立
2008年10月21日	信託証書締結
2015年3月10日	修正・再録信託証書締結
2015年5月12日	修正・再録信託証書効力発生
2019年11月7日	追補信託証書締結
2019年12月11日	サブ・ファンドの申込開始
2020年1月22日	サブ・ファンドの運用開始(設定日)

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
シティグループ・ファースト・ インベストメント・マネジメン ト・リミテッド (Citigroup First Investment Management Limited)	管理会社	受託会社との間で信託証書および追補信託証書を、2015年3月10日付で投資運用契約(注1)を締結(2015年5月12日効力発生)。管理会社はサブ・ファンドの資産の運用管理および受益証券の発行を行う。
CIBC・バンク・アンド・トラス ト・カンパニー(ケイマン)リ ミテッド (CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で信託証書および追補信託証書を、2015年3月10日付で投資運用契約(注1)を締結(2015年5月12日効力発生)。受託会社はサブ・ファンドの資産の受託会社としての業務を提供する。
S M B C 日興ルクセンブルク銀 行株式会社 (SMBN Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)	保管会社 管理事務代 行会社	2008年11月19日付で受託会社との間で保管契約(注2)を締結。保管会社は、サブ・ファンドの資産の保管を行う。 2008年11月19日付で受託会社との間で管理事務代行契約(注3)を締結。サブ・ファンドの管理事務代行業務について、委任されている。
シティグループ証券株式会社	代行協会員 販売会社	2019年11月21日付で管理会社との間で代行協会員契約(注4)を締結。日本において代行協会員業務を行う。 2019年11月21日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(注5)を締結。日本において販売・買戻業務を提供する。

(注1) 投資運用契約とは、受託会社がサブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびにサブ・ファンドに関する投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲する契約である。

(注2) 保管契約とは、受託会社によって資産の保管会社として選任された保管会社が、サブ・ファンドの名義による保管口座の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。

(注3) 管理事務代行契約とは、受託会社がその権限の一部を管理事務代行会社に授権する契約である。

- (注4) 代行協会契約とは、代行協会が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の販売取扱会社への送付等を行うことを約する契約である。
- (注5) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概要

() 設立準拠法

管理会社は、香港の法律に基づき設立された。

() 会社の目的

管理会社の目的は、投資ファンドを運営、管理することである。香港法第571章の証券先物法(以下「SF0」という。)第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

() 株式資本の額

管理会社の資本金は200万200香港ドル(約2,752万2,752円)で、2019年9月末日現在全額払込済である。なお、1株100香港ドル(約1,376円)の記名式株式2万2株を発行済である。

また、管理会社の純資産の額は、2019年9月末日現在2億5,286万2,804香港ドル(約34億7,939万2,183円)であった。

(注) 香港ドルの円換算額は、便宜上、2019年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1香港ドル=13.76円)による。以下別段の記載がない限りこれによる。

() 会社の沿革

1971年1月15日設立。

管理会社は、2007年2月16日香港の証券先物委員会からタイプ4および9の認可を受けた。

() 大株主の状況

(2019年9月末日現在)

名称	住所	所有 株式数	比率
シティグループ・グローバル・ マーケット・ホンコン・ホール ディングス・リミテッド (Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited)	香港、セントラル、ガーデン・ロード 3、チャンピオン・タワー50/F (50/F, Champion Tower, Three Garden Road, Central, Hong Kong)	2万2株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストは、信託法に基づき設立されている。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2019年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制される。

準拠法の内容

() 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、かつ信託に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、受益者たる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管銀行としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を、（限られた一定の場合を除き、）受益者としないう旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

() ミューチュアル・ファンド法

後記「(6) 監督官庁の概要」の記載を参照。

() 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改正)(以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ミューチュアル・ファンド規則は、新たな一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付には、CIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産価額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件(証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況(もしあれば))を含む。)証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および管理事務代行会社以外の業務提供者に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資家名簿の写しを通常の営業時間中に投資家が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社(もしくはプライムブローカー)を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は、当該変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家および保管会社以外の業務提供者に通知しなければならない。「同等の法域」とは、ケイマン諸島犯罪収益に関する法律(2019年改正)(以下「ケイマン諸島犯罪収益に関する法律」という。)に基づきケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家および投資顧問会社以外の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければならない。また、中間財務諸表については当該投資信託の英文目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すればよいものとされている。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

(イ) ケイマン諸島金融庁(CIMA)への開示

トラストは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載し、またミューチュアル・ファンド規則の要求する情報を記載しなければならない。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- ・ 弁済期に債務を履行できないことまたはできないであろうこと。
- ・ 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- ・ 詐欺的または犯罪的な方法で事業を行い、または行おうとしていること。
- ・ ミューチュアル・ファンド法もしくはその下位規則、ケイマン諸島の金融庁法(2018年改正)、マネー・ロンダリング防止規則(2018年改正)または受託会社の認可条件を遵守せずに事業を行い、または行おうとしていること。

トラストの監査人は、ケーピーエムジー ケイマン諸島である。サブ・ファンドの会計監査は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて行われる。

サブ・ファンドは、毎年6月30日までには前年12月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、(a)サブ・ファンド資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b)受託会社もしくは管理会社とその設立文書または目論見書に定める規定に従って、サブ・ファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、()当該事実を受託会社に書面で報告し、()当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、サブ・ファンドの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、(a)サブ・ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに(b)サブ・ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにサブ・ファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、サブ・ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- (a) すべての旧名称を含むサブ・ファンドの名称
- (b) 投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- (c) 前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- (d) 純資産価額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a)受託会社が知る限り、サブ・ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b)サブ・ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

サブ・ファンドは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

サブ・ファンドは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

サブ・ファンドは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

(ロ) 受益者に対する開示

サブ・ファンドの会計年度は、毎年12月31日に終了する。サブ・ファンドの第一期の会計年度は、2020年12月31日に終了する期間とする。監査済年次計算書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成され、通常、各会計年度の末日から6か月以内に受益者に送付される。未監査の半期計算書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に従い、6月30日に終了する各半期に関して作成され、通常、かかる半期の末日から3か月以内に受益者に送付される。最初の報告書は、2020年6月30日に終了する期間に関する半期報告書である。

また、管理事務代行会社は、各月の末日時点の受益者に保有されている受益証券の残高を記載した月次報告書を受益者に提供し、さらに、受益証券の申込みまたは買戻しのいずれかを行った受益者のそれぞれに対しては、当該申込みまたは買戻しの後に追加の残高証明書を提供する。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

販売会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各特定期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)に従い、サブ・ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、サブ・ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらか

じめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は電磁的方法によりファンドの代行協会であるシティグループ証券株式会社のホームページにおいて提供される。

(6) 【監督官庁の概要】

ミューチュアル・ファンド法

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として規制される。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則は、CIMAに対する年次の所定の事項の報告および監査済年次財務書類の提出を規定する。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも、受託会社に対し、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。これらのCIMAの指示を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服することがあり、また、CIMAは、裁判所にトラストの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、受託会社の適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。)を行使することができる。

マネー・ロンダリング規制

マネー・ロンダリングの防止を目的とする法律または規則を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を採用し、維持する必要がある、そして申込者に対して、その身元と資金源を証明する証拠の提出を要求することができる。許可された場合、一定の条件に基づき、受託会社はまた、そのマネー・ロンダリング防止手続(デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。)の維持を適切な者に委託することができる。

また、受託会社およびその適式に選任された委託先は、申込者または譲受人の身元および資金源を証明するために必要な情報を請求する権利を留保する。ただし、場合によっては、受託会社およびその適式に選任された委託先は、随時改正または変更されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(2018年改正)またはその他の適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合で、完全なデュー・ディリジェンスが必要ないと考える場合には、情報を要求しないこととする事もできる。

申込者が証明の目的で要求される情報の提出を遅延するか、または怠った場合、受託会社およびその適式に選任された委託先は、申込みの受理を拒絶することができ、その場合、受領された資金は利息を付することなく、当該資金の送金元口座に返金されるものとする。

受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先は、受益者に対する買戻代金の支払いまたは分配金の支払いが適用ある法律もしくは規制に従っていない疑いがあると受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先が判断しもしくはその旨の助言を受けた場合、またはかかる支払いの拒絶が、受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するのに必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払いを拒絶することができる。

ケイマン諸島における者が、他の者が犯罪行為に従事またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知り、もしくはそのような疑惑を抱き、またはこれらを知り、もしくは疑惑を抱くことについて合理的な根拠を得た場合、またかかる認識もしくは疑惑に関する情報を規制を受ける部門における業務もしくはその他の取引、専門業務、事業もしくは雇用の遂行の過程で知った場合、当該者は、上記の確信または疑惑を、()その通報が犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関するものである場合はケイマン諸島犯罪収益に関する法律に基づきケイマン諸島の財務報告当局に、または()その通報がテロ行為またはテロリストの資金提供および資産への関与に関するものである場合はケイマン諸島のテロリズム法(2018年改正)に基づき巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して報告する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされない。

ケイマン諸島データ保護法

ケイマン諸島政府は、2017年5月18日に2017年データ保護法(以下「DPL」という。)を施行した。DPLにより、国際的に受け入れられたデータ・プライバシー原則に基づいた受託会社の法令上の要求を導入する。

受託会社は、DPLの下での受託会社のデータ保護義務および投資者(および投資者と関連する個人)のデータ保護権利を概説する書類(以下「サブ・ファンド・プライバシー通知」という。)を準備してきた。サブ・ファンド・プライバシー通知は投資者に入手可能となる。

潜在的投資者は、サブ・ファンドへの投資ならびに受託会社およびその関連会社および/またはその委託先との関連するやり取り(申込フォームの記入、および(適用ある場合には)電磁的方法でのやり取りまたは電話通話の記録を含む。)の観点から、または受託会社に投資者と関連する個人(例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資者、クライアント、実質的受益者または代理人)の個人情報を提供する観点から、当該個人は受託会社ならびにその関連会社および/または委託者(管理事務代行会社を含むが、これに限られない。)に対しDPLにおいて個人データを形成する一定の個人情報を提供することに留意すべきである。個人データについてデータ管理者として行為する受託会社ならびに管理事務代行会社、管理会社およびその他のようなその関連者および/または委託者は、データ処理者(または一定の場合に自身の権利においてデータ管理者)として行為する場合がある。

サブ・ファンドへの投資によりおよび/またはサブ・ファンドへの投資を続けることにより、投資者は、サブ・ファンド・プライバシー通知を熟読し理解したと、およびサブ・ファンド・プライバシー通知はサブ・ファンドへの投資に関連するデータ保護権利および義務の概略を提供するとみなされることを承知したものとする。

DPLの監視はケイマン諸島のオンブズマン・オフィスの責任である。受託会社によるDPLの違反は、治癒命令、金銭ペナルティまたは犯罪訴追への紹介を含む、オンブズマンの執行行為を招く可能性がある。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドの目的

1 ファンドは、信託期間^{※1}約5年の単位型投資信託です。シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングズ・インク^{※2}が発行する米ドル建て債券(以下「シティグループ社債」)に主に投資することで、満期時^{※3}の投資元本の確保とシティ^{※4}が開発したグローバル・マルチアセット米ドル建てVT4指数のパフォーマンスに連動した収益の獲得を目指します。

※1 「信託期間」は、2020年1月22日の運用開始日から満期日までを指します。「満期日」は、2025年1月23日または管理会社が決定するその他の日をいいます。

※2 シティグループ・インクによる保証が付されます。

※3 ファンドの満期前においては、元本が確保されるものではありません。また、米ドル建てでの元本の確保を目指しますが、為替変動の影響を受け円換算後では投資元本に対して損失が発生する場合があります。

※4 インデックススポンサーである、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドを指します。

2 ファンドは運用期間中、年1回の分配を行うことを目指します。
・2021年、2022年、2023年および2024年の1月25日(営業日でない場合は翌営業日)のシティグループ社債の利払日を分配基準日として分配を行うことを目指します。

シティグループ社債について

ファンドの主な投資対象であるシティグループ社債は、管理報酬等などに充当される月次クーポンと分配金の原資となる年次クーポン0.1%を支払います。また、償還金額は、観測期間中のグローバル・マルチアセット米ドル建てVT4指数のパフォーマンスに連動して決定されます。

シティグループ社債の発行体である

シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングズ・インクについて

子会社を通じて、包括的に投資銀行業務および証券仲介業務の分野で事業を行っており、シティグループ・インクが全ての株式を所有しています。

シティグループ社債の保証体である

シティグループ・インクについて

シティグループは、個人、法人、政府および団体を対象として、個人向け銀行業務やカードビジネス、法人・投資銀行業務、証券業務、トランザクション・サービス、ウェルス・マネジメントの分野において、幅広い金融商品およびサービスを提供する、グローバルな総合金融持株会社で、世界160以上の国と地域に約2億の顧客口座を有しています。

格付 **A-** (R&I登録、2019年10月31日現在)

citi



シティは、世界中で使用・登録されているシティグループ・インクまたはその関連会社の登録商標およびサービスマークです。ファンドは、シティグループによって支援、承認、販売または促進されておらず、またシティグループは、当該ファンドに対して投資することの推奨性について、一切の表明を行っていません。シティグループは、特定の目的または使用に関する商品性または適合性の保証を含む(ただし、これらに限られない)一切の明示または黙示の保証を行っていません。いかなる場合であっても、シティグループは、シティグループのデータおよび情報の使用に関する直接損害、間接損害、特別損害または派生的損害に対して、一切責任を負いません。

サブ・ファンドは、特化型運用を行います。特化型運用ファンドとは、投資対象に日本証券業協会が定める比率(10パーセント)を超える(特定の発行体によって発行される)支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。サブ・ファンドは、シティグループ社債に集中して投資を行うため、当該債券の債券発行会社、債券保証会社および他の関連主体に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

ファンドの特色

ファンドの仕組み図



シティグループ社債の償還金額について

シティグループ社債の償還金額は、グローバル・マルチアセット米ドル建てVT4指数の観測期間中^{※1}の最大上昇率に連動率^{※2}を乗じたパフォーマンスが額面金額に上乘せられ、計算代理人^{※3}により決定されます。

1券面 100米ドル



パフォーマンス

=100米ドル × 最大上昇率(%) × 連動率(%)

1券面当たりの
償還金額

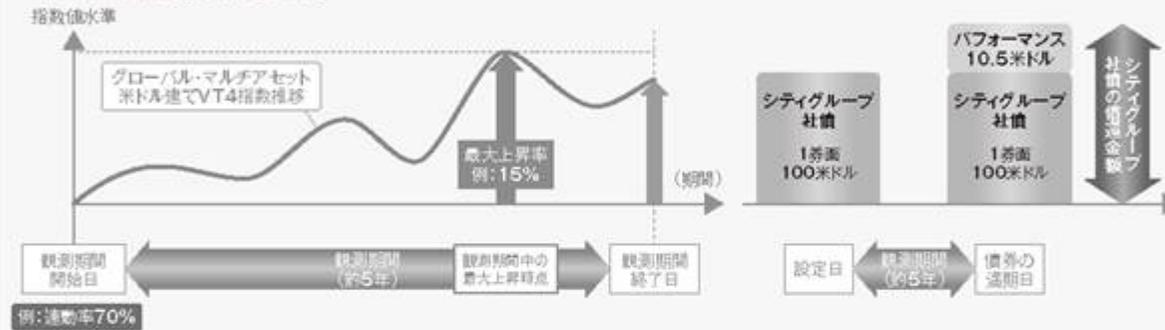
※1 観測期間は2020年1月23日(観測期間開始日)から2025年1月14日(観測期間終了日)までです。

※2 連動率は金利水準やシティグループのクレジットスプレッド等によりファンドの設定日に決まり50パーセントから100パーセント程度の見込みです。

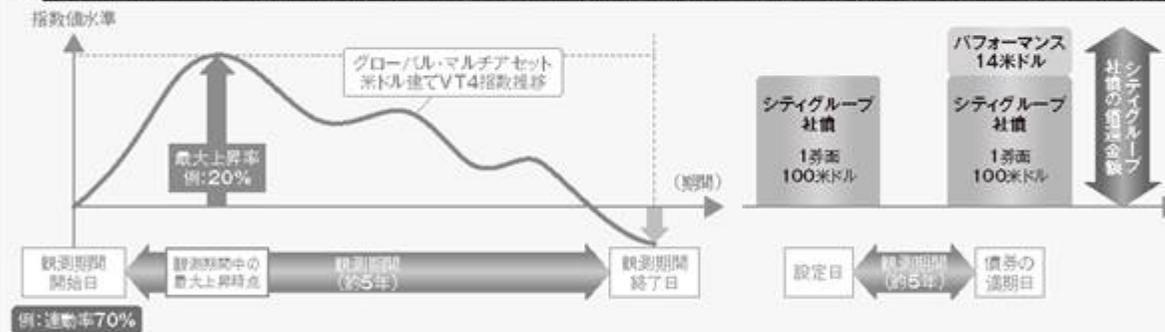
※3 計算代理人は、シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドになります。

ケース1 額面金額プラス収益で満期償還するケース(イメージ)

① 観測期間終了日の指数値が当初の水準より上昇したものの最大水準に満たない場合でも、観測期間中の指数値の最大水準を反映し償還金額が決定します。

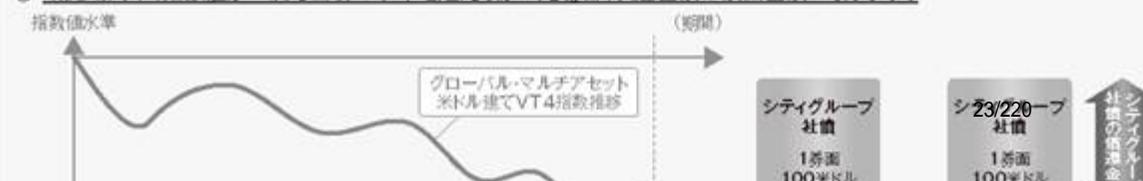


② 観測期間終了日の指数値が当初の水準より下落した場合でも、観測期間中の指数値の最大水準を反映して償還金額が決定します。



ケース2 額面金額で満期償還するケース(イメージ)

③ 観測期間中、指数値が一度も当初の水準を超えなかった場合、償還金額は額面金額になります。

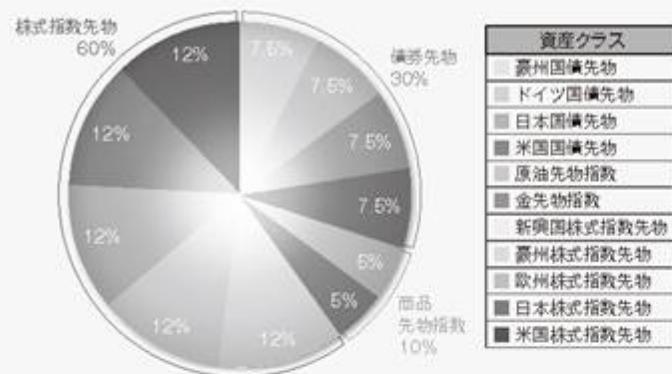


グローバル・マルチアセット米ドル建てVT4指数について

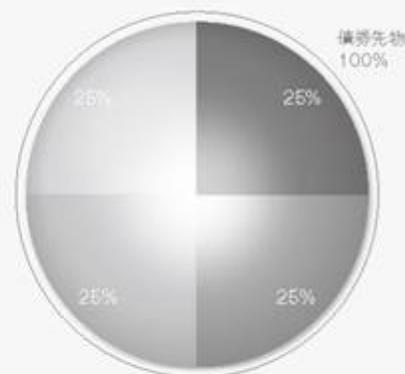
グローバル・マルチアセット米ドル建てVT4指数は、株式指数先物、商品先物指数、債券先物で構成されるコアアセットと債券先物から構成されるリザーブアセットを、トレンド指標およびマクロ指標の水準を基に配分比率をダイナミックに変更し、価格変動率が概ね4%となることを目指す指数です。

1 コアアセットとリザーブアセットの構成資産について

コアアセットの構成資産



リザーブアセットの構成資産



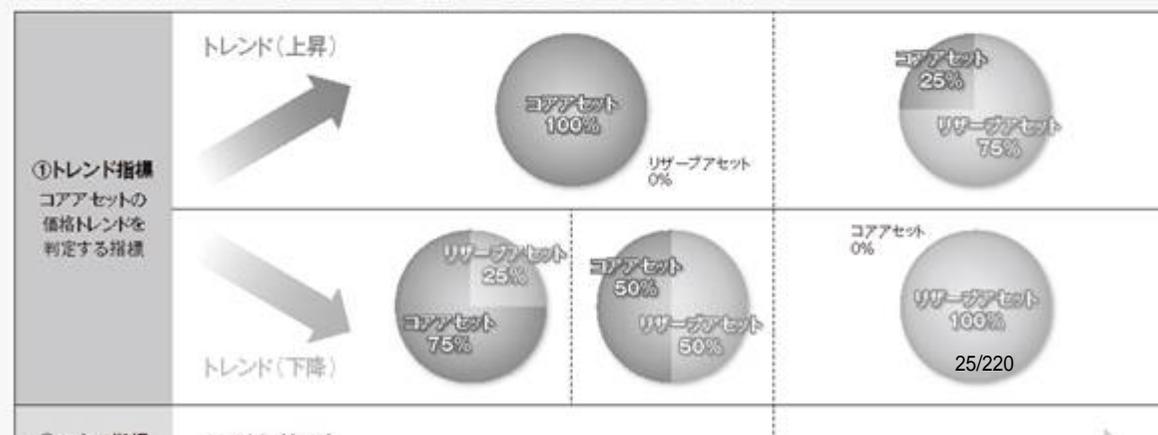
株式指数先物、商品先物指数は為替ヘッジされていますが、債券先物は為替ヘッジされていません。

債券先物は為替ヘッジされています。

2 コアアセットとリザーブアセットの5つの配分比率の決定

①トレンド指標および②マクロ指標の水準を基に、コアアセットとリザーブアセットの配分比率は、週次[※]で下記5つの組み合わせの一つに決定されます。マクロ指標が市場のリスク認識度が高いと判定するほどコアアセットの投資比率を減少させます。また、トレンドが下落トレンドと判定した場合も、コアアセットの投資比率を減少させます。

※構成資産である先物の取引所が休日の場合など、配分比率の変更が行われない場合があります。



3 投資量の決定

選定されたコアアセットとリザーブアセットの配分比率の過去の値動きを基に計算された価格変動率(ボラティリティ)が、年率換算で4パーセント(目標水準)を超えないように日次[※]で投資量を調整します。目標水準を上回っている場合は、投資量を減少させ、下回っている場合は投資量を増加(最大100パーセント)させます。

※一定以上の投資量の変更が見込まれる時のみ投資量の変更がなされるため、日次で変更されない場合もあります。

投資目的および投資方針

サブ・ファンドの投資目的は、受益証券の適用あるクラスを受益証券の当該クラスに関する満期日(当日を含む。)に至るまで保有する受益者に対して、債券発行会社が発行し、かつ、債券保証会社が保証する特定の元本確保型債券(以下「本債券」または「シティグループ社債」という。)に対する受益証券の発行手取金の全部または実質的に全部の投資を通じて、(a) 関連するクラス基準通貨での100パーセントの元本確保および(b) 受益証券の当該クラスに適用ある観測期間中の本インデックス(以下に定義される。)のパフォーマンスに連動するリターンを提供することである。本債券のパフォーマンスは、インデックス・スポンサーによって開発されたルール・ベースの独自の指数(以下「本インデックス」という。)に連動する。本インデックスは、複数資産への配分戦略のパフォーマンスを追跡するボラティリティ対象インデックスであり、その詳細は、以下に記載する。観測期間中において、本インデックスのパフォーマンスがプラスになっていない場合、本債券は、その元本金額の100パーセントで債券満期日に償還される。

本債券は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングズ・インク(以下「債券発行会社」という。)が発行する仕組債務証券のシリーズの一部を構成するものであり、その支払いは、シティグループ・インク(以下「債券保証会社」という。)が全額かつ無条件に保証する。本債券に対して格付は付与されていない。受益証券のあるクラスに係る100パーセントの元本確保および受益証券の当該クラスに対して適用ある本インデックスのパフォーマンスに連動するリターンは、債券満期日の本債券の最終償還金額によって提供されるため、本債券の条件ならびに債券発行会社および債券保証会社の信用リスクの対象となる。本債券がサブ・ファンドによってその債券満期日まで保有された場合ならびに債券発行会社または債券保証会社の債務不履行が一切存在せず、および対象となる調整事由または関連事由が一切存在せず、および債券発行会社による早期償還が一切存在しない場合のみ、本債券による元本確保が利用できる。

受託会社は、受益証券の各クラスの計算において、後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、本債券」の項の第14項に定める金額および時点で当該クラスに適用ある年次利息および月次利息を本債券から受領する。現在、受託会社が受益証券のあるクラスの計算において受領する月次利息は、受益証券の当該クラスに帰属すべきサブ・ファンドの一定の運営経費および費用(当初費用を含まない。)の弁済に使用される予定である。受益証券の各クラスの計算において受託会社によって受領された月次利息の一部であって、受益証券の当該クラスに帰属すべき一定の運営経費および費用の弁済に直ちには利用されないものは、当該経費および費用を弁済するために使用されるまで、後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、現金方針」において記載するところにより、現金留保として維持される。

受益証券の各クラスは、当該クラスに係る満期日に強制的に買い戻される。受益証券のあるクラスに適用ある本債券が後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、早期償還リスク」の項に記載する状況を含む、満期日より前に償還される場合、管理会社は、受益証券の当該クラスの受益証券の全部を強制的に買い戻すことを決定することがあり、受益証券の当該クラスが発行済受益証券の唯一のクラスである場合、管理会社が決定する償還日においてサブ・ファンドを終了することを決定することがある。

サブ・ファンドは、特化型運用を行う。特化型運用ファンドとは、投資対象に日本証券業協会が定める比率(10パーセント)を超える(特定の発行体によって発行される)支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいう。

サブ・ファンドは、シティグループ社債に集中して投資を行うため、当該債券の発行体、債券保証者および他の関連主体に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがある。

2020-01受益証券

2020-01受益証券の投資戦略は、2020-01受益証券の保有者に対して、本債券に対する2020-01受益証券の発行手取金の全部または実質的に全部の投資を通じて、(a) 2020-01受益証券が満期日(当日を含む。)に至るまで保有された場合における100パーセントの元本確保、(b) 観測期間中の本インデックスのパフォーマンスに連動するリターンを提供することである。

本債券

本債券の保有者に対して契約上拘束力のある本債券の要項は、受益証券のあるクラスに適用ある本債券の関連する債券英文発行条件書（以下「債券英文発行条件書」という。）を参照することによってのみ入手可能であり、債券英文発行条件書は、2018年12月14日付の本債券に関連する債券英文目論見書（すべての参照書類を含む。）およびその補遺（以下「債券英文目論見書」という。）と併せて読まなければならない。債券英文発行条件書は、債券発行日より後にのみ入手可能となる。債券英文発行条件書および債券英文目論見書の写しは、投資予定者の請求があり次第、入手可能となる。よって、以下に記載する本債券の記述は、示唆的なものに過ぎず、ならびに本債券の予測される重要な条件およびリスクの一部の概要に過ぎない。管理会社は、以下に記載する本債券の記述について責任を負わない。以下に記載する本債券の説明および債券英文目論見書または債券英文発行条件書との間に相違がある場合、債券英文目論見書および債券英文発行条件書が優先されるものとする。

1. ()債券発行会社

シティグループ・グローバル・マーケット・ホールディングス・
インク

シティグループ・グローバル・マーケット・ホールディングス・
インク（以下「CGMHI」という。）は1977年2月23日にニューヨーク
で設立され、ソロモン・スミス・バーニー・ホールディング
ス・インクの承継会社である。CGMHIの本社は、10013ニューヨ
ーク州ニューヨーク市グリニッジ・ストリート388に所在する。子会
社を通して業務を行うCGMHIは、フルサービスの投資銀行業務およ
び証券仲介業務を行っている。

()債券保証会社

シティグループ・インク

シティグループ・インクは、持株会社であり、主に事業子会社か
らの収益によって債務を返済している。シティグループ・インク
の本社は、10013ニューヨーク州ニューヨーク市グリニッジ・スト
リート388に所在する。シティグループ・インクは、デラウェア州
一般会社法に基づき存続期間が無期限の法人（登記番号2154254）
として1988年3月8日にデラウェア州で設立された。

シティグループ・インクは、その事業において、消費者、法人、
政府および機関に幅広いが焦点を合わせた金融商品および金法
サービスを提供するグローバルな総合金融サービス持株会社であ
る。シティグループ・インクは、約2億の顧客口座を保有し、160
を超える国と法域で事業を展開している。

2. 指定通貨

受益証券のあるクラスに関して本書に別途指定がない限り、米ド
ル

3. 元本総額 受益証券の各クラスに関して、100パーセント×払込日に発行されている受益証券の当該クラスの受益証券口数×発行価格
4. 債券発行価格 本債券の発行時の当初価格であって、元本総額の100パーセントに相当する

- 5．()債券額面金額 受益証券のあるクラスに関して本書に別途指定がない限り、100.00米ドル
本債券は、より少額の単位で再分割または再発行することはできない。
- 6．()債券発行日 2020-01受益証券に関して、2020年2月5日（以下「債券発行日」という。）
- 7．債券満期日 2020-01受益証券に関して、2025年1月22日
- 8．本債券の種別 本債券は、次に掲げるものである。
() 固定利付債券（以下14.を参照のこと。）
() 投資対象連動債券（以下13.を参照のこと。）
() 現金決済債券（すなわち、本債券の決済は、現金決済の方法による。）
- 9．利息基準 本債券は、以下14.に規定される年次利息および月次利息を生じる。債券額面金額当たりの支払利息額は、0.005米ドルを切り上げ、0.01米ドル単位に四捨五入される。ただし、受益証券のあるクラスに関して本書に別途明記されている場合はこの限りではない。
- 10．債券償還／支払い基準 後記15の償還に関連する条項を参照のこと
- 11．()本債券の地位 非劣後
()債券発行会社保証証券の地位 非劣後
- 12．本債券の販売方法 非シンジケート

投資対象付連動債券に関する条項

- 13．投資対象連動債券に関する条項 後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、本債券に関するリスク」を参照のこと。
()投資対象 本書に定める本インデックス
()各投資対象に関する要項

- (A)インデックス・
スポンサー シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドまたはインデックス要項において定義される「インデックス管理事務代行会社(Index Administrator)」として選任されるその他の者
- (B)予定取引日 予定取引日は、(a)インデックス要項に定義されるインデックス営業日および(b)すべてのインデックス構成銘柄取引所がそれぞれの通常の立会のために営業することが予定されている日。

支払利息に関する条項

14. 固定利付債券に関する条項
- 各本債券は、(A)月次利息(以下「月次利息」という。)および(B)年次利息(以下「年次利息」という。)を生じる。
- ()利率 (A)月次利息に関して、月次利率(以下「月次利率」という。)
(B)年次利息に関して、年次利率(以下「年次利率」という。)
それぞれ後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、本債券、月次利息」および「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、本債券、年次利息」に定める。
- ()利払日 (A)月次利息に関して、各月次利払日(以下「月次利払日」という。)
(B)年次利息に関して、各年次利払日(以下「年次利払日」という。)
それぞれ後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、本債券、月次利息」および「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、本債券、年次利息」に定める。当日が債券営業日でない場合、債券営業日である翌日に繰り延べられる。ただし、これにより翌暦月になる場合はこの限りではなく、その場合、直前の債券営業日に繰り上げられるものとする。
- ()利息期間終了日 (A)月次利息に関して、各月次利払日(以下「月次利息期間終了日」という。)
(B)年次利息に関して、各年次利払日(以下「年次利息期間終了日」という。)

- ()利息期間
- (A)月次利息に関して、債券発行日(当日を含む。)に開始し、最初の月次利息期間終了日(当日を含まない。)に終了する期間および、その後についてはある月次利息期間終了日(当日を含む。)から翌月次利息期間終了日(当日を含まない。)までの各期間(以下、それぞれ「月次利息期間」という。)
- (B)年次利息に関して、債券発行日(当日を含む。)に開始し、最初の年次利息期間終了日(当日を含まない。)に終了する期間および、その後についてはある年次利息期間終了日(当日を含む。)から翌月次利息期間終了日(当日を含まない。)までの期間(以下、それぞれ「年次利息期間」という。)
- ()利息金額
- (A)月次利息に関して、各月次利息期間に関して債券額面金額当たりに支払われる月次利息金額(以下「月次利息金額」という。)
- (B)年次利息に関して、各年次利息期間に関して債券額面金額当たりに支払われる年次利息金額(以下「年次利息金額」という。)
- それぞれ後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、本債券、月次利息」および「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、本債券、年次利息」に定める。

()日割数 利息期間中の実日数を365で除したものの。

償還に関連する規定

15. 償還金額

各債券額面金額に関する「最終償還金額」とは、以下の算式を参照して債券計算代理人によって算定される米ドルによる金額をいう。

$100.00 \text{米ドル} \times ((1 + PR \times \text{Max}[\text{投資対象終値最高値} / \text{行使水準}) - 1, 0])$

上記における用語の意味は、それぞれ次に掲げるとおりである。

投資対象終値最高値とは、債券計算代理人が米ドル金額で最大と判断する各観測日に関する投資対象終値の中での最高値をいう。

各観測日は、特定評価日として取り扱われる。

PRとは、債券計算代理人によって通知され、かつ、債券発行日における本債券が発行される時点において算定される百分率をいう。

行使水準とは、債券計算代理人によって通知され、かつ、債券発行日における本債券が発行される時点において算定される水準をいう。

債券英文目論見書および債券英文発行条件書において定めるところにより、以前に償還または買入消却されている場合を除くほか、債券額面金額に相当する本債券の各元本金額は、債券満期日において、最終償還金額により償還される。

16. 早期償還金額

()課税上の理由、違法性 後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資
または債務不履行事由 リスク、(1) リスク要因、本債券に関するリスク、早期償還リ
もしくはその他の関連 スク」を参照のこと。

する早期償還により、
本債券の要項および/
または計算方法に基づ
き、償還時に支払われ
る早期償還金額

()期限前償還額金には、含まれる。支払われる予定の経過利息については、追加金額はな
経過利息に関する金額 い。
が含まれるか

本債券に適用される一般規定

- | | |
|------------|---|
| 17. 本債券の様式 | 記名式
ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの共通預託機関のノミニー名義で登録されたレギュレーションS大券による記名式債券券面 |
| 18. 準拠法 | イングランド法が適用される。本債券の要項は、イングランド法に準拠する。 |
| 19. 営業地点 | ニューヨークおよびロンドン |

- 20．営業日管轄またはその他の ニューヨークおよびロンドン
支払日に関する特別規定
- 21．債券計算代理人 英国ロンドン市E14 5LBカナリーワーフ、カナダスクエア、シ
ティグループセンターに所在するシティグループ・グローバル・
マーケッツ・リミテッド
- 22．算定 債券発行会社、債券計算代理人または他のいずれかの者によっ
て、いずれかの事項が算定、斟酌、選択、選定またはその他決定
されるべきとき（ある事項が債券発行会社もしくは債券計算代理
人または当該他の者の意見を参照することによって決定されるべ
き場合を含む。）はいつでも、かかる事項は、債券発行会社、債
券計算代理人または当該他の者（いずれか場合による。）によっ
て、同人の単独かつ絶対の裁量において、算定、斟酌、選択、選
定またはその他決定されるものとする。
- 23．米国の税務上の留意事項 米国の連邦所得税の目的において、債券発行会社は、本債券を債
務として取り扱うことを意図している。
本債券に関する投資対象が（ ）一つもしくは複数の適格指数お
よび／もしくは適格指数有価証券ならびに／または（ ）米国株
式もしくは米国株式を含む指数のいずれでもない投資対象をもつ
てのみ構成されており、ならびに、それゆえ本債券が特定株式連
動商品ではないと債券発行会社が判断している。
- 24．リスク 本債券は、中程度（バランス型）のリスク許容度を有する投資者
であって、その目的が、（１）本書に記載する一定のリスクに従
いつつ、投資元本の保護を追求し、および（２）所与の債券満期
日において支払われる償還金額についての一定の不確実性を受容
しつつ、市場変動に基づく元本の成長を受け取ることを目指す
投資者に向けて設計されている。

前記「第二部 ファンド情報、第１ ファンドの状況、２ 投資方針、（１）投資方針、投資目的および投資方針、本債券、支払利息に関する条項」の第14項の
目的において、本債券に適用ある月次利息および年次利息の条件は、以下に記載のとおりである。

月次利息

各本債券は、債券発行日（当日を含む。）から債券満期日（当日を含まない。）まで、月次利息を生じる。

各月次利息期間に関して、債券額面金額当たりで支払われる月次利息金額は、次に掲げる算式を参照して、債券計算代理人によって計算されるものとする。

100.00米ドル×月次利率×日割数

上記における用語の意味は、それぞれ以下のとおりである。

「月次利率」とは、() 2020年2月28日頃に終了する最初の月次利息期間に関して、年率1.28パーセントまたは() その後の各月次利息期間に関して、年率0.79パーセントをいう。

「月次利払日」とは、(a) 2020年2月28日（当日を含む。）から2024年12月28日（当日を含む。）までの各暦月の28日および(b) 債券満期日をいう。

年次利息

月次利息に加えて、各本債券は、債券発行日（当日を含む。）から2024年1月25日（当日を含まない。）まで、年次利息を生じる。各年次利息期間に関して、債券額面金額当たりで支払われる年次利息金額は、次に掲げる算式を参照して、債券計算代理人によって計算されるものとする。

100.00米ドル×年次利率×日割数

上記における用語の意味は、それぞれ以下のとおりである。

「年次利率」とは、年率0.10パーセントをいう。

「年次利払日」とは、2021年1月25日、2022年1月25日、2023年1月25日および2024年1月25日をいう。

本インデックス

各本インデックスは、複数資産から成るポートフォリオのパフォーマンスを得ることを目指し、また、指数および先物バスケットの上昇トレンドに対するエクスポージャーを提供しつつ、指数および先物のバスケットの下降トレンドを回避することにより、プラスのパフォーマンスを生み出すことを目指すボラティリティを目標とした指数である。

本インデックスによって適用される方式は、株式、商品および債券から成る広く分散化された想定バスケット（以下「コアアセット」という。）ならびに債券（以下「リザーブアセット」という。）（これらそれぞれは、以下において詳述される。）に対するエクスポージャーを提供するように設計された動的エクスポージャー戦略を用いる。

コアアセットおよびリザーブアセット

コアアセットは、以下の表に定める構成銘柄から構成される。ただし、受益証券のあるクラスに関して、本書に別段の定めがある場合はこの限りではない。

	コアアセット構成銘柄	構成比率	複製費用	取引費用
1	EミニS&P500 期近限月	12パーセント	0.10パーセント	0.025パーセント
2	日経平均株価 期近限月	12パーセント	0.10パーセント	0.050パーセント
3	ストックス欧州600指数 期近限月	12パーセント	0.15パーセント	0.050パーセント
4	ASX SPI 200 期近限月	12パーセント	0.15パーセント	0.050パーセント
5	ミニMSCIエマージング マーケット指数 期近限月	12パーセント	0.15パーセント	0.030パーセント

6	S&P GSCI ゴールドエクセス リターン指数	5パーセント	0.20パーセント	0.025パーセント
7	S&P GSCI 原油エクセス リターン指数	5パーセント	0.25パーセント	0.050パーセント
8	ユーロ建ドイツ国債 期近限月	7.5パーセント	0.05パーセント	0.025パーセント
9	10年物日本国債 期近限月	7.5パーセント	0.05パーセント	0.025パーセント
10	10年物オーストラリア国債 期近限月	7.5パーセント	0.05パーセント	0.025パーセント
11	10年物米国財務省中期証券 期近限月	7.5パーセント	0.05パーセント	0.025パーセント

各本インデックスは、定期的に（通常日次で）、コアアセットを構成する株式および商品の資産に関して、一定の範囲において、そのインデックス通貨に対するヘッジを提供するよう設計されているが、各本インデックスは、コアアセットを構成する債券に関して、インデックス通貨に対するヘッジを提供するようには設計されていない。

リザーブアセットは、以下の表に定める構成銘柄から構成される。ただし、受益証券のあるクラスに関して、本書に別段の定めがある場合はこの限りではない。

リザーブアセット構成銘柄	構成比率	複製費用	取引費用
ユーロ建ドイツ国債 期近限月	25パーセント	0.05パーセント	0.025パーセント
10年物日本国債 期近限月	25パーセント	0.05パーセント	0.025パーセント
10年物オーストラリア国債 期近限月	25パーセント	0.05パーセント	0.025パーセント
10年物米国財務省中期証券 期近限月	25パーセント	0.02パーセント	0.013パーセント

各本インデックスは、定期的に（通常日次で）、リザーブアセットを構成する債券に関して、一定の範囲において、そのインデックス通貨に対するヘッジを提供するよう設計されている。

構成銘柄の水準が変動することから、いずれかの日において各構成銘柄が適用ある本インデックスに対して占める比率は、本インデックス全体のパフォーマンスとの比較におけるかかる構成銘柄の相対的なパフォーマンスに依拠する。よって、適用ある本インデックスにおける一つの構成銘柄の構成比率は、日々変わる可能性がある。一方で、一定の週次の観測（以下、当該観測のそれぞれを、「シグナル日」という。）において本インデックスに含まれ、および同日現在一定の構成比率を有する一つの構成銘柄は、翌シグナル日まで固定される単位比率によって表示される。

各本インデックスは、ルール・ベースによる配分方式(以下「リスク・オンオフ水準」という。)に従い、コアアセットとリザーブアセットとの間の想定配分を定め、またこれにより、投資者に対して、そのエクスポージャーを提供する。

リスク・オンオフ水準は、毎シグナル日における二つの特定の市場指標、すなわちトレンド指標およびマクロ指標、の観測を適用することにより算定される。

トレンド指標

コアアセットのトレンド(以下「トレンド指標」という。)は、シグナル日までの(ただし、当該シグナル日を含む。)20インデックス営業日から120インデックス営業日の間の回顧期間(以下「トレンド回顧期間」という。)において、コアアセットの時間加重平均水準をその単純平均水準(または均一加重平均水準)と比較することとして理解することができる指標により測定される。

時間加重平均は、より多くの加重をより最近の水準に漸次付与する平均である。例として、コアアセットの時間加重平均を計算するため、かかる期間の1日目かつ最遠隔日におけるコアアセットの水準に対して最小の加重が付与され、および2日目における水準に対して僅かに高い加重が付与され、ならびに期間の最終日かつ最直近日(この日に対して最高の加重が付与される)に至るまで同様とする。

それゆえ、期間の最直近日は、期間の他の日より時間加重平均の多くを占める。逆に、単純加重平均は、すべての水準を均一に加重し、関連する期間における最も直近の水準および最も前の水準は、均一に単純平均を占める。特定の期間について、コアアセットの時間加重平均の水準がその単純平均を上回り、またはこれに等しい場合、各本インデックスは、このことをもってコアアセットが上昇トレンドにあると解する。逆に、時間加重平均が単純平均を下回る場合、各本インデックスは、このことをもってコアアセットが下降トレンドにあると解する。

トレンド回顧期間の長さは、かかるシグナル日(同日を含む。)に至るまでの60インデックス営業日の期間を通じたコアアセットの年率換算後のボラティリティの10日間平均(以下「3か月平均実現ボラティリティ」という。)と比較したときの、関連するシグナル日(同日を含む。)に至るまでの10インデックス営業日の期間を通じたコアアセットの日次リターンに基づくコアアセットの年率換算後のボラティリティ(以下「現在実現ボラティリティ」という。)に依拠する。現在実現ボラティリティが3か月平均実現ボラティリティと等しい場合、トレンド回顧期間は、60インデックス営業日となる。現在実現ボラティリティが3か月平均実現ボラティリティを上回る場合、トレンド回顧期間は、60インデックス営業日より短くなり(ただし、最短20インデックス営業日)、また現在実現ボラティリティが3か月平均実現ボラティリティを下回る場合、トレンド回顧期間は、60インデックス営業日より長くなる(ただし、最長120インデックス営業日)。

現在実現ボラティリティが3か月平均実現ボラティリティを上回る場合、各本インデックスは、コアアセットのパフォーマンスのトレンドを判断するため、短期のトレンド回顧期間を用いる。現在実現ボラティリティが3か月平均実現ボラティリティを上回る場合、各本インデックスは、このことをもってコアアセットのボラティリティが上昇トレンドにあると解し、これにより、本インデックスがトレンド回顧期間の長さを短縮することになる。対照的に、現在実現ボラティリティが3か月平均実現ボラティリティを下回る場合、各本インデックスは、このことをもってコアアセットのボラティリティが下降トレンドにあると解し、これにより本インデックスがトレンド回顧期間の長さを伸長することになる。変動性のより高い市場において短い前の期間がより現在のトレンドを示唆するものであり、およびより安定した市場において長い前の期間がより現在のトレンドを示唆するものであるという前提により、かかる方針が予測されている。とりわけ、より変動性の高い市場においてトレンドが意味をなさなくなる傾向にあることから、かかる方針が該当するという保証はない。

トレンド指標を判定するために用いられる実現ボラティリティは、ボラティリティの履歴の観測であって、今後のボラティリティを反映するものではないことを留意することが重要である。実現ボラティリティは、将来のボラティリティを予測し、および市場期待をより良く反映するインプライド・ボラティリティと同一ではない。

マクロ指標

5 インデックス営業日の期間を通じて、シティ・グローバル・マクロ・リスク指標(以下「シティGMRIインデックス」という。)の短期移動平均水準により測定される、6つの選定された金融市場において反映されるリスクの市場認識(以下「マクロ指標」という。)。シティGMRIインデックスは、一般的な市場リスク回避の水準の予想を代表するように機能する特定の指標のパフォーマンスを追跡するインデックス・スポンサー固有の指数である。当該指標に含まれるのは、新興国市場の国債スプレッド、米国の信用スプレッド、企業の債務不履行に対する信用補完費用ならびに外国為替相場、株式および金利のインプライド・ボラティリティである。

シティGMRIインデックスは、インデックス・スポンサーによって開発され、広範な世界中の金融システムにおけるリスク回避認識を計量することを試みるルール・ベースによる固有の指標である。シティGMRIインデックスは、それぞれが金融市場リスクの区分の代表的なものである市場ベンチマークの価格または水準(いずれか該当する方)を参照して算定されるその6つの構成要素の水準を参照して、日次で計算される。シティGMRIインデックスは、日次の水準が常に0から1の範囲に該当する結果となるような計算方式を用い、水準が0であるときは、最も低いリスクの一般的な市場認識を示し、および水準が1であるときは、最も高いリスクの一般的な市場認識を示す。シティGMRIインデックスの水準は、現在ブルームバーグ・ページの「CIISGMRI < Index >」において公表されている。

各シグナル日時点において、インデックス計算代理人は、かかるシグナル日(同日を含む。)に至るまでの5インデックス営業日間中のシティGMRIインデックスの水準の相加平均(以下「平均GMRI水準」という。)を計算する。平均GMRI水準が0.5を下回る場合、各本インデックスは、このことをもってリスクの市場認識が前年中のその水準との比較において低いと解し、また平均GMRI水準が0.5を上回り、または0.5に等しい場合、各本インデックスは、このことをもってリスクの市場認識が前年中のその水準との比較において高いと解する。

シティGMRIインデックスの作用は、あらかじめ定義されたルール・ベースの方式に依拠するものである。類似の目的を持つ他の方式は、シティGMRIインデックスに比べてより奏功する異なる結果をもたらすことがある。シティGMRIインデックスが世界中の金融システムにおけるリスクの測定(およびリスクの回避)に際して、奏功するとの保証はない。シティGMRIインデックスが一般的な参照方法として開発されたものであり、また適用ある本インデックスとの併用に特化して設計されたものではないことにも留意すべきである。

トレンド指標およびマクロ指標は、組み合わせさせてシグナル(以下「シグナル」という。)を提供し、以下のとおり、リスク・オンオフ水準によって適用ある本インデックスにコアアセットもしくはリザーブアセットまたはそれぞれの組合せに対するエクスポージャーを提供する判定となるかを決定する。

- (a) シグナル日において、コアアセットを構成するポートフォリオが下降トレンドにあると判定され、かつ、シティGMRIインデックスが前年に測定された水準と比較して高いリスクの市場認識を示した場合、適用ある本インデックスは、仮想エクスポージャーをリザーブアセットに配分する。
- (b) シグナル日において、コアアセットを構成するポートフォリオが下降トレンドにあると判定され、かつ、シティGMRIインデックスが前年に測定された水準と比較して低いリスクの市場認識を示した場合、適用ある本インデックスは、仮想エクスポージャーの半分をコアアセットに配分し、半分をリザーブアセットに配分する。

- (c) シグナル日において、コアアセットを構成するポートフォリオが下降トレンドにあると判定され、かつ、シティGMRIインデックスが前年に測定された水準と比較して非常に低いリスクの市場認識を示した場合、適用ある本インデックスは、仮想エクスポージャーの75パーセントをコアアセットに配分し、25パーセントをリザーブアセットに配分する。
- (d) シグナル日において、コアアセットを構成するポートフォリオが上昇トレンドにあると判定され、かつ、シティGMRIインデックスが前年に測定された水準と比較して低いリスクの市場認識を示した場合、適用ある本インデックスは、仮想エクスポージャーをコアアセットに配分する。
- (e) シグナル日において、コアアセットを構成するポートフォリオが上昇トレンドにあると判定され、かつ、シティGMRIインデックスが前年に測定された水準と比較して高いリスクの市場認識を示した場合、適用ある本インデックスは、仮想エクスポージャーの25パーセントをコアアセットに配分し、75パーセントをリザーブアセットに配分する。

シグナルに変更がない場合、当該週の期間に関して、比率の調整は行われない。インデックス要項において詳述されるとおり、本インデックスの構成銘柄に係る予定取引日ではないことにより、または一定の指定された取引所がその通常の立会取引を行うことが予定されている日ではないことにより、一つまたは複数の本インデックスの構成銘柄の取引を行うことができない場合、当該週の期間に関して、比率の調整は行われない。しかしながら、(インデックス要項において記載されるとおり)一定の混乱事由により、一つまたは複数の本インデックスの構成銘柄の取引を行うことができない場合、比率の調整は、インデックス要項において定める手続に従い、本インデックスの構成銘柄に関して行われる。

目標ボラティリティを得ることを追求する際のリスク・オンオフ水準に対する可変エクスポージャー

各本インデックスによって適用される方式は、本インデックスのリスク・オンオフ水準に対する静的に増加または減少された想定エクスポージャー(以下「本エクスポージャー」という。)を提供するように設計されたボラティリティ目標の動的エクスポージャーの仕組みを利用する。本エクスポージャーは、既定の最大制限に従い、インデックス水準に係る特定された年率換算後のボラティリティの水準全体がボラティリティ目標以下を維持することを追求する計算式に従い、潜在的には日次で、調整される。例として、リスク・オンオフ水準に係る年率換算後のボラティリティがボラティリティ目標を下回る場合、適用ある本インデックスによって適用される方式により、ボラティリティ目標を達成するとの目的をもって、既定の最大制限に至るまで本インデックスのリスク・オンオフ水準に対する本エクスポージャーが引き上げられる。関連する本エクスポージャーは、関連するリスク・オンオフ水準の直近のボラティリティを参照して決定される。リスク・オンオフ水準および適用ある本インデックスの本エクスポージャーのリスク・オンオフ水準に対するボラティリティは、潜在的には、日々決定および調整されるが、本インデックスの実際のボラティリティは、ボラティリティ目標を上回り、または下回ることがあり、さらに、ボラティリティ目標の適用は、適用ある本インデックスの本エクスポージャーへの調整前のリスク・オンオフ水準の過去21インデックス営業日のボラティリティ履歴と5パーセントのボラティリティ・バッファ(以下「ボラティリティ・バッファ」という。)に基づく。ボラティリティ・バッファの効果は、大まかにいうと、適用ある本インデックスによって適用される方式によって算定される理論的なエクスポージャーと現実のエクスポージャーとの絶対的な差分が5パーセントを上回らない限り、本インデックスのリスク・オンオフ水準に対するエクスポージャーが変わらないということである。ボラティリティ・バッファの目的は、エクスポージャーの過度に頻繁な変化およびそれに伴う費用を避けることである。これの意味するところは、適用ある本インデックスがボラティリティの変化を反映させるように本エクスポージャーを増加または減少させる前に相当の期間を要することがあることである。この結果、本エクスポージャーがより短期に調整されると仮定した場合に比べて、本インデックスに係るインデックス水準が低くなる可能性がある。

インデックス想定費用

各本インデックスのインデックス水準は、（ ）適用ある本インデックスの個別の構成銘柄の比率および水準ならびにリスク・オンオフ水準に対する本エクスポージャーの潜在的には週次の変化（すなわち、インデックス要項に詳述されるとおり、シグナルの変化の結果によるコアアセットとリザーブアセットとの間のエクスポージャーの再配分に伴う想定費用）、（ ）潜在的には日次によるリスク・オンオフ水準に対する適用ある本インデックスのエクスポージャーのボラティリティ目標メカニズム、（ ）先物である適用ある本インデックスの構成銘柄の入れ替えならびに（ ）コアアセットおよびリザーブアセットにおける固定比率への構成銘柄の月次再設定に伴う想定取引および複製の費用を控除したものである。

個別の構成銘柄に伴う複製費用および取引費用については、前記「投資目的および投資方針、本インデックス」の項を参照のこと。

控除率

各本インデックスのインデックス水準は、次に掲げる算式のとおり計算されるとおり、各インデックス営業日（以下「関連インデックス営業日」という。）に関して、固定の率による控除（以下「控除率」という。）を反映する。

$$X \times Y \div Z$$

上記の算式における用語の意味は、それぞれ以下に掲げるとおりである。

Xは、控除率割合である。

Yは、関連インデックス営業日の直前のインデックス営業日（当日を含まない。）から関連インデックス営業日（当日を含む。）までの暦日の日数である。

Zは、360である。

各本インデックスのインデックス水準は、インデックス・スポンサーによって公表される。

本項は、各本インデックスの完全な記述ではなく、本項は、各本インデックスの主要な性質の部分的な概要を内容とするに過ぎない。

2020-01受益証券に関して、2019年11月現在有効なインデックス要項、およびインデックス要項の各編に付随する「本インデックスの平易な英文による説明（Plain English Description of the Index）」および「リスク要因の平易な英文による説明（Plain English Description of the Risk Factors）」と題する文書は、次に掲げるアドレスにおいて入手でき、これらを参照のこと。

(a) グローバル・マルチアセット米ドル建てVT4指数 - インデックス要項

https://www.citi.com/icg/data/documents/srp/eu/Multi_Asset/Global_Multi_Asset_USD_VT4_Index_Conditions.pdf

(b) グローバル・マルチアセット米ドル建てVT4指数 - 本インデックスの平易な英文による説明（Plain English Description of the Index）

https://www.citi.com/icg/data/documents/srp/eu/Multi_Asset/Global_Multi_Asset_USD_VT4_Index_Description.pdf

インデックス要項およびその付随文書は、本インデックスが準拠する規則および本インデックスの主要な性質およびそこから生じるリスクを詳細な記述を内容とする。とりわけ、インデックス要項に記載される本インデックスの方式は、本インデックスがインデックス計算代理人によって計算される方法に係る記述および本インデックスに対するエクスポージャーを引き受けるときに斟酌すべき要素に係る説明を含んでいる。**投資者は、サブ・ファンドに対する投資を行う前に、イン**

デックス要項の全部を読むべきである。本項とインデックス要項との間に不一致がある場合、関連するインデックス要項が優先するものとする。本インデックスの投資対象終値は、インデックス要項に含まれる本インデックスに係るブルームバーグ・ページから入手することができる。

現金方針

サブ・ファンドの当座の現金の必要性をそれが生ずる都度斟酌して、受益証券のあるクラスに対して帰属すべきサブ・ファンドの資産の一定比率は、現金で保有されることがある。管理会社は、サブ・ファンドが常にその支払債務を充足する状態にあることを確保するため、現金または現金同等の有価証券へのサブ・ファンドの配分を管理することについて責任を負う。したがって、受益証券のあるクラスの受益証券の発行手取金の一部が本債券に対して投資されず、またこれに代わり、かつ、管理会社の裁量において、保管会社に開設した銀行口座に留め置かれる(以下「現金留保」という。)ことがある。現金留保は、受益証券のあるクラスに関連するサブ・ファンドの設立費用、固定経費および継続的費用に用いられる。

サブ・ファンドの通常支払債務は、買戻代金ならびに管理会社およびサブ・ファンドの他のサービス提供者に対して支払われるべき他の通常支払債務の報酬および費用を含む(ただし、これらに限られない。)

管理会社の運用上の原則は、サブ・ファンドがその支払債務の履行期が到来するときは常にその支払債務を充足する状態にあることを確保する一方、サブ・ファンドの現金保有を最低限に維持することである。通常状況の下、管理会社は、受益証券の各クラスに関して帰属すべき純資産価額の5パーセント超を現金留保で保有することを想定していない。いかなる状況においても、現金留保が受益証券の各クラスに関して帰属すべき純資産価額の10パーセントを超えることはない。

(2) 【投資対象】

前記「(1)投資方針」の項を参照のこと。

(3) 【運用体制】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。

管理会社は、管理会社が受託会社に対して当該委託が生ずる前または当該委託が生じた後合理的な期間内に当該委託について書面により通知することを条件に、受託会社の事前の承認を得ることなく、管理会社が決定する1以上の個人、団体または法人に対して、その権利、特典、権能、義務および裁量の全部または一部ならびに信託証書に基づくそのいずれかの職務の履行を(関連するサブ・ファンドの費用で)委託する権能および権限を有する。ただし、以下に掲げる事項をその条件とする。

(a) 管理会社は、各委託先が信託証書の規定(適用ある範囲において)を遵守することを確保するために、あらゆる合理的な努力をする。

(b) 適用ある法律によって要求される限りにおいて、管理会社は、当該委託先の作為または不作為についてかかる作為または不作為が管理会社自身のものであるかのように責任を負うが、その他当該委託先またはその再委託先の行為を監督することを義務付けられず、かつ、かかる損失が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行の結果として発生した場合を除き、委託先または再委託先の作為または不作為を理由としてトラスト(いずれかのサブ・ファンドを含む。)が被った損失について一切責任を負わない。

(c) 当該者との書面による合意は、個別的に受託会社に対してではなく、関連するサブ・ファンドの信託財産のみに対して当該合意に基づく求償を制限する条項を含む。

管理会社は、いかなる場合または理由においても、信託財産またはそのいずれか一部が被ったまたはその収益について生じた損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。

管理会社は、トラストに関する潜在的債権者との取引においても、当該債権者に対して支払義務を負うもしくは将来その可能性がある債務、義務または負債を満足させるために、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産に対してのみ求償を有することを確保する。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負担したまたは当事者となった訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用(すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。)または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産より補償される。上記にかかわらず、

(a) 管理会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、他のサブ・ファンドに関して被った債務に対して補償を受ける権利を有さない。

(b) 管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。

管理会社は、受託会社に対して90日前(または受託会社が合意するより短い期間)の書面による通知を行うことにより退任することができる。管理会社が退任の意思を示した通知を行ってから60日以内に承継管理者が選任されていない場合、すべてのサブ・ファンドが終了する。

管理会社は、受託会社が信託証書に基づくその義務の重大な違反を行い、かつ(当該違反が治癒可能である場合に)当該違反の治癒を要求する管理会社による通知の受領から30日以内にこれを是正しない場合、受託会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも信託証書に基づくその任務から退く権利を有する。

管理会社が退任するかまたは解任された場合であって、かつかかる退任または解任の後受託会社が決定する期間内にあらゆる点において管理会社に代わる者として相応しい者であると受託会社が決定する後任の管理会社を受託会社が特定することができない場合、受託会社は、直ちに全受益者による集会を招集する。当該受益者集会において、受益者は、受益者決議をもって管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名することができ、受益者は、受託会社に対して、その旨を書面により通知するものとする。当該通知後直ちに、受託会社は、追補信託証書および/または適切な場合、投資運用契約の条項により、望ましい後任の管理会社を管理会社として選任する。受益者が管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名しなかった場合、受託会社は、トラストを終了させることができる。

受託会社は、投資運用契約に定める条件でトラストおよび各サブ・ファンドの投資運用者として行為するよう管理会社を選任している。投資運用契約の条件に基づき、管理会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行につき責任を負う。

投資運用契約に基づき、管理会社は、いかなる場合または理由においても、受託会社、信託財産またはいずれかのサブ・ファンドが負担したまたは被った損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。管理会社は、間接的、特別または派生的な損失につき責任を負わない。管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負い、負担したまたは被る可能性のある訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用(すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。)または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有する。ただし、管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用ま

たは要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。投資運用契約は、管理会社が受託会社に対して90日以上前に書面による通知を行うことにより(その逆の場合も同様とする。)、または投資運用契約に定めるその他の状況において終了する。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、香港で設立された会社であり、シティグループ・インクの間接完全子会社であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドの完全子会社である。SF0第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

管理会社の取締役は以下のとおりである。

シリル・トルブレウィッチ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの取締役兼アジア・パシフィック・マルチ・アセット・グループの長である。マルチ・アセット・グループは、資産家、個人、企業および機関顧客に対する投資商品および投資ソリューションの販売の考案、組成および手配を行う地域的投資ソリューションの基盤となる組織である。トルブレウィッチ氏は、グループ長の職務に就くまで、アジアの機関顧客および販売パートナーに対する新商品戦略の指揮をとり、受賞歴のある幅広いソリューション開発を監督していた。トルブレウィッチ氏は、2003年にロンドンのシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドにマルチ・アセット・デリバティブ・ストラクチャラーとして入社し、2007年にアジアに異動した。

ソン・リ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの長であり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの地域の投資ファンド事業の運営および開発に責任を負う。シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックは、アジア・パシフィックの機関投資家、富裕投資家および一般投資家のために投資ファンドおよびファンド・ソリューションを作り出す。リ氏は、ウォール・ストリートおよびアジアにおいて24年以上の投資経験を有する。シティグループに入社する前は、ニューヨークおよびその後香港のアライアンス・バーンスタイン・アセット・マネジメントにおいて、少数の主力商品で1,600億米ドルにのぼる運用資産額を監督するブレンド・ソリューション・チームでシニア・ポートフォリオ・マネジャーを務めた。アライアンス・バーンスタインに勤務する前は、ニューヨークのドイチェ・アセット・マネジメントおよびシティグループ・アセット・マネジメントでポートフォリオ管理およびリサーチに関する様々な職務に携わっていた。

(4) 【分配方針】

サブ・ファンドは、受益証券の各クラスに関して、分配基準日の後、分配を行う予定である。サブ・ファンドの現在の分配方針は、受益証券のあるクラスに関して、および分配期間に関して、当該クラスに適用ある本債券に関して受領するすべての年次利息(もしあれば)(以下「分配金額」という。)を支払うことである。管理会社は、関連する分配金額よりも高額または少額で分配を支払う裁量を有する。

関連する分配金落ち日の後の買戻日に行われる受益証券の買戻しに関して受領可能な買戻価格は、関連する分配が受益者に支払われるまで、分配されるべきであるがまだ分配されていない金額を含まない。

宣言された分配金額は、分配基準日に受益者名簿に登録されている受益者に支払われ、当該分配はすべて、(通常四捨五入方法を用いて)0.01米ドル単位または受益証券のあるクラスに関して本書に定める他の四捨五入の方法をもって四捨五入される。

分配は、関連する分配基準日の後の分配支払日に支払われる。

(5) 【投資制限】

投資制限

管理会社は、サブ・ファンドの計算において、サブ・ファンドの総資産の50パーセント超を金融商品取引法に定義される「有価証券」(社債、国債、コマーシャル・ペーパー、証券投資信託の受益証券およびミューチュアル・ファンドの投資証券など)(有価証券とみなされる金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利を除く。)および当該有価証券に関連するデリバティブに対して投資する。

管理会社は、サブ・ファンドのために以下に掲げることを行わない。

- (a) 株式もしくは株式関連の有価証券を取得し、または出資に対する投資をすること。
- (b) サブ・ファンドによって保有される上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象の価額の合計が、当該投資対象の取得の結果、当該取得の直後に直近の純資産価額の15パーセントを超えることとなる場合において、上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象を取得すること(ただし、かかる制限は、当該投資の評価方法が英文目論見書もしくはサブ・ファンドの補遺において明確に開示されている場合および当該投資対象の価格の透明性を確保する適切な方法が取られている場合は、当該投資対象の取得を妨げないものとする。)
- (c) 自己取引を行い、または本人としての管理会社の取締役と取引を行うこと。
- (d) 管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的での取引を含む(ただし、これらに限られない。)受益者の利益を害し、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に反する取引を行うこと。
- (e) 空売りの結果、サブ・ファンドの計算において空売りされる有価証券の市場価額の総額が当該空売りの直後に純資産価額を超える場合において、空売りをを行うこと。
- (f) 後記「借入れ方針」の項に記載の借入制限に従わずに、借入れを行うこと。
- (g) 株式もしくは株式関連の有価証券に投資する契約型投資ファンドに投資することまたは会社型投資ファンドに対して出資に対する投資をすること。
- (h) 金融商品取引法第2条第20項の意味におけるデリバティブ取引または類似の取引(新株予約権証券およびオプションまたは他のデリバティブの特徴を表示する証書を含む。)を行うこと。
- (i) 一つの主体により発行され、組成され、または引き受けられた、()有価証券および()金銭債権について、その総額(以下「債券等エクスポージャー」という。)が純資産価額の10パーセントを超えることとなる場合において(当該債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。)、当該()有価証券および()金銭債権を保有すること。(注:担保付取引の場合は、担保評価額を控除することができ、当該主体に対するサブ・ファンドの負う支払債務が存在する場合は、支払債務額を控除することができる。)ただし、サブ・ファンドの計算におけるシティグループ社債に対する投資は、債券等エクスポージャーに含まれない。

サブ・ファンドは、日本証券業協会によって公表された指針において意味するところによる「特化型運用ファンド」である。一般的に、「特化型運用ファンド」とは、「支配的な銘柄」が存在し、または「支配的な銘柄」が存在する蓋然性が高い投資ファンドをいう。特定の発行体によって発行される銘柄の市場価額の総額が投資ファンドのポートフォリオ投資対象の10パーセントを超える場合、当該発行体の銘柄は、「支配的な銘柄」に該当する。サブ・ファンドは、シティグループ社債に集中して投資を行うため、サブ・ファンドは、支配的な銘柄が存在し、または支配的な銘柄が存在する蓋然性が高い。したがって、債券発行会社、債券保証会社および他の関連主体に支払不能、倒産または経営もしくは財務状況の悪化が生じた場合、大きな損失が発生することがある。

管理会社は、上記の投資制限に係る適用ある制定法または規則が修正されまたはその他新たなものとなり、管理会社の意見において投資制限が適用ある法律および規則に違反することなく修正できる場合、受託会社と協議の上、受益者の同意を得ることなく、上記の投資制限のいずれについても、追加、修正または削除(該当する方)を行う権限を有するものとする(ただし、当該修正または削除について受益者に対し21日前の事前の通知を行うものとする。)

管理会社は、(i) 受益証券の購入申込みもしくは買戻請求が大量になされると単独で判断する場合、() サブ・ファンドが投資する市場もしくは投資対象の急激もしくは大幅な変動を単独の裁量により予期する場合もしくは管理会社の合理的な支配を超えるその他の事由が存在する場合、ならびに/または() 投資方針およびガイドラインからの逸脱が(a) サブ・ファンドを終了する準備を行うためもしくは(b) サブ・ファンドの資産の規模の結果として管理会社の単独の裁量により合理的に必要である場合、前記の投資方針およびガイドライン(ただし、(a) ないし(i) の投資制限を除く。) から一時的に逸脱することを決定することができる。当該逸脱を認識した場合、管理会社は、受益者の利益を考慮し、合理的に可能な限り速やかに当該逸脱を是正することを目指す。

借入れ方針

管理会社および/またはその委託先は、借入残高の総額が純資産価額の10パーセントを超える結果とはならないことを条件として、サブ・ファンドの計算において金銭を借り入れることができる。ただし、サブ・ファンドが他のサブ・ファンド、投資ファンドまたは他の種類の集団投資スキームとの併合を含む(ただし、これらに限られない。) 特別な状況において、12か月を超えない期間で一時的に制限を超える場合はこの限りでない。

コミットメント・アプローチ(簡便法)による受益証券の各クラスの総エクスポージャーは、実物資産の市場価額にデリバティブの性質に係る原資産の市場価額を加えたものを受益証券の各クラスに帰属する純資産価額で除し、ネットティングの取決めおよびヘッジの取決めにより調整したものをを用いて計算される。受益証券の各クラスのレバレッジは、受益証券の関連するクラスの総エクスポージャーから100パーセントを差し引いたものに相当する。総エクスポージャーが100パーセントであるということは、レバレッジがないことを意味する(0パーセントのレバレッジ)。

通常の市況のもとでは、受益証券のあるクラスの予想最大レバレッジは、110パーセントである。ただし、受益証券の当該クラスに関して、本書に別段の定めがある場合はこの限りではない。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

各投資者は、自らの投資アドバイザーおよび/独立専門家から独立した投資助言（法律上、規制上、税務上、財務上および/または会計上の助言を含む。）を得るべきである。

以下のリスク要因は、投資アドバイザーまたは投資者が利用する銀行による独立した助言に代わるものではなく、各投資者は、これらの助言をいかなる場合においても受益証券の買付けの決定前に得るべきである。本書に含まれる情報は、投資者の要求、投資目的、経験、知識および状況に合わせてなされる独立した助言に代わるべきものとはなり得ないため、投資決定は、これらのリスク要因のみに依拠して行われるべきではない。

サブ・ファンドへの投資には重大なリスクが伴い、多くの予測不可能な要因に影響を受ける。サブ・ファンドのリスク特性の急激な変化は、受益証券の価値に重大な悪影響を及ぼしうる。受益証券に流通市場が存在する可能性は低い。投資者は、サブ・ファンドにおけるその投資の相当部分または全部を損失する場合もある。したがって、各投資者は、サブ・ファンドへの投資のリスクに耐えることができるか否かを慎重に考慮すべきである。以下に掲げるリスク要因の記載は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。

サブ・ファンドに関連するリスク

投資対象および取引リスク

サブ・ファンドの投資対象が、一定期間（特に短期）において、達成される保証はない。

投資者は、受益証券の価値が上昇することもあれば下落する可能性があることを認識すべきである。

流通市場の不在

受益証券に関して流通市場が形成されることは予定されない。したがって、受益者は、後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し」の項に定める手続きおよび制限に基づく買戻方法によってのみしかその受益証券を処分することができないことがある。関連する買戻通知の日付から関連する買戻日までの期間中にその受益証券の買戻しを請求する受益者によって保有される受益証券に帰属する純資産価額の減少に関するリスクは、買戻しを請求する受益者が被る。さらに、受益者が自らの受益証券を買い戻しをさせることができないこともある。

サブ・ファンドの実績の不在

サブ・ファンドは、間もなくその投資プログラムを開始しようとしているため、運用歴または実績記録はない。管理会社が運用する他の投資ファンドの過去の実績は、必ずしもサブ・ファンドの将来の結果を予示するものではない。

一時停止リスク

管理会社は、信託証書の条件に基づき、一定の状況において、純資産価額の計算ならびに/または受益証券の申込みおよび買戻しを停止することができる。投資者は、当該停止が実行された場合、受益証券の買戻しを行うことはできない。投資者は、純資産価額の算定が停止されている場合、自らの投資対象の市場価格を取得することはできない。この点に関するさらなる情報については、後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」の項を参照のこと。

無保証

サブ・ファンドへの投資は、政府、政府機関もしくは仲介機関または銀行保証ファンドによる保険および保証が付されていない。そのため、受益者が当初投資の総額を取り戻すことができるという保証はない。受益者は、投資総額を上限とする損失を被る準備をしておくべきである。

早期買戻し

サブ・ファンドの投資目的は、当該受益証券のクラスの満期日(同日を含む。)まで適用あるクラスの受益証券を保有している受益者に対し、100パーセントの元本確保を提供することである。本債券は、債券満期日まで保有された場合のみ元本確保を提供する。したがって、受益証券の早期買戻しは本債券の早期売却を引き起こし、その結果、受益者の受領する金額が発行価格を下回ることがある。受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの存続期間中に発行価格を下回ることがあり、したがって、満期日前に買い戻される受益証券の買戻価格は、発行価格を下回る可能性がある。

為替リスクおよび為替管理

(本書においてその他の記載がない限り)受益証券のクラスに関して為替ヘッジが行われず、したがって、投資者は、関連するクラス基準通貨と関連するクラス基準通貨以外の通貨建て対象資産に対する投資の間の為替変動の影響を受けることがある。

各受益証券のクラスは、関連するクラス基準通貨建てである。そのため、投資者の金融活動が主に関連するクラス基準通貨以外の通貨または通貨単位(日本円を含む。)(以下「投資者通貨」という。)建てである場合、通貨の転換に関する一定のリスクが生じる。これらのリスクには、為替相場が著しく変動するリスク(関連するクラス基準通貨の切り下げまたは投資者通貨の切り上げによる変動を含む。)および関連するクラス基準通貨もしくは投資者通貨(いずれか該当する方)を管轄する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれる。関連するクラス基準通貨に対する投資者通貨の価値が上昇した場合、(a)純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の投資者通貨相当額ならびに(b)支払われるべき分配金(もしあれば)の投資者通貨相当額が減少する。

政府および通貨当局は、適用ある為替相場に悪影響を及ぼす可能性がある為替管理を(一部の政府および通貨当局が過去にそうしてきたように)実施することがある。その結果、投資者は、想定よりも少ない買戻代金もしくは分配金を受領するか、または買戻代金もしくは分配金を一切受領できないことがある。さらに、関連するクラス基準通貨が、非流動的であり、譲渡不能であり、および/もしくは通貨制限(関連するクラス基準通貨を管轄する当局により課せられる転換制限および為替管理を含む。)の対象であり、またはこれらの対象となるリスクがある。当該場合において、後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(1)資産の評価、(ロ)純資産価額の算定の一時停止」の項に記載されるとおり、買戻代金の支払いが停止されることがあり、また、投資者は、当該支払いを受領することができない状況のために不利益および損失を被ることがある。

当該通貨リスクは、管理会社の支配の及ばない要因(経済的および政治的事象、関連する通貨の需給関係など)に左右される。近年、一定の通貨の為替相場が非常に変動性が高くなっており、当該変動性は将来も継続することが見込まれている。ただし、過去に生じた特定の為替相場の変動は、常にサブ・ファンドの期間中に日本円との間の関連するクラス基準通貨に関連する為替相場の変動を示唆するものではない。

買戻しが与える影響

受益者の保有する受益証券の買戻しに関して大量の請求が行われる場合、買戻しに必要な現金を調達するために、管理会社は、望ましい時機よりも早期にサブ・ファンドの投資対象の清算が必要となる可能性がある。

分配

サブ・ファンドは、分配基準日以降、分配を行う予定である。サブ・ファンドの現在の分配方針は、分配期間に関して、分配金額を支払うことである。管理会社は、関連する分配金額よりも大きい金額または少ない金額で分配を支払う裁量を有する。

受益証券1口当たり純資産価格

各受益証券のクラスについて、見積費用引当金は、払込日から（同日を除く。）当該受益証券のクラスの満期日までの期間で償却される。当該償却の結果、受益証券のクラスに帰属する純資産価額は減少する。受益証券のクラスに帰属する純資産価額は、「リスク要因、本債券に関するリスク、早期償還リスク」と題する項に記載されているとおり、関連する満期日または関連する本債券が債券発行会社によって全額償還される可能性のある日より後の管理会社が決定するそれより早い日（以下「終了日」という。）に、最終日まで（同日を含む。）に発生したすべての固定費用（以下「未使用引当金」という。）を計上後、当該受益証券のクラスに帰属する信託財産に残っている見積費用引当金（もしあれば）の部分に等しい金額だけ、増額する。当該未使用引当金は、終了日に発行されている受益証券間で分配される。終了日より前に受益証券を買い戻した受益者は、この未使用引当金の割当を受領せず、終了日以降に受益証券を買い戻した場合よりも不均衡に大きな割合の見積費用引当金を負担することになる。

本債券の買呼値の上昇が受益証券1口当たり純資産価格の上昇をもたらす保証はない。同様に、受益証券1口当たり純資産価格が、本債券の価値または買呼値の比率増加（または減少）に対応する比率で増加（または減少）する保証はない。

早期償還リスク

サブ・ファンドは、特定の状況において、後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（3）信託期間」および「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（5）その他、（イ）トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に記載されるとおり、予定の償還日の前に償還することがある。

クラス間債務

あるクラスの受益証券の保有者は、他のいずれかのクラス資産に関して、いかなる権利も有しない。しかしながら、受益証券の特定のクラスの債務がかかるクラスに帰属すべき資産を超過する場合、サブ・ファンドの債権者は、受益証券の他のクラスに帰属すべき資産に対して、遡求権を有することがある。

本債券に関するリスク

観測日の調整（混乱日および本インデックス水準）

債券計算代理人が、混乱日を生じさせる事由の発生を理由として、観測日のいずれかの時点において本インデックス水準を決定することができないと判断した場合、当該日の当該時点における本インデックス水準は、本債券に関する支払金額を決定する目的において考慮されないものとする。

調整事由

調整事由とは、本債券に関して、債券発行会社および/または債券計算代理人の決定により、(a) 関連する本債券に関して原ヘッジ・ポジションに影響する、または関連する本債券について義務の履行に関連する債券発行会社の費用が著しく増加する法律の変更、(b) ヘッジ混乱、(c) ヘッジの費用の増加、(d) 以下のうちいずれかの発生である、または本インデックスに適用される追加の調整事由のいずれかの時点における発生、() 本インデックスが(1) 関連するインデックス・スポンサーによってもしくはそのために計算および公表されないが、債券計算代理人によって許容できる当該インデックス・スポンサーの後継者によってもしくはそのために計算および公表される、(2) 債券計算代理人の決定において、当該本インデックスと同じもしくは実質的に同様の計算式および計算方法を使用する後継インデックスにより代替される、() 追加的の混乱事由が発生する、または() 債券計算代理人が(1) 税金混乱が生じるまたは存在する、および(2) 当該税金混乱が重大であると判断する、の発生を意味する。

債券計算代理人が調整事由が発生したと決定する場合、債券計算代理人は、() 債券計算代理人が当該調整事由の影響を考慮するために必要または適切と判断する本債券の条件に関する調整を行い、() 各当該調整の効力発生日を決定するものとする。

上記に基づく調整は、本債券の「現金化」を含むことがある。本債券が現金化される場合、() 債券計算代理人は、債券計算代理人によって選択された日付(以下「現金化評価日」という。)において本債券を構成する債券構成銘柄および包含デリバティブの特定された通貨における価値(以下「現金化金額」という。)を決定し、() 利息(もしあれば)および最終償還金額に関する将来の金額がもはや支払われず、() 債券満期日において、(a) 現金化金額に(b) 債券計算代理人が選択した特定の通貨に関連するオーバーナイト・レートで発生し、現金化評価日(同日を含む。)から債券満期日(同日を除く。)の期間について発生する、当該金額にかかる利息を加算した金額を支払う。

増額ヘッジコストが生じた場合、債券計算代理人は、関連するヘッジコストの増額を債券保有者に転嫁するために必要または適切と判断する、本債券の条件の調整を行うことがあり、これはそうでなければ本債券に基づいて支払われたであろう金額の減額を含むが、これに限られない。

調整事由に対応して債券計算代理人が行う調整は、関連する指数の代替が含まれることがあり、債券計算代理人は、当該代替に関連して必要または適切と判断する、本債券の条件にかかる当該他の調整を行うことがある。

早期償還リスク

サブ・ファンドの投資者は、投資した当初の金額の返金から利益を受けるために、満期までサブ・ファンドの受益証券を保有していなければならない。投資者は、投資した当初の金額についての満期における100パーセントの返金は、本債券がサブ・ファンドまたは債券発行会社により債券満期日よりも前に償還された場合には、該当しないことがあることに注意するべきである。

このおよび以下のリスク要因の目的において、

「追加早期償還事由」 本債券に関して、下記のいずれかの事由が発生したことを意味する。(a) 債券計算代理人が独自インデックス調整事由に対応して計算、調整もしくは代替を合理的に行うことができないと判断する場合、または(b) 第871(m)事由が発生した場合。

「早期償還金額」 本債券に関して、債券発行会社により選択された日における(違法性による償還、関連する違法性、違法または禁止の目的においては考慮しない。)、本債券の公正市場価格を表す債券計算代理人により決定される金額(利息に関する金額を含むものとする。)から、(債務不履行事由に基づく早期償還の場合を除き)本債券に関する原資産および/または関連するヘッジならびに資金調達の取決め(本債券に基づく債券発行会社の義務をヘッジする指数に関するオプションを含むが、これらに限られない。)を解消する債券発行会社またはその関連会社の比例案分の費用を差し引いた金額を意味する。

「早期償還事由」 (a) 債券計算代理人が、調整事由の発生後、当該調整事由の影響を考慮するために調整または代替を合理的に行うことができないと判断した場合、(b) 追加早期償還事由が発生した場合、または(c) 債券英文目論見書および/もしくは債券英文発行条件書に開示される他の事由もしくは状況の発生のいずれかを意味する。

債券計算代理人の決定において、早期償還事由が発生した場合、本債券の(一部ではなく)全部、または第871(m)条事由の場合、債券発行会社が選択した日において、早期償還金額に相当する金額を支払って各債券額面金額を償還することがある。

さらに、投資者は以下のことを認識すべきである。

- (a) 本債券は、() 債券発行会社が、合衆国の法律または当該法律の正式な適用もしくは解釈の変更の結果として追加の利息を支払う義務を負うことになる場合、または() 本債券または関連するヘッジ取り決めの履行が、何らかの理由で、違法、不法またはその他の方法で全部または一部が禁止されていると判断した場合、債券発行会社の選択により、いつでも早期償還金額にてその全体を早期に償還することがある。
- (b) 本債券に関して債務不履行事由が発生して継続しており、および発行済み本債券の元本金額の25パーセント以上を構成する本債券の保有者は、債券発行会社および債券保証会社に書面で通知することにより、直ちに本債券の期日が到来し支払われることを宣言することがあり、本債券特定金額に相当する本債券の各元本金額は、早期償還金額において期日が到来し支払われるものとする。

債券保有者に返還される金額が、関連する本債券に対する債券保有者の当初の投資額と同額またはそれを上回るという保証はなく、当該金額は、債券保有者の当初の投資額を実質的に下回ることがある。

本債券の価値に影響を与えるその他の条件が存在することがあり、請求に応じて入手可能な詳細については、債券英文発行条件書および債券英文目論見書を参照する必要がある。

公表またはアナウンスされた価格または水準の修正

当該公表もしくはアナウンスの責任者もしくは責任主体によって、またはそれを代理して、公表もしくはアナウンスする日および時間における本インデックスの水準、価格、レートまたは価値(該当する場合)で、本債券に関する計算または決定に使用されるものが後から修正された場合で、当該者または主体によって、当初の公表から30暦日以内(および本債券に基づく支払が予定される関連日の少なくとも2本債券営業日前)(以下「関連支払予定日」という。)に修正(以下「修正後水準」という。)が公表された場合、当該修正後水準が関連する本インデックス関連する日および関連する時間の水準、価格、レートまたは価値とみなされ、債券計算代理人は、本債券に関する支払金額を決定する際に、当該修正後水準を使用するものとする。

関連支払予定日の2営業日前に公表された手形営業日後に公表された修正は、手形に基づく支払金額を決定する目的上、手形計算代理人によって無視されるものとする。

独自インデックス調整事由

独自インデックス調整事由とは、観測日以前において、以下を意味する。

- (a) インデックス・スポンサーが、当該本インデックスを永続的に中止し、および債券計算代理人の決定において、関連する本インデックスの計算に使用されるのと同ーもしくは実質的に類似する計算式および算定方法を使用する、後継のインデックスが存在しないこと
- (b) インデックス・スポンサーまたはその代理の者もしくは主体が当該本インデックスを計算および公表しないこと

- (c) インデックス・スポンサーが、当該本インデックスの水準の計算式もしくは算定方法に重大な変更を加え、または当該インデックスを著しく変更すること(関連する構成銘柄および他のルーティン事由に変更が生じた場合、当該本インデックスを維持するための算式もしくは計算方法に定められた修正を除く。)を公表すること(各当該発生を、「独自インデックス調整事由」という。)

独自インデックス調整事由が発生した場合、債券計算代理人は、当該独自インデックス調整事由が本債券に重大な影響を与えるかどうかを決定し、もしそうである場合には、以下のいずれかを行うものとする。

- (a) 当該観測日における関連する時間について、当該本インデックスの公表されている水準とともに、当該観測日における関連する時間について債券計算代理人が当該独自インデックス調整事由が生じる直前に当該本インデックスの水準を計算する方式および方法に従って決定する当該インデックスの水準を使用して、ただし、当該独自インデックス調整事由が生じる直前の当該本インデックスの構成銘柄のみを使用して、関連する本インデックスの水準を計算する。この目的において、構成銘柄の価値の決定は、債券計算代理人が適切と決定する当該情報源を参照して行う者とする。
- (b) 当該本インデックスを代替し、および独自インデックス代替を含むことがある当該状況において必要かつ適切であるとみなされる要項および/または債券英文発行条件書について当該調整(もしあれば)を行う価格補足にかかる調整を行う。
- (c) 債券計算代理人が当該独自インデックス調整事由の効力を構成し、当該各調整の効力発生日を決定するために必要かつ適切と判断する要項および/または債券英文発行条件書についての当該調整を行う。

上記に基づき計算、代替および/または調整を合理的に行うことができない場合、早期償還事由が生じ、債券発行会社により選択された日において、本債券の(一部のみではなく)全部が償還され、各本債券特定金額は早期償還金額に相当する金額の支払いにより償還される。

構成銘柄混乱日における本インデックスの原終値水準の決定

このリスク要因の目的において、

- 「構成銘柄混乱日」 構成銘柄に関して、当該構成銘柄および/もしくは当該構成銘柄の構成銘柄ならびに/または関連する先物契約、オプションまたは有価証券(それぞれを「関連構成銘柄」という。)の価格、水準または価値が公開されず(または公開が遅れ)、および/もしくは決定されず、ならびに/または他の方法で混乱する(関連構成銘柄の取引の停止、限定または混乱、および/または関連する取引所の閉鎖または早期閉鎖を含むが、これらに限られない。)日を意味する。ただし、関連するインデックス要項に記載され、債券計算代理人が決定する。
- 「構成銘柄予定取引日」 構成銘柄に関して、関連するインデックス要項に記載され、債券計算代理人が決定する当該構成銘柄の価格、水準または価値が決定される予定の日を意味する。

本インデックスの観測日が、当該本インデックスの構成銘柄の一または複数について、() 構成銘柄予定取引日ではない場合、または() 構成銘柄混乱日である場合のいずれかの場合(以下、各当該構成銘柄を「影響を受ける構成銘柄」、各当該日を「影響を受ける評価日」という。)、当該観測日に関して公表された本インデックスの水準は、債券計算代理人によって考慮されないことがあり、当該観測日に関する原終値水準は、本インデックスの水準を現在における計算方法に従って決定された本インデックスの水準に関して、債券計算代理人が決定することがあるが、以下を使用する。

- (a) 影響を受ける構成銘柄ではない各構成銘柄について、関連する影響を受ける評価日の関連する時間の各当該構成銘柄の価格、水準または価値
- (b) 影響を受ける構成銘柄について、() 当該影響を受ける構成銘柄についての構成銘柄混乱日ではない関連する影響を受ける評価日の直後の最初の構成銘柄予定取引日、および() 関連する影響を受ける評価日の直後の当該構成銘柄についての8番目の構成銘柄予定取引日である構成銘柄予定取引日のいずれか早い方における関連する時間の各当該影響を受ける構成銘柄の価格、水準または価値

ただし、上記に従って、上記のように決定される構成銘柄に関する関連する観測日は、本債券に基づく関連する支払いが行われることが予定されている日の前の、2構成銘柄予定取引日後の日に該当する場合(以下「構成銘柄カットオフ日」という。)、当該影響を受ける構成銘柄についての当該観測日は、構成銘柄カットオフ日とみなされるものとし(当該日が(A) 当該構成銘柄の構成銘柄予定取引日ではない、または(B) 当該構成銘柄の構成銘柄混乱日ではない、のいずれであるかにかかわらず)、以下の段落が適用されるものとする。

いずれかの構成銘柄についての観測日(上記の(b)に従って決定される。))が、当該構成銘柄の構成銘柄混乱日である、または構成銘柄カットオフ日(上記(b)に定義される。)に生じることが決定された場合、債券計算代理人は、当該混乱した構成銘柄の価格、水準または価値が当該構成銘柄の構成銘柄の構成銘柄混乱日である日において決定される方法により(疑義を避けるために附言すると、評価の役割に関係しない。)、関連する構成銘柄の価格、水準または価値を決定するものとする。

一般

本債券は変動しやすい商品であり、価値が大きく変動することならびに有価証券および/またはデリバティブへの投資に固有の他のリスクを伴うことがある。満期までの期間中の本債券の価値は、本インデックスの価値および最終償還金額の決定のために明示的には使用されない事由(例えば、本インデックスの予想変動率、本インデックスまたは他の事由との予想される相関性)を含む多くの事由により、急速に上昇することもあれば、下落することもある。本債券の価値は、満期までの期間を通じて上昇または下落することがあり、本債券の保有者は、本債券への当初の投資額の全額を上限とした損失を被ることがある。これらの様々な事由が作用することで、本債券の価値は、予想が困難な方法で変化することがある。例えば、一つの事由を変更する本債券の価値にプラスの影響は、他の事由の変更によるマイナスの影響により相殺されることがある。

流動性リスク

管理会社が、要求する時期にまたは当初投資した金額と同等またはそれ以上の金額について、本債券の一部または全部を清算または売却できないことがあるため、投資者は満期に至るまで受益証券を保有する準備をしなければならない。本債券には現在活動的なまたは流動性のある流通取引市場は存在せず、および今後も発展しないことがあり、本債券は規制のある市場で取引されず、または取引所に上場されないことがある。そのため、これらの本債券は、転売することができず、およびそのためにその予定された満期までに流動化することまたは売却することができず、または流動化/売却された場合に、債券保有者により支払われた当初の金額または本債券の現在の評価額よりも大きく割り引かれた金額でしか換金されないことがある。これらの投資は、同等の信用力を有する仕組債ではない固定利付債券よりも流動的ではない場合がある。投資者は、満期日より前に受益証券を買い戻す決定した場合、投資に関連して多額の損失を被る用意があるものとする。

適用あるすべての法律に従い、本債券取引業者は、本債券の流通市場を提供し、買い気配値および売り気配値を公表することができるが、いかなる方法によってもその義務を負わない。本債券取引業者が本債券の流通市場を提供する場合、本債券取引業者は、当該流通市場の提供を継続する義務を負わないものとし、その絶対的な裁量により、いつでも当該流通市場の提供を終了することができる。

仕組商品に関して債券発行会社が付与する評価額または価格は、あくまで見積りであり、他の当事者から提供された評価額または価格と著しく異なる可能性があり、実際に取引が発生する可能性または発生した可能性のある水準を反映していないことがある。当該評価額または価格は、通知なしにいつでも変更される可能性があり、関連当事者自身の取引および相場付けにより影響を受ける可能性がある。「関連当事者」とは、債券発行会社、債券保証会社および本債券に關与する他のシティグループの主体またはそれらの子会社もしくは関連会社をいう。投資者は、当該評価額または価格に関する独立した検証を実施し、自信の顧問に相談すべきである。債券発行会社が流通市場ベースで仕組商品を取引する用意のある価格は、インデックスの限定的な流動性および関連するヘッジ契約を手仕舞う費用により悪影響を受ける可能性がある。

したがって、本債券の市場が存在しない可能性があり、投資者は、かかる市場が存在すると仮定すべきではない。したがって、債券保有者は、満期日までこれらの本債券を保有する用意がなければならない。市場が存在する場合、債券保有者がこれらの本債券の売却を希望する限りにおいて、その価格は、投資された未払いの元本金額から割り引かれることも、割り引かれないこともある。

潜在的なリターン/アンダーパフォーマンスのリスク

本債券の潜在的なリターンは、銀行預金、非仕組固定利付債、インデックスへの直接投資または同様の金額および期間の証券、指数、通貨、商品、金利、債券または銀行預金の潜在的なリターンよりも低い場合がある。本債券が満期時に当初投資された金額より多くのリターンを提供する保証はない。さらに、本債券への投資に対する潜在的なリターンは、本債券への投資者の投資に関連する手数料(本債券の購入もしくは譲渡および何らかの金額の支払いに関する手数料を含むが、これらに限られない。)によって減じられる場合がある。

金利リスク

投資者は、本債券が早期に償還され、または債券満期日より前に売却される際に、金利の変動にさらされる可能性があり、例えば、関連する金利の変動は、本債券の価値に影響を与える。

元本確保

本債券の条件により、満期時の本債券1券面当たりの最終償還金額が当該本債券の本債券指定単位以上であると規定している場合にのみ、本債券は元本確保される。ただし、投資者は、これが債券発行会社および債券保証会社(該当する方)の信用リスクに左右されることに留意すべきである。さらに、本債券は取引または早期償還されることがあり、その場合、本債券が売却または早期償還される価格は、当該債券の額面よりも低く、元本の確保はなされない。

市場リスク

インデックスのパフォーマンスを含む様々な要因が本債券の市場価値に影響する可能性がある。投資予定者は、本債券がインデックスの実際の利益を生み出すものではないが、本債券のリターンがインデックスへの実際の投資と同じリスクを誘因する可能性があることを理解する必要がある。

税務リスク

投資者は、本債券の税務上の取り扱いが法域ごとに異なり、独立した税務アドバイスを求めるべきであることに留意すべきである。

債券発行会社は、計算代理人が非米国人になされた裏付けに連動する支払いが1986年米国内国歳入法の871(m)に基づく米国の源泉徴収税の対象となる可能性が高いとその単独の裁量により判断した場合、早期に本債券を償却することができる。

本債券は、インデックスのオプションリティを伴い、および/またはレバレッジされたエクスポージャーを提供する

本債券は、インデックスのオプションリティを伴うことまたは、レバレッジされたエクスポージャーをインデックスに提供することがある。したがって、本債券の市場価格は、インデックスの市場価格よりもさらに変動性が高く、インデックスの価格が一定割合で変化した場合、本債券の価値は、より大きな割合で変動する可能性がある。

シティ独自の指数である原資産と関連する本債券

投資者は、グローバルな資本市場への投資や、指数に一般的に精通していなければならない。シティ独自の指数の水準は、関連するインデックス要項および/または方法に記載されているように、一般的に、有価証券、コモディティ、デリバティブ商品、インデックスもしくは他の資産の種類またはその組み合わせであることがある、その構成銘柄(それぞれの指数の構成銘柄)の価値に基づいている。投資者は、とりわけ、世界的な経済、金融、政治情勢の動向などが、シティ独自の指数の構成銘柄の価値やシティ独自の指数のパフォーマンスに重大な影響を及ぼす場合があることを理解すべきである。

インフレーションリスク

インフレーションにより、本債券の実際のリターン率が低下し、またはリターンの実際の価値が零を下回ることがある。

リスクの複合化

本債券への投資は、リスクを伴うものであり、本債券の条件に加え、将来の潜在的な市場変化の方向、時期および規模(例えば、参照裏付けの価値、金利等)を評価した上でのみ行うべきである。特定のリスク要因の影響が予測不可能であるため、複数のリスク要因は、本債券に関して、同時に影響を及ぼす可能性がある。さらに、複数のリスク要因が予測できない複合効果を持つこともある。リスク要因の組み合わせが本債券の価値に及ぼす影響については保証できない。

手数料およびその他の報酬

投資者は、シティグループおよびその関連会社、ならびに関係する可能性のあるその他の第三者が、本債券の売買、本債券に関連するヘッジ活動および当該取引に関するその他の役割に関連して、手数料、料金またはその他の報酬を支払うまたは受領する可能性があることを認識すべきである。投資者は、本債券の市場価値が当該手数料およびその他の報酬を控除した後のものであることに留意しなければならない。保有者による本債券の早期終了は、本債券の当該保有者による関連する手数料およびその他の報酬の支払いを伴うこともある。

流動性および早期売却リスク

債券発行会社は、本債券の流通市場の存在を保証するものではない。満期日より前に本債券のポジションを手仕舞い/売却しようとする投資者は、当初の購入価格を大幅に下回る金額を受け取ることがある。疑義を避けるため付言すると、債券発行会社は、本債券の市場の創出について、本債券の保有者に対して受託者責任を負わない。

本債券の変更に関するリスク

債券発行会社および債券保証会社は、債券保有者の同意を得ずに以下を行うことがある。

() 債券発行会社の意見において、債券保有者の利益を著しく害するものではない修正(債券保有者の個別事情、特定の法域における当該修正の税務上またはその他の結果を考慮しない。)

() 公式、軽微または技術的な性質のもの、または明示的な誤りまたは確認された誤謬を訂正するため、または法令の強行規定に従うために行われる本債券の修正

当該修正は、債券保有者に対する拘束力を有するものとし、当該修正は債券保有者に通知されるものとする。

発行会社および計算代理人の責任

債券発行会社、債券計算代理人および当該他の者は、() 本債券への投資またはエクスポージャー取得のための助言、() 特定の日の特定の時間における本債券の価値、または() 本債券に関して支払い可能または引き渡し可能となる金額について、明示または暗示の表明または保証を行っていない。

上記を制限することなく、債券計算代理人および/または当該他の者は、たとえ当該損害の可能性が通知されたとしても、直接、間接、特別、懲罰、結果的またはその他の何らかの損害(利益の喪失を含む。)に関して、債券保有者に対して責任を負わない(過失またはその他を問わない。)

債券計算代理人および/または当該他の者は、本債券に関する計算または決定のいかなる誤りまたは不作為についても保有者に対して責任を負わず、債券発行会社、債券保証会社の代理人としてのみ行動し、代理人または代理関係に対する、または信頼関係に対する保有者に対する義務を負うものではない。

為替リスク

為替レートの変動は、本債券の条件に基づく支払いに影響を及ぼす可能性がある。過去の為替レート水準は、将来の水準を示すものではない。

利益相反

シティグループおよびその関連会社(以下、それぞれ「シティ事業体」という。)は、本債券に関連して様々な役割を果たす可能性があり、当該各シティ事業体は、本債券に関連して遂行する役割の結果として、またはより一般的にその活動の結果として生じる利益相反を有する可能性がある。シティ事業体は、本債券の保有者以外の者に対して専門的かつ受託者としての義務を負うことがある。これらの他の者の利益は、本債券の保有者の利益とは異なることがあり、そのような状況において、シティ事業体は当該保有者に悪影響を与える決定を行うことがある。

債券発行会社に対する計算代理業務の提供に加えて、債券計算代理人またはその関連会社は、例えば本インデックスに関連する取り決めに関与すること(例えば計算代理人として、または独自のインデックスの場合にはインデックス・スポンサーとして)を含むが、これに限られない債券発行会社および本債券のシリーズに関連するさらなるまたは代替的な役割を果たすことができる。さらに、債券計算代理人またはその関連会社は、債券発行会社と契約を締結し、または債券発行会社、本債券または本インデックスと関連する取引を行い、その結果として、債券計算代理人は債券計算代理人としての義務と他の役割におけるそのおよび/または関連会社の利益との間での利益相反に直面する場合がある。規制上の義務に従いつつ、本債券の債券発行会社および債券計算代理人は、債券保有者に対し、債券保有者との利益相反を避け、または債券保有者の利益のために行動する義務または責任を負わないものとする。

インデックスの想定上の性質

投資者は、インデックスに対するエクスポージャーは想定上のものであり、本債券への投資はインデックスへの投資ではないことに留意すべきである。インデックスのパフォーマンスは、本債券に影響を与えるが、インデックスおよび本債券は、異なる法的事業体の別個の義務である。投資者はインデックスに直接利害関係を有しない。

経路依存性

本債券のリターンは、観察期間におけるインデックスの価格パフォーマンスの推移に大きく依存する。ただし、本債券のパフォーマンスは、インデックスの価格パフォーマンスを下回ることも上回ることもある。

本債券に関連する信用リスク

本債券は債券発行会社の条件の付されない債務を構成し、本債券に関する保証は債券保証会社の条件の付されない債務を構成する。本債券および保証は、連邦預金保険公社（FDIC）または他の預金保護保険スキームにより保証されていない。本債券に基づく債券発行会社による全ての支払いは、債券発行会社により、不履行の場合には、債券保証会社によりなされる。

本債券に関する履行期となった全ての金額の支払いは、2019年11月15日現在A - / ポジティブの見通し（格付投資情報センター）の格付けが付された、シティグループ・インクにより条件が付されずおよび撤回不能な保証がなされる。当該格付けおよび見通しは、本債券の期間中において変動しうる。

格付けは、当初の投資額および利息の支払いの安全性について、関連格付機関（以下「格付機関」という。）の独立した格付けを反映していることに留意されたい。これらの格付けは、信用の質を保証するものではない。投資者は、格付制度の詳細については格付機関に照会すべきである。これらの格付けにおいては、本債券の市場価値の変動に伴うリスク、または債券発行会社もしくは債券保証会社の信用の質以外の要因が投資額および利息の潜在的な支払額のレベルを決定する場合を考慮していない。格付けは、有価証券の売買または保有を推奨するものではなく、格付機関がいつでも改訂または撤回することができるものである。

イベント・リスク

債券発行会社または債券保証会社に重大な事象が発生した場合、当該場合の結果として、債券発行会社または債券保証会社のそれぞれの格付けの格下げ、債務不履行または本債券の価格の低下となることがある。特定の状況では、債券計算代理人が本インデックスの価値を決定することは不可能または実行的でないことがあり、その結果、本インデックスの評価が遅れ、支払いが遅延することがある。

投資予定者は、本債券に基づく支払金額の保有者による受領は、債券発行会社および債券保証会社の信用リスクにさらされることを認識すべきである。投資者は、債券発行会社が本債券に基づく義務を履行することができないリスクおよび/または債券保証会社が本債券に関する保証に基づく義務を履行することができないリスクを負う。債券保証会社の上記の信用格付けは、格付けされた事業体の信用力に関する言及された格付機関の独立した意見を反映するが、債券保証会社の信用度の保証ではなく、格付機関による債券保証会社またはその関連会社またはその他の関連事業の信用格付けの格下げ、撤回または終了は、本債券の価値の低下をもたらすおそれがある。債券発行会社および/または債券保証会社によって、またはこれらに対して破産手続き、和解、スキーム・オブ・アレンジメントまたは本債券の破産を回避するための類似の手続きが行われた場合、本債券に関して支払うべき金額の支払いが大幅に減額または遅延する可能性がある。

本債券は、債券発行会社の非劣後および無担保の負債を構成し、強行法規および一般適用法規の規定により優先される負債を除き、常に同順位で、比例按分され、債券発行会社の他の無担保および非劣後負債と少なくとも同順位である。債券保証会社による本債券の保証は、債券保証会社の無条件で非劣後の無担保の負債を構成し、強行法規および一般適用法規の規定により優先される負債を除き、債券保証会社の他の無担保および非劣後の未払債務と常に同順位である。債券発行会社の支払不能の場合、債券発行会社の一部の債務は、本債券等の無担保の債務よりも優先されることがある。

本債券は銀行預金ではなく、連邦預金保険公社（FDIC）またはその他の政府当局によって保険が付保または保証されているものではない。

債券保証会社に関する限定的な債務不履行事由

債券保証会社に関する債務不履行事由は、本債券に関する元本または利息の支払不履行に限定されるが、債券保証会社の支払不能または破産（または類似の事由）、債券保証会社のその他の債務不履行、または完全に有効な（または請求されていない）本債券に関する保証は含まれない。従って、債券保証会社は支払不能を宣言し、破産手続または保証の免責に入ったとしても、本債券の保有者は、債務不履行事由を生じさせることはできず、そのため、本債券を直ちに支払期日とすることはできず、（その間、債券発行会社による、利息または元本の滞納もしくは破産またはその他の債務不履行がない場合に限り）本債券は満期日まで償還され

ない。保有者は、当該場合において直ちに返済を受けるために本債券の期限の利益を喪失させることができる場合よりも、満期日において少額の返済を受けるのみであることがある。

債務不履行事由における限定責任

債券発行会社または債券保証会社の本債券に関連するそれぞれの義務(元本および利息の返済を含む。)を履行しなかった場合、サブ・ファンドは、無担保債権者として、債券発行会社または債券保証会社(該当する方)に対する遡及権を有する。

サブ・ファンドに対して債券期日において本債券に関連する受け取ることができる金額が支払われなかった場合、サブ・ファンドは、債券発行会社(履行されない場合は債券保証会社)に対し、関連法に基づく一般規則に従い、支払いを請求する権利を行使することができる。債券満期日以降、債券発行会社、または関連する場合、債券保証会社が法律に規定される期間内に何ら行動を起こさない場合、投資者は、当該支払いに対する権利を失うことがある。

債券発行会社、債券計算代理人の裁量に関するリスク

本債券は、特定の当事者(債券発行会社および債券計算代理人を含む。)に対し、早期償還につながる事由、調整につながる事由、または本債券の要項に規定されたその他の事象が発生したかどうか、ならびに本債券の条件または本債券の早期償還(場合による。)の結果的な調整を行う、および本債券の要項に記載された計算を行う裁量を与えることがある。当該当事者は誠実に行動する一般的な義務を負うが、潜在的投資者は、関連当事者が単独かつ絶対の裁量で関連事項を決定することができ、したがって、当該決定は、本債券の財務収益に悪影響を及ぼすことがあること認識しなければならない。債券計算代理人により本債券について行使された裁量および決定、検討、選択、選定またはその他の決定は(明白な誤りの場合を除き)本債券の発行会社および保有者に対して最終的で、決定的かつ拘束力のあるものとする。債券発行会社または多様な代理人、本債券の価値およびパフォーマンスに重大な影響を及ぼすことのある裁量を有している場合(一定の条件の結果として、本債券を市場価格で早期償還または消却することを宣言する能力を含むことがある。)、当該裁量は、債券発行会社または代理人が本債券の保有者に悪影響を及ぼす方法で行動し裁量行使する(または行使しない。)能力という点で利益相反を創出することがある。本書に規定される本債券に関するその裁量行使するにあたり、債券発行会社、債券計算代理人または当該他の者の各人は、各場合において適切であると判断する当該要因を考慮することができ、これらの要因には、とりわけ、本債券について債券発行会社またはその関連会社が締結するヘッジ取り決めに対する重大な影響を有するまたは有することがある状況または事由を含む。本書に記載される本債券に関する債券発行会社および/もしくは債券計算代理人ならびに/または当該他の者の裁量の行使は、一定の状況または事由(例えば、本債券が連動する本インデックスの重要な修正または混乱)が、本債券の発行に続けて、債券発行会社またはその関連会社が本債券または関連するヘッジ取り決めを維持するための費用に重大な影響を与えることがあるため、必要である。当該状況または事由は、本債券の価格設定に反映されていないことがある。さらに、一定の状況または事由(例えば、参照情報の入手不能または混乱)の結果として、本インデックスまたはその他本債券に関連する事項に関する特定の評価について、もはや合理的に実行可能でない、またはその他適切ではなくなることがあり、それにより、当該場合において債券発行会社および/または債券計算代理人がその裁量行使することが必要となることがある。

本債券の売却で実現する金額は、発行価格を下回ることがある

管理会社が受益証券の自発的買戻しの資金を調達する目的で、満期日より前に本債券を売却するよう要求される場合、当該売却時に受領する金額は発行価格を下回ることがある。管理会社はまた、以下の「2 買戻し手続等、(1) 海外における買戻し、強制買戻し」の項に記載されているとおり、一定の状況において受益証券の強制的買戻しを行うことができる。受益証券の満期日以前に当該強制買戻しが行われた場合、本債券の売却時に受領する金額は発行価格を下回ることがある。

本債券の追加発行

債券発行会社は随時、本債券保有者の同意なしに、本債券と同一(または、最初の金利支払額および最初の金利支払日以外のすべての点において同一)の条件の追加債券を作成し、発行することができる。ただし、疑義を回避するために付言すると、別途明記されていない限り、当該追加債券の発行日を本債券の最初の発行日とし、当該追加債券は、当該本債券と統合され、当該本債券と単一のシリーズを形成するものとする。

本インデックスに関連するリスク

以下に記載されている考慮要素は、適用されるインデックスの評価に関連するすべての考慮要素を網羅したリストではなく、またそれを意図したものでもない。各インデックス要項の各編に付随する「平易な英語によるインデックスの説明」および「平易な英語によるリスク要因の説明」と題する書類と共に、インデックス要項を参照すること。これらの書類は、「第二部 ファンド情報、2 投資方針、(1)投資方針、本インデックス」に明記されたハイパーリンクで投資者がオンラインで入手できる。

インデックス要項および付属書類の各編には、適用される指数に関するルールおよび主な特徴ならびにそれらから生じるリスクについての詳細な説明が記載されている。特に、適用されるインデックス要項に記載されているインデックス方式には、適用されるインデックスがインデックス計算代理人によって計算される方法、およびインデックスへのエクスポージャーを仮定する際に考慮すべき要因についての説明が含まれる。投資者は、サブ・ファンドへの投資を行う前に、インデックス要項をすべて読む必要がある。本書とインデックス要項の間に矛盾がある場合は、関連するインデックス要項が優先されるものとする。

戦略リスク

サブ・ファンドの投資目的の性質上、管理会社は、市場環境の変化に順応するために限定的な裁量しか有さない。

各本インデックスによって適用される方式は、(i)株式指数先物取引、商品指数先物取引および国債先物取引をもって構成される広範して分散化された想定バスケットに対するエクスポージャーを提供するコアアセットならびに()国債先物取引の想定バスケットに対するエクスポージャーを提供するリザーブアセットから構成されるリスク・オンオフ水準に対するエクスポージャーを提供するように設計された動的エクスポージャー戦略を用いる。コアアセットおよびリザーブアセットに対する当該エクスポージャーは、後記のシグナルに関するリスク要因において詳細に論じる二つの特定の市場指標、すなわち、トレンド指標およびマクロ指標を週次で観測することにより決定される。

週次ベースによるリスク・オンオフ水準のコアアセットおよび/またはリザーブアセットに対するエクスポージャーの決定は、各週次のシグナル日において、シグナルがコアアセットの翌週のパフォーマンスの正確な指標を提供するという想定を前提とする。言い換えれば、この戦略では、週次のシグナル日の時点でいずれかの市場指標が有利な場合、すなわち、(i)最長で120インデックス営業日である直前の期間においてコアアセットが上昇トレンドを示した場合または()マクロ指標により測定されたリスクの市場認識が前年に測定された水準と比較して低い場合、コアアセットが翌週において上昇すると想定する。反対に、この戦略では、週次のシグナル日の時点で両方の市場指標が不利な場合、すなわち、(i)最長で120インデックス営業日である直前の期間においてコアアセットが下落トレンドを示した場合および()マクロ指標により測定されたリスクの市場認識が前年に測定された水準と比較して高い場合、コアアセットが翌週において下落すると想定する。毎週のシグナル日に関するシグナルは、0.00、0.25、0.75、または1.00のいずれか一つである。

週次のシグナル日に関するシグナルが1.00に等しい場合、リスク・オンオフ水準は、コアアセットのみのパフォーマンスを反映し、かつ、リザーブアセットのパフォーマンスを反映せず、また週次のシグナル日に関するシグナルが0.00に等しい場合、リスク・オンオフ水準は、リザーブアセットのみのパフォーマンスを反映し、かつ、コアアセットのパフォーマンスを反映しない。週次のシグナル日においてシグナルがバイナリではない(すなわち、0.25、0.50または0.75に等しい)場

合、この戦略では、市場指標の水準に応じて、コアアセットが翌週において上昇する見込みの蓋然性が高まると想定する。これらの想定は、将来を予測することは不可能であるという単純な理由に加え、下記において詳細に記載するその他の理由により、正確であると証明することができない。正確であると証明することができない場合、適用ある本インデックスの根拠となる戦略は成功せず、本インデックスは著しい下落を経験することがある。週次のシグナル日において、市場指標に基づき、この方式では、コアアセット、リザーブアセットまたはその両方の組合せのいずれかに対するエクスポージャーを提供する。それゆえ、各本インデックスによって適用される方式は、コアアセットまたはリザーブアセットに対する限定的なエクスポージャーの結果に至ることがあり、それゆえ、それぞれコアアセットまたはリザーブアセットのいずれかのみに対するエクスポージャーを求める投資者には相応しくない。

各本インデックスは、指数および先物のバスケットの上昇トレンドに対するエクスポージャーを提供しつつ、ならびに指数および先物のバスケットの下落トレンドを回避することにより、プラスのパフォーマンスを生み出すことを目指す。しかしながら、とりわけ市場指標がリスク回避度およびコアアセットの価格トレンドの実勢水準を正確に把握していない場合、このとおりになるという保証はない。

インデックス連動型商品に対する投資者は、投資判断を行う際に、かかる制約について留意すべきである。

原資産および市場に対する間接的なエクスポージャー

本債券がエクスポージャーをもたらすことを目指す各本インデックスは、適用ある本インデックスの適格な構成銘柄の加重パフォーマンスを反映することが意図されており、それゆえ、受益者は、間接的に適格な構成銘柄が追跡する資産および市場である株式(新興市場の発行体により発行された株式を含む。)、商品および債券に対する投資のリスクの影響を受けることとなる。

- ・ 株式：株式証券または株式関連証券に対する投資に伴うリスクは、例えば、債務証券への投資よりも高いことがあるが、これは、株式証券または株式関連証券の投資パフォーマンスは予測することが困難な要因に依拠するためである。当該要因には、突然の長期的な市場の低迷の可能性および個別の会社に関連するリスクが含まれる。いずれの株式ポートフォリオにも関連する本質的なリスクは、その保有する投資対象の価値が下落するかもしれないというリスクである。
- ・ 新興市場発行体：新興市場諸国の経済は、国内総生産の成長、インフレ率、通貨の下落、資産の再投資、資源自給率および支払状況の収支等の点において、良くも悪くも先進諸国の経済とは異なることがある。新興諸国の経済は、一般的に国際貿易への依存度が高く、したがって、取引相手国により実施または交渉される貿易障壁、為替管理、相対的な貨幣価値の管理された調整およびその他の保護主義的措置による悪影響を受けてきており、また今後も受け続けることがある。これらの経済は、取引相手国の経済状況による悪影響も受けきており、また今後も受け続けることがある。これらの国々の一部の経済は、主として少数の産業を基礎とし、貿易状況の変化に対して脆弱であり、債務またはインフレーションの水準はより高いことがある。以上の要因は、新興市場諸国の経済、ひいては当該国内の発行体に対して、悪影響を及ぼす可能性がある。
- ・ 商品：商品価格は、非常に変動しやすい。一般的な経済的要因および市場的要因に加え、商品市場は、需給の変化、市場の流動性の欠如、投機筋の参加ならびに政府による規制および介入(これらはいずれも価格のボラティリティのリスクを高めることがある。)を含む様々な要因による一時的な歪みまたはその他の混乱の対象となる。商品先物市場は、商品先物の取引所における流動性を制限することがある単一の営業日中に生じることがある先物取引価格の変動額を制限する規制に従う。また、商品先物の値動きは、とりわけ、可変的な需要動向および供給の相対的な非弾力性、貿易計画および貿易政策、全般的な経済活動および経済状況、天候その他の環境条件、天災、農業・財政・金融・外国為替政策、国内外の政治的、社会的および経済的事象ならびにインフレ率の変動または全体的な市場心理による影響も受け、これらは、時として変動的であり、かつ、その他の明確な要因とは無関係な可能性がある。当該活動は、商品価格の水準、当該価格および商品デリバティブ価格のボラティリティならびに直物商品市場およびデリバティブ商品市場の一般的な流動性に重大な影響を与えうる。

- ・ 債券：債券に対する投資は、金利リスクの対象となる。一般的に、債券の価値は、金利の変動と逆相関となることが予想される。金利が上昇すると、債券の市場価値が下落する傾向にある。長期債券は、一般的に、短期債券よりも金利変動による影響を受けやすい。債券に対する投資により、当該証券の保有者は、元本および/もしくは利息の適時の支払いが不可能または消極的となることがある発行体の信用リスクの影響を受ける。債券は、担保が付されない無担保ベースで提供され、関連する発行体のその他の無担保債務と同順位となる。その結果として、発行体が破産した場合、発行体の資産の清算からの手取金は、すべての有担保債権が完済された後にのみ、債券の保有者に支払われる。一般的に、低い信用格付または無格付の債務証券は、より高い信用リスクの影響を受ける。

コアアセットおよびリザーブアセットへの想定配分

シグナルによってコアアセットがリスク・オンオフ水準において構成銘柄となることが選定された場合いつでも、適用ある本インデックスは、少なくとも次の週次のシグナル日まで(場合によっては、次の週次のシグナル日に関して観測されるシグナルに応じて、これより長い期間)、インデックス要項において詳述されるとおり、株式、商品および債券の三つの異なる資産クラスに対するエクスポージャーを有することになる。したがって、各本インデックスは、株式、商品指数および債券への投資に伴うすべてのリスクの影響を受けることがある。サブ・ファンドへの投資を検討している投資者は、これらの資産クラスのそれぞれについて広く精通していなければならない。

過去に観測されたコアアセットの価格上昇トレンドが将来においても継続し、または低いリスク回避度が認識されている市場においてコアアセットが実際にプラスのパフォーマンスを示すようになるという保証はない。コアアセットが本インデックスの方式により予想されるとおりのパフォーマンスを示さない場合、インデックス水準は悪影響を受けることになる。

シグナルによってリザーブアセットがリスク・オンオフ水準において構成銘柄となることが選定された場合いつでも、適用ある本インデックスは、少なくとも次の週次のシグナル日まで(場合によっては、次の週次のシグナル日に関して観測されるシグナルに応じて、これより長い期間)、インデックス要項において詳述されるとおり、ドイツ国債、日本国債、オーストラリア国債および米国国債のそれぞれのみに対するエクスポージャーを有することになる。後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、本債券に関するリスク、為替リスク」において詳述されるとおり、それぞれのパフォーマンスの外国為替部分はリザーブアセットとコアアセットとで別様に取り扱われるが、リザーブアセットの構成銘柄はコアアセットの構成銘柄でもある。

各本インデックスによって適用される方式は、リザーブアセットのパフォーマンスがコアアセットの低リスクかつ低リターンへの代替となるとの想定に基づいている。ただし、リザーブアセットの水準はコアアセットと同様に市場動向に左右されるため、リザーブアセットがコアアセットと同程度のリスクまたはそれよりも高いリスクを示すことはないという保証はない。リザーブアセットは、無リスクではないため、本インデックスがリザーブアセットにエクスポージャーを有する場合にはリザーブアセットの水準が下落した場合、インデックス水準は、悪影響を受けることになる。

シグナルの方式が成功しない可能性

各本インデックスにより随時追跡されるリスク・オンオフ水準の構成銘柄としてコアアセットまたはリザーブアセット(またはその二つの組合せ)のいずれかをアルゴリズム的に(または「ルール・ベースにより」)選定することが、本インデックスによって適用される方式に組み込まれており、かかる選定は、週次で観測されるシグナルの出力(「1.00」の評価は、コアアセットのみに対するエクスポージャーを提供してリザーブアセットのパフォーマンスを無視するのに対し、「0.00」の評価は、リザーブアセットのみに対するエクスポージャーを提供してコアアセットのパフォーマンスを無視する。ただし、「0.25」、「0.50」または「0.75」の評価は、コアアセットおよびリザーブアセットのそれぞれに対してエクスポージャーを按分して提供する。例えば、「0.25」の評価は、コアアセットに

対して25パーセントのエクスポージャーを提供し、リザーブアセットに対して75パーセントのエクスポージャーを提供する。)に左右される。シグナルの出力は、それ自体が、マクロ指標およびトレンド指標の実勢価値によりアルゴリズム的に決定されている。

シグナルの目的は、リスク・オンオフ水準を随時決定するためにコアアセットおよび/またはリザーブアセットの間で行う選定に、一般的なマクロ経済リスクおよび市場リスクの評価を組み込むことである。

ただし、シグナルが意図されたとおりに機能するという保証はない。マクロ指標は、将来方向的指標または「先行」指標(その対語は「遅行」指標)となることを目指しているが、マクロ指標は、その時のマクロ経済および市場の環境および見込みに基づいて計算されるため、過去のパフォーマンスに影響を受けることがある。そのため、市場が、あるシグナル日において、コアアセットに関連して低いリスク水準を認識している場合であっても、翌週においてコアアセットが著しく下落することがある。

トレンド指標は、過去の情報(すなわち、コアアセットに関する最新の価格トレンド)に基づいて計算されることから、「遅行」指標である。ただし、過去に観測されたコアアセットの価格上昇トレンドが将来においても継続するという保証はなく、コアアセットが関連する本インデックスによって適用される方式により予想されたとおりのパフォーマンスを示さない場合、関連するインデックス水準は悪影響を受けることになる。これら二つの指標を入力として利用することによって、シグナルそれ自体が、マクロ経済リスクまたは市場リスクの将来の水準を正確に予測することができない回顧的な指標となる。

シグナルが成功しない場合、シグナルは、本インデックスがリザーブアセット(またはコアアセット)のみにエクスポージャーを有していた方がより良いパフォーマンスを生み出すような状況において、反対にある本インデックスのエクスポージャーの全部または一部をコアアセット(またはリザーブアセット)に配分することがあり、本インデックスはその他の資産のパフォーマンスを下回り、価値が下落することがある。シグナルが意図されたとおりに機能しない場合、本インデックスによって適用される方式全体の効果が損なわれることがあり、その結果、インデックス水準が不十分なパフォーマンスを示すことになる。

シグナルは単純化された評価基準であること

シグナルは、一般的なマクロ経済リスクおよび市場リスクを斟酌し、その評価を「1.00」、「0.75」、「0.50」、「0.25」または「0.00」の限定的な出力に単純化する。シグナルは、マクロ経済リスクおよび市場リスクに対する微細な評価を提供し、またはこれに取って代わることを意図しておらず、また、コアアセットまたはリザーブアセットへの投資に伴う既知または未知のすべての潜在的リスクを斟酌しているわけではない。シグナルの出力は、各本インデックスによって適用される方式のアルゴリズム・パラメータに過ぎず、その他の状況において取引または投資判断を行うことを目的として独立して利用されるべきではない。

シグナルは、マクロ経済リスクおよび市場リスクの単純化されたモデルを表し、本モデルの単純化されたリスク評価との関連において、リスク・オンオフ水準を決定するためにコアアセットまたはリザーブアセット(またはその二つの組合せ)のいずれかを選定するために利用される。したがって、シグナルがモメンタムの純粋な評価基準となるように設計されたものではないという点を理解することが重要である。必要に応じて、シグナルは、コアアセットがしばらく価格上昇トレンドを示している場合において、すべての状況において同様に価格上昇トレンドを示すという保証がないにもかかわらず、コアアセットを選定することがある。

シグナルが成功しない場合、本インデックスがリザーブアセット(またはコアアセット)にエクスポージャーを有していた方がより良いパフォーマンスを生み出すような状況において、反対にコアアセット(またはリザーブアセット)に対するエクスポージャーをもたらすことがあり、本インデックスはその他の資産のパフォーマンスを下回り、価値が下落することがある。

シティGMRIインデックスをマクロ・リスク指標として利用することに伴うリスク

各本インデックスは、リザーブアセット、コアアセットまたはその両方の組合せに対する適用ある本インデックスのエクスポージャーの再配分を決定することを目的として、週次のシグナルとして(金融市場におけるリスク回避度上昇の期間を特定することを目指す)シティGMRIインデックスを利用する。

シティGMRIインデックスが市場のリスク回避度の水準を特定することに成功しなかった場合、本インデックスの有利な想定配分に影響を与える(および本インデックスが仮にリザーブアセット(またはコアアセットもしくはその両方の組合せ)にエクスポージャーを有している方がより良いパフォーマンスを生み出せるであろう状況において、本インデックスが反対にコアアセット(またはリザーブアセットもしくはその両方の組合せ)にエクスポージャーを有することを意味する。)ことがあり、ならびに本インデックスが他の資産のパフォーマンスを下回り、および価値が下落することがある。

コアアセット、リザーブアセットまたはこれらの構成銘柄に関するトレンドが頻繁に変化する環境においては、シティGMRIインデックスにとって、これらのトレンドを識別するには非常に短いゆえに、各本インデックスは、コアアセット、リザーブアセットまたはこれらの構成銘柄に対する直接投資のパフォーマンスを下回ることがある。シティGMRIインデックスは、現在の環境が相対的に高いリスク回避度水準または相対的に低いリスク回避度水準のいずれかの特徴を有しているかを決定するために、1年の定期観測方式を用いることにより金融市場におけるリスク回避度の相対的水準を測定することを目指す。その性質上、シティGMRIインデックスは、回顧的であり、将来の市場リターンの有効な指標になるとは限らず、マクロ経済または市場リスクの将来の水準を正確に予測することはできないことがある。シティGMRIインデックスは、一般的な参照ツールとして設計されたものであり、資産配分のシグナルとしてより大きな成功をもたらすその他の指標が存在することがある。

シティGMRIインデックスは、新興市場の国債スプレッド、米国の信用スプレッド、企業の債務不履行に対する信用補完費用ならびに外国為替相場、株式および金利のインプライド・ボラティリティを含む一定のマクロ経済指標および技術的指標に依拠している。これらの指標を観測することにより、(すべてではないものの)一定の種類の商品リスクの兆候が示されることが期待されている。当該指標が現時点で市場リスクの兆候を示す優れた代表であるという保証はない。同様に、将来における社会的、経済的および政治的な発展により、シティGMRIインデックス内に組み込まれたマクロ経済指標および技術的指標がリスクの兆候を示すには不適切な代表となることもある。これらの要因により、シティGMRIインデックスがその意図された目的にとって不適切なものとなることがある。

シティGMRIインデックスは、それに対して適用あるインデックスの要項に準拠し、およびこれに従い計算される。インデックスの要項および特定のクラスを含む(英文で作成される)シティGMRIインデックスに関する詳細な情報は、管理会社に請求することにより無償で入手することができる。

トレンド指標をシグナルとして利用することに伴うリスク

各本インデックスは、(コアアセットが上昇トレンドまたは下降トレンドのいずれにあるかを特定することを目指す)トレンド指標を利用した月次のシグナルにより決定されるコアアセットの「トレンド」に従い、リスク・オンオフ水準のコアアセットおよび/またはリザーブアセットに対するエクスポージャーを配分する。これらのトレンドのシグナルが資産トレンドを識別することに成功しない場合、適用ある本インデックスは他の資産のパフォーマンスを下回ることになり、また価値が下落することがある。(マクロ・リスク指標と組み合わせられた場合における)トレンド指標によるトレンド分析は、1から0までの5段階の出力に単純化されている。トレンド分析は、リスク・オンオフ水準のコアアセットおよび/またはリザーブアセットに対するエクスポージャーの配分の微細な分析を提供し、またはこれに代替することを意図していない。

各本インデックスによって適用される方式におけるトレンド指標は、コアアセットのパフォーマンスが「トレンドを持つ」振る舞いを示すことがあることを前提として、コアアセットの価格変動におけるプラスまたはマイナスのモメンタムを識別するために、可変の観察期間を設けた線形回帰アルゴリズム(線形回帰は、統計的技法である。)を利用する。すべての市場条件において、この手法が機能するとの保証はない。例として、コアアセットが大幅な価格変動を経験し、もしくは

コアアセットが平均回帰傾向を示し(平均回帰理論によれば、資産価格は、時間の経過に伴い特定の水準(すなわち「平均」)の周囲で変動し、これに回帰する傾向がある。)、または明確に認識されるトレンドのない価格変動のあるような、それぞれ変動性の高い市場条件における場合である。コアアセットのパフォーマンスが高頻度で方向性を変化させ、または上昇トレンドを示した後に長期的平均に急速に回帰する場合、トレンド指標(ひいてはシグナル)は、意図されたとおりに機能しないことがある。これらの事由のいずれかが生じた場合、適用ある本インデックスのパフォーマンスは、悪影響を受けることがある。トレンド指標がコアアセットに関するトレンドを識別することに成功しない場合、適用ある本インデックスは、他の資産のパフォーマンスを下回ることになり、また価値が下落することがある。

モメンタム投資は、必ずしも他の投資手法のパフォーマンスよりも優れているわけではない。これ以外にも、異なる期間を設けた移動平均線の比較等市場トレンドを特定するためのより一般的な方法は存在しており、後にトレンド指標よりも優れていることが判明することがある。トレンド指標は、トレンドを正確に識別することができず、コアアセットの将来の方向を正確に予測することができないことがある。コアアセットに関するトレンドが急激な方向の変化を示す場合、観察期間は最長で120インデックス営業日の長さであるため、トレンド指標が新たなトレンドを特定するまでに相当の時間差が生じることがある。

トレンド指標は、その性質上、回顧的であり、将来のパフォーマンスの有用な指標とならないことがある(例として、継続していない新たなトレンドを識別する場合など)。

ボラティリティ目標

各本インデックスのリスク・オンオフ水準に対する本エクスポージャーは、潜在的には日次ベースで、ボラティリティ目標以下のインデックス水準に関して全体として特定され年率換算されたボラティリティ水準を維持することを追求する公式に従い、調整される。本エクスポージャーは、リスク・オンオフ水準の直近のボラティリティを参照することにより決定される。リスク・オンオフ水準のボラティリティおよびリスク・オンオフ水準に対する適用ある本インデックスの本エクスポージャーは、潜在的には日次で決定および調整されるが、本インデックスの現実のボラティリティは、ボラティリティ目標より上回り、または下回ることがある。また、ボラティリティ目標の適用は、本インデックスの本エクスポージャーに対して調整を加える前に、ボラティリティ・バッファに従い、リスク・オンオフ水準の過去21インデックス営業日のボラティリティ履歴を基準とする。ボラティリティ・バッファの効果は、大まかにいうと、本インデックスの方式によって算定される理論的なエクスポージャーと現実のエクスポージャーとの絶対的な差分が5パーセントを上回らない限り、適用ある本インデックスのリスク・オンオフ水準に対するエクスポージャーが変わらないということである。このことは、適用ある本インデックスがボラティリティの増加を把握するために本エクスポージャーを増加または減少させるまでに相当の期間があることを意味し、これにより、仮に本エクスポージャーがより迅速に調整されていれば優位であるはずのインデックス水準よりも低いインデックス水準となる可能性がある。また、ボラティリティ・バッファは、インデックス水準のリスク・オンオフ水準に対するエクスポージャーの増加を妨げることがあり、またそれゆえ、リスク・オンオフ水準が増加している市況、とりわけボラティリティ・バッファに達しつつあるが、未だこれを超えていない市況において、インデックス水準の潜在的な増加を制限することがある。

各本インデックスを構築するために利用されるボラティリティ目標メカニズムが成功し、または適用ある本インデックスがリスク・オンオフ水準もしくは適格な構成銘柄を参照することにより構築される代替となるボラティリティ調整後の指数を上回るという保証はない。

限定的な分散化および相関のリスク

各本インデックスは、多数の異なる構成銘柄および資産クラスの中で、ある程度の分散化を達成する可能性を提供する。しかしながら、適用ある本インデックスは、分散型投資ポートフォリオに対して投資または追跡するファンド、投資ポートフォリオまたは他の商品に対する投資よりも分散化の程度が低いことがあり、ま

たそれゆえにより大きなボラティリティを経験する可能性があり、さらに当該他の投資商品またはより分散化されたインデックスのパフォーマンスを下回ることがある。

各本インデックスに組み込まれた戦略は、特に市場ストレス時および/またはコアアセットの価格の下落時(すなわち、本インデックスがリザーブアセットに対してより大きなエクスポージャーを有することが意図される期間)において、リザーブアセットおよびコアアセットが無相関または逆相関であることを前提とし、またリザーブアセット(およびその構成銘柄)がコアアセット(およびその構成銘柄)と異なるパフォーマンスを示すという前提に基づく。各本インデックス戦略の根拠となる命題は、本インデックスがコアアセットが翌週/翌期において下落する見込みであると判断する場合、適用ある本インデックスは、コアアセットの代わりにリザーブアセットに対してより大きな想定エクスポージャーを配分することにより、かかる週/期間において損失を回避し、および潜在的にはプラスのリターンさえも生み出すこともあるというものである。しかしながら、これらの期待は、コアアセットのパフォーマンスが現実にはリザーブアセットと相関せず、または逆相関である場合においてのみ実現される。実際には、リザーブアセットもかかる翌週/翌期において下落した場合、適用ある本インデックスは、その想定エクスポージャーが完全にコアアセットまたはリザーブアセットに配分されているか否かを問わず、下落することになる。コアアセットおよびリザーブアセットが同時に下落する傾向にある場合(換言すれば、これらが正の相関関係にあると証明される場合)、適用ある本インデックスの戦略は効果を有さず、本インデックスは著しい下降を経験することがある。また、本インデックスの戦略は、長期間を経て初めてその恩恵が明らかになることがある。

リザーブアセットの4つの構成銘柄は、コアアセットの構成銘柄でもあり、またこのことは、コアアセットのパフォーマンスとリザーブアセットのパフォーマンスとの間の相関に貢献することがある。しかしながら、リザーブアセットの一部として当該構成銘柄が適用ある本インデックスにおいて存在する場合、これらそれぞれのパフォーマンスは、当該構成銘柄の表示通貨(インデックス通貨ではない場合)のインデックス通貨に対する変動の影響を最小化するような方法により反映され、およびコアアセットの一部として当該構成銘柄が適用ある本インデックスにおいて存在する場合、インデックス水準は、当該外国為替の変動を(適用ある限度で)反映する。後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、本債券に関するリスク、為替リスク」の項を参照のこと。

想定費用および控除率の効果

各インデックスは、一定のトリガーの発動により、リザーブアセットとコアアセットとの間で投資を切り替え、これらに対するエクスポージャーを調整する。先物の更改およびエクスポージャーの水準の変更をもって投資の重点を切り替えることは、戦略の有効性の正確な測定であるために、適用ある各本インデックスの計算に計上される一定の想定取引費用および複製費用を必要とする。関連するインデックス要項に定められる様々な想定費用と控除率は、そのすべてが最終的にはインデックス水準の引き下げ要因となり(ただし、適用ある本インデックスがこれらの想定費用の累積的影響額を上回る程度に十分成功する場合はこの限りではない。)、獲得可能なリターン(もしあれば)を制限することになるため、サブ・ファンドへの投資予定者は、関連するインデックス要項に定められる様々な想定費用と控除率を精査および理解することが望ましい。これらの想定費用の累積的影響額は、相当なものとなることがあり、適用ある本インデックスのパフォーマンスに悪影響を及ぼす。

本インデックス内の構成および組入比率は変更することがある

各本インデックスは、ルール・ベースによる方式を用いて適用ある本インデックス内の構成銘柄の組入比率を計算する。また、インデックス・スポンサーは、適格な構成銘柄を適格集団から除外する場合を含む(ただし、これらに限られない。)状況において、適用ある本インデックス内の構成銘柄の入れ替えを行うことが

ある。それゆえ、適用ある本インデックスの構成は、随時変更されることがあり、受益者が受益証券の申込みを行った時点において本インデックスを構成していた構成銘柄のバスケットが将来に渡って変更されずに維持されるという保証はない。

本インデックスの展開および計算

本インデックスは、サブ・ファンドのパフォーマンスにかかわらず、インデックス・スポンサーにより維持、計算および公表される。サブ・ファンドは、インデックス・スポンサーにより支援、承認、売却、または促進されることはない。インデックス・スポンサーは、サブ・ファンドへの投資の適否につき、サブ・ファンドの投資予定者、受益者またはその他の者に対して、明示または黙示を問わず、いかなる保証の表明も行わない。インデックス・スポンサーが算定および計算を行う際に誠実かつ商業上合理的な方法により行為することならびにこれを行う際にはインデックスに記載される事項を斟酌することについてインデックス・スポンサーは同意しているものの、当該算定または計算を行うことにより適用ある本インデックスのパフォーマンス、ひいては受益証券1口当たり純資産価格に影響を与えないという保証はない。インデックス・スポンサーが算定および計算を行う際に根拠とする基準は、インデックス要項に定められる。インデックス・スポンサーは、適用ある本インデックスを算定、構成または計算する際に管理会社、サブ・ファンドまたは受益者の要求を斟酌する義務を負わない。インデックス・スポンサーが適用ある本インデックスを正確に集計し、または本インデックスが正確に算定もしくは計算されるという保証はない。また、構成銘柄ならびに適用ある本インデックスおよびその関連する公式の計算および集計を行う手続および基準は、いかなる時点においてもインデックス・スポンサーにより通告なく変更または改定されることがある。したがって、インデックス・スポンサーの活動により、サブ・ファンドまたは受益者の利益が害されないという保証はない。

各本インデックスおよびシティGMRIインデックスに関連して、インデックス・スポンサー（以下「インデックス・スポンサー」という。）および/またはインデックス計算代理人（以下「インデックス計算代理人」という。）としての資格において行為するシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドまたはその関連会社（以下「シティグループ」という。）ならびにこれらそれぞれの取締役、役員、従業員、代表者、委託先または代理人（以下、個別に、「利害関係人」という。）のいずれも、（a）サブ・ファンドの受益証券（以下「本金融商品」という。）を買い付けることの推奨、（b）特定の日時における適用ある本インデックスおよびシティGMRIインデックスの水準、（c）本金融商品への投資者またはその他の者もしくは団体が理由の如何を問わず、適用ある本インデックスおよびシティGMRIインデックスまたはこれらに含まれるデータを利用することにより得られる成果、（d）適用ある本インデックスおよびシティGMRIインデックスの商品性または特定の目的に関する適合性または（e）その他の事項について、明示または黙示の表明または保証を行わない。各利害関係人は、適用法により認められる最大限の範囲において、適用ある本インデックスおよびシティGMRIインデックスに関する正確性、完全性、商品性または特定の目的に関する適合性に係る一切の保証を本書により明示的に放棄する。いずれの利害関係人も、損害賠償の可能性について通知されていた場合であっても、いかなる者に対しても（直接的もしくは間接的、特別の、懲罰的、派生的、またはその他の）責任を負わないものとする。インデックス・スポンサーまたはインデックス計算代理人のいずれも、適用ある本インデックスおよびシティGMRIインデックスのいずれかの計算、公表および配信を継続する義務を負わず、適用ある本インデックスおよびシティGMRIインデックスに関する過誤、欠落、解釈または遅滞につき責任を負わない。インデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人は、それぞれ本人として行為し、その他のいかなる者の代理人または受託者としても行為しないものとする。

その業務の通常の過程において、いずれの利害関係人も、適用ある本インデックス、シティGMRIインデックスのいずれかおよび/またはこれらそれぞれの構成銘柄に連動した取引または投資対象（ただし、仕組商品であるか否かを問わない。）を約定もしくは促進、勧誘または売却することがある。また、いずれの利害関係人も、適用ある本インデックス、シティGMRIインデックスおよび/またはこれらそれぞれの構成銘柄において、またはこれらに関して、自らロングもしくはショートポジションをとることがあり、またはそのようなポジションを過去にとった可能性があり、ならびに/または自らの顧客への値付けを行うことによりポジショ

ンを積極的に取引することがあり、またはこれらの項目に関連して、その他の者との間で、もしくは当該他の者のために取引に投資しもしくは従事することがある。また、利害関係人は、金融商品または取引の開始または終了に関連してヘッジ取引を引き受けることもあり、かかるヘッジ取引は、適用ある本インデックス、シティGMRIインデックスおよび/またはこれらそれぞれの構成銘柄の基準となる市場価格、利率または他の市場要因に悪影響を及ぼすことがある。利害関係人は、構成銘柄の発行体との間で投資銀行業務または他の商業上の関係を有することがあり、かかる発行体からの情報に接することがある。当該行為は、適用ある本インデックスおよび/またはシティGMRIインデックスのいずれかの水準に影響を与えることも与えないこともあるが、投資予定者は、ある者が複数の資格において行為する場合には利益相反が生じる可能性があることならびに当該利益相反が適用ある本インデックスおよび/またはシティGMRIインデックスの水準に(プラスまたはマイナスの)影響を及ぼすことがあることを認識すべきである。

本インデックスまたはシティGMRIインデックスのいずれかは、請求することにより入手することができるインデックス要項において詳述される。本インデックスおよびシティGMRIインデックスのそれぞれは、インデックス・スポンサーの所有に属し、かつ同社の秘密である。いかなる者も、インデックス・スポンサーの事前の書面による同意を得ることなく、方法の如何を問わず本インデックスまたはシティGMRIインデックスのいずれかを使用することはできず、または本インデックスまたはシティGMRIインデックスに関する情報を複製もしくは配信することもできない。本インデックスまたはシティGMRIインデックスのいずれも、方法の如何を問わず、その構成銘柄の発行体またはスポンサー(該当する方)により支援、承認または促進されることはない。

シティGMRIインデックスに関するインデックス要項の写しは、請求により入手することができる。

シティは、世界中で使用・登録されているシティグループ・インクまたはその関連会社の登録商標およびサービスマークである。本金融商品は、シティグループによって支援、承認、販売または促進されておらず、またシティグループは、当該本金融商品に対して投資することの推奨性について、一切の表明を行わない。シティグループは、特定の目的または使用に関する商品性または適合性の保証を含む(ただし、これらに限られない。)一切の明示または黙示の保証を行わない。いかなる場合であっても、シティグループは、シティグループのデータおよび情報の使用に関する直接損害、間接損害、特別損害または派生的損害に対して、一切責任を負わないものとする。

パフォーマンス・リスク

各本インデックスは、リスク・オンオフ水準を構成するコアアセットおよび/もしくはリザーブアセットを、または、同一の構成銘柄から成る他の指数が異なる加重方式またはボラティリティ管理方式を採用する場合における、これら他の指数のパフォーマンスを下回ることがある。適用ある本インデックスにより用いられる方式は、絶対的に他の株式ベンチマークのパフォーマンスを上回ることを追求するものではなく、および全く上回らないこともある。

適用ある本インデックスのパフォーマンスに基づく金融商品は、いかなる状況においても絶対的リターンを保証することはできず、また保証するものでもない。

リターンの保証がないこと

インデックスのいずれも、リスク・オンオフ水準を追跡することの結果インデックス水準が長期に渡って上昇することを保証することはできない。シグナルによって、リスク・オンオフ水準の適用の結果としてコアアセットまたはリザーブアセットのいずれがアルゴリズム的に選定されるかにかかわらず、コアアセットおよび/またはリザーブアセットのそれぞれがマイナスのパフォーマンスとなる可能性があり、それにより適用ある本インデックスパフォーマンスが全体としてマイナスになることが確実になる。

本インデックスの限定的な運用実績

適用ある本インデックスは、インデックス設定日にインデックス・スポンサーにより設定され、インデックス開始日からの期間に関してインデックス計算代理人により計算される。

適用ある本インデックスに関していずれかの者により行われた事後検証または類似のパフォーマンス分析は、例示のみとして考慮されなければならない。インデックス計算代理人がインデックス水準を算定する際に利用していない見積りまたは前提に基づくことがある。適用ある本インデックスに関しては、一定の日より前には利用できなかった一部の適格な構成銘柄の代わりとなる代用データを利用して、インデックス開始日からの事後検証が行われている。それゆえ、適用ある本インデックスには、非常に限られた運用実績しかなく、本インデックスのパフォーマンスの追跡を可能とする実際の投資は、インデックス設定日の前に行うことはできなかった。

リバランスの頻度の制限

本インデックスによって適用される方式は、(二つの市場指標であるマクロ指標およびトレンド指標の出力の混成である)シグナルを週次で観測するのみであり、このことは、適用ある本インデックスの構成が各週のシグナル日において観測されるシグナルに関して決定されることを意味し、その時点でコアアセットもしくはリザーブアセットまたは二つの組合せによる本インデックスの構成が(祝日および混乱日の発生に従い)翌週に関して確定される。コアアセットおよび/またはリザーブアセットの中に存在する適用ある本インデックスの構成銘柄の基本的な加重の割合は、各月次の構成銘柄の再設定日において、確定され、および(これらそれぞれの加重が市場の変動の結果変更している場合)同日において再設定される。コアアセットまたはリザーブアセット中の適用ある本インデックスの構成銘柄の加重の変化に関して、いずれの本インデックスの方式も、何らのメカニズムも有してはいない。

これは、仮に市場指標が異なる期間において観測され、およびシグナルが異なる日(場合によっては、数日前後した日)において決定されているとすれば、適用ある本インデックスがリザーブアセットまたはコアアセットに対してのみエクスポージャーを有しているであろう状況において、反対に各本インデックスがコアアセット、リザーブアセットまたは二つの組み合わせに対してエクスポージャーを有しているということの意味しうる。したがって、適用ある本インデックスがコアアセットにエクスポージャーを有し、およびコアアセットがトレンドの急激な変化を被る場合、インデックス水準が著しく下落することがある。

トレンドが高頻度で変化する環境においては、シグナルに影響を与えている市場指標にとって、高頻度で変化するトレンドを発見するためには、これらが、あまりに短いため、またはより高い費用により高頻度かつ連続したリバランスという結果になることがあるため、各本インデックスは、コアアセットの構成銘柄に対する直接投資のパフォーマンスを下回ることがある。

為替リスク

各本インデックス水準は、適用あるインデックス通貨によって表示されるが、適用ある本インデックスの構成銘柄の一部は、そのインデックス通貨で表示されていない。

各本インデックスは、そのインデックス通貨で表示されていない本インデックスの構成銘柄の一部に対して為替ヘッジ手法を適用するが(以下「為替ヘッジあり構成銘柄」という。)、その目的は、当該為替ヘッジあり構成銘柄の表示通貨のそのインデックス通貨に対する変動の影響を最小限に抑えつつ、当該為替ヘッジあり構成銘柄のパフォーマンスの変化に当該インデックス水準を連動させることである。かかるヘッジ手法は、為替ヘッジあり構成銘柄に関する為替相場の変動の影響を低減することを目指す。かかる影響を完全に排除することはできず、為替相場の当該変動は、インデックス水準の下落の一因となることがある。

また、為替ヘッジは、その他一定のインデックス通貨で表示されていない構成銘柄に対しては適用されず(以下「為替スポット構成銘柄」という。)、したがって、当該構成銘柄に関する為替相場の変動の影響は、インデックス水準に反映されることになる。

投資者は、外国為替相場は変動が大きく、予期しない形で変動する場合があります、また、経済的および政治的要因に加えて、需要と供給を含む数多くの要因による影響(とりわけ、現行インフレ率および期待インフレ率、現行金利水準および期待金利水準、関連する諸国間の国際収支ならびに関連する諸国における政府収支による影響)を受けることに、特に留意すべきである。金融市場の混乱時においては、当該混乱によって不相応に影響を受けることになることと認識された地域から急速に資本が移動するため、外国為替相場は、特に変動が大きくなることがある。過去の為替相場は、将来の為替レートを示唆するものとみなされるべきでない。

したがって、サブ・ファンドは、外貨連動型の取引に伴う経済的、法的およびその他のリスク(上記のリスクを含む(ただし、これらに限られない。))を理解し、これらを引き受ける意思があり、かつ財務的に引き受けることが可能な者にのみ適している。

為替ヘッジあり構成銘柄、為替スポット構成銘柄またはそのいずれにも該当しない本インデックスの構成銘柄(すなわち、インデックス通貨で表示される本インデックスの構成銘柄)に関する詳細については、インデックス要項を参照のこと。

固定アルゴリズム・モデル・パラメータ

あらゆるアルゴリズム戦略と同様に、各本インデックスは、固定パラメータを含むルール・ベースによる方式を用いる。例として、(i)コアアセットもしくはリザーブアセットまたはその組合せがリスク・オンオフ水準に含まれるか否かを決定するシグナルは、週次ベースで決定されること、()各本インデックスのリバランスは週次ベースで発生し、コアアセットおよびリザーブアセットの構成銘柄の比率は固定であること、()シティGMRIインデックスの水準を決定するためのトレンドまたは平均期間を決定するために利用される期間は、120インデックス営業日を上限とするトレンド回顧期間であることならびに() (適用ある本インデックスのリスク・オンオフ水準に対する本エクスポージャーを決定する目的において) 実現ボラティリティは、固定の日数(すなわち、21インデックス営業日)におけるリスク・オンオフ水準のボラティリティを参照して計算されることが挙げられる。各本インデックスによって適用される方式は、これらのパラメータおよび本インデックスの計算に利用される他の固定パラメータが適用ある本インデックスとの関連において合理的であることを前提としている。しかしながら、代替的なパラメータ(例として、リバランスの頻度の増減、実現ボラティリティの計算期間の延長または短縮)により、いずれかの適用ある本インデックスのパフォーマンスにプラスの効果をもたらされる可能性がある。

想定エクスポージャー

各本インデックスは、適用ある本インデックスの構成銘柄に対する想定エクスポージャーを生み出し、当該想定エクスポージャーは、インデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人の帳簿上においてのみ存在する。

インデックス計算代理人の決定

インデックス要項の各編は、インデックス計算代理人およびインデックス・スポンサーに対し、例えば、混乱および特別事由の発生に関して一定の決定および計算を行う際に、ある程度の裁量を付与している。インデックス計算代理人およびインデックス・スポンサーは、それぞれ誠実かつ商業上合理的な方法により行為するが、当該裁量の行使により、インデックス水準に悪影響が及ぶことがある。

本インデックスの計算および決定

- ・ **総論** インデックス計算代理人は、各本インデックスに関する一切の計算、決定、リバランスおよび調整(以下、総称して、「計算等」という。)を行う。インデックス計算代理人およびインデックス・スポンサーのいずれも、計算等における善意による過誤もしくは不作為またはインデックス要項に記載される他の行為につき、一切責任を負わない。

インデックス計算代理人の計算等は、適用あるインデックス要項に従い、その単独、絶対的および自由な裁量により、ただし(それぞれの場合において、インデックス要項に規定される基準を考慮し、および関連がある場合には、関連する計算等を行う責任を有するインデックス計算代理人の従業員もしくは役員に対して提供され、またはこれらの者により取得された情報に基づき)誠実かつ商業上合理的な方法により、行われる。一切の計算等は、明白な過誤のない限り、最終的、確定的であり、かつ、受益者を含む適用ある本インデックスのいずれかの利用者を拘束するものとする。

インデックス要項は網羅的であることが意図されているが、一定の状況において多義性、過誤および欠落が生じることがある。インデックス・スポンサーは、専門的判断(以下に定義する。)を用いて、当該多義性、過誤または欠落を解決し、本インデックスの商業上の目的に一致する方法により、当該多義性、過誤または欠落の解決を反映するためにインデックス要項を修正することがある。

- ・ **端数処理** インデックス要項に定める場合を除くほか、インデックス計算代理人によって計算される一切の金額、通貨額、水準、割合、価格、利率または価額(以下、総称して、「金額等」という。)は、商業上合理的な方法により行為するインデックス計算代理人が適切であると決定する小数位まで、および同様に決定する方法により、端数処理されるものとする。
- ・ **見積りの利用** インデックス計算代理人は、インデックス要項に記載される情報、データソースまたは要因および金額等(以下、総称して、「情報等」という。)を用いてインデックス要項に記載される計算等を履行し、ならびにインデックス要項に関して必要とされる行為をいずれかの順序で履行することができる。しかしながら、インデックス計算代理人が必要な情報を取得または利用することができない場合、(合理的努力を払った後、かつ、関連する計算等に関して関連するインデックス要項に記載される予備規定を適用した後)インデックス計算代理人は、当該計算等を履行する際に、関連する情報等に関する(専門的判断を用いてなされる)自らの見積りを利用することができるが、その義務はないものとする(ただし、インデックス要項に基づく規定を実施し、またはインデックス要項に基づき必要な計算等を履行するために、当該見積りが合理的に必要であるとインデックス計算代理人が判断する場合に限る。)
- ・ **情報等の検証がないこと** インデックス計算代理人は、適用ある本インデックスへの算入またはインデックス要項に基づく計算等を履行する際の利用のため、インデックス計算代理人が信頼に足ると判断する情報源(インデックス計算代理人またはその関連会社により維持されるデータベースならびにブルームバーグおよびロイター等の公開された情報源を含む。)から情報等を取得するが、インデックス計算代理人は、当該情報等を公表または独自に検証することはしない。
- ・ **訂正** インデックス要項の定めおよび特定された訂正期間に従い、インデックス計算代理人がインデックス要項に基づく計算等に関連して同社が利用した情報等がその後に訂正または調整されていたことを認識した場合、インデックス計算代理人は、(1)訂正期間がリバランス日を含まない場合、当該訂正または調整された情報等を利用するものとし、その結果として、いずれかの通貨の後継の通貨への単位変更、交換または転換を含む(ただし、これらに限られない。)当該訂正または調整された情報等の効力発生または反映のために必要または有用であると同社が判断する追加の計算等を行うものとし、または(2)訂正期間がリバランス日を含む場合、当該訂正または調整された情報等を利用することができ(ただし、その義務を負わないものとする。)、および、当該裁量を行使するにあたっては、誠実かつ適用ある本インデックスの主要な目的と一致する商業上合理的な方法により行為する。
- ・ **依拠** インデックス要項に基づく計算等を履行する際、インデックス計算代理人は、適切な関連する専門的資格または経験があることを理由に、いずれかの種類の資産もしくは商品を評価し、または他の計算もしくは算定を行うのに適任と思われる者の意見に依拠することができる。
- ・ **受託者または代理人として行為しないこと** インデックス要項に関して計算等または他の行為を履行する際、インデックス計算代理人およびインデックス・スポンサーのそれぞれは、本人として行為し、他のいずれの者の代理人としても行為しない。インデックス計算代理人またはインデックス・スポンサーのいずれ

も、サブ・ファンドまたは受益者に対して注意義務または受託者義務を負わない。インデックス要項に関してインデックス計算代理人またはインデックス・スポンサーによって履行される各計算および他の行為は、かかる規定に依拠して履行され、およびかかる規定に従う。当該計算または他の行為を行うことを通じて、インデックス計算代理人またはインデックス・スポンサーが適用法に基づき他の者の代理人または受託者とされる場合、(インデックス計算代理人またはインデックス・スポンサー(いずれか関連する方)の選択により)インデックス計算代理人またはインデックス・スポンサーの当該計算または他の行為を履行する権利義務は、本人としての、かつ、代理人もしくは受託者としてではないインデックス計算代理人もしくはインデックス・スポンサーのいずれかまたは当該計算もしくは他の行為を履行する意思および能力の双方がある適切な第三者により当該計算または他の行為が履行されることが可能になる時まで停止されることがある(または、すでに履行された場合にあっては、当該計算または他の行為の適用が停止されることがある。)

- ・ **計算の日時** インデックス要項に基づく一定の計算が一定の日時「において」、または一定の日時「現在で」表示されることがあるにもかかわらず、インデックス計算代理人は、その裁量により、当該日時に関する当該計算を当該日時より後に履行することができる。
- ・ **専門的判断** インデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人(該当する方)はそれぞれ、(1)誠実かつ商業上合理的方法により行為すること、(2)実務上可能な限り、適用ある本インデックスの商業上の目的および市場慣行を反映すること、ならびに(3)実務上可能な限り、インデックス管理事務代行業社またはインデックス計算代理人(該当する方)としての自ら行為する適用ある本インデックスおよびその他の指数の両方に関して裁量を行使し、算定を行う際に一貫性の維持に努めることから成る判断基準(以下「専門的判断」という。)を用いて、適用ある本インデックスに関して裁量を行使し、算定を行う。裁量を行使し、または算定を行うために専門的判断を用いる際、インデックス・スポンサーは、インデックス・ガバナンス・コミッティー(その役割はインデックス要項に記載される。)の監督に服する。裁量を行使し、または算定を行うために専門的判断を用いる際、インデックス計算代理人は、インデックス・スポンサーの監督に服する。インデックス・ガバナンス・コミッティーは、特殊な状況において行われた専門的判断の当該利用について検査する。インデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人(該当する方)のそれぞれは、(1)専門的判断のそのような利用の記録を保持し、(2)専門的判断がそのように利用された範囲および根拠の簡潔な説明を公表する。
- ・ **計算等における過誤** 一定の状況において、計算等における過誤が生じる可能性がある。インデックス・スポンサーは、専門的判断を用いて、計算等における過誤の影響を受けた各日につきインデックス水準を修正再表示することを決定することがある。

以上に記載する留意点は、適用ある本インデックスの評価に関連するすべての留意点を包括した一覧ではなく、そのように意図されたものでもない。インデックス要項には、適用ある本インデックスの主な特徴についてより完全な説明がなされているため、投資者は、サブ・ファンドに対して投資する前にこれを精読すべきである。特に、インデックス要項には、インデックス計算代理人により行われる適用ある本インデックスが計算される方法の説明および適用ある本インデックスへのエクスポージャーを引き受ける場合に留意すべき要素の考察が含まれる。

一般リスク

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、サブ・ファンドの計算において適時に投資対象を売却する管理会社の能力に関連する。相対的に流動性が低い有価証券の市場は、より流動性が高い有価証券の市場よりも価格変動性が高い傾向にある。相対的に流動性が低い有価証券に対してサブ・ファンドの資産を投資することにより、管理会社がサブ・ファンドの投資対象を希望する価格で希望する時期に処分する能力が制限されることがある。ポートフォリオは、相対的に少ない投資対象に集中することがあり、これはサブ・ファンドの流動性に影響を及ぼすことがある。さらに、当該投資対象の転売は、時として契約上の条項により制限を受けることがあり、これ自体、当該投資対象の価値に影響を及ぼすことがある。ある取引所が、特定の商品もしくは契約の取引を停止し、特定の商品もしくは契約の即時の清算および決済を命令し、または清算のみのために特定の商品もしくは契約の取引を行うことを命令する可能性がある。非流動性のリスクは、店頭取引の場合にも発生する。当該商品または契約には規制市場がないことがあり、買呼値および売呼値は、これらの商品または契約のディーラーによってのみ設定される可能性がある。市場性のない有価証券に対する投資は流動性リスクを伴う。さらに、当該有価証券は、評価が困難であり、発行体は、投資者の保護に関する規制市場の規則に必ずしも服するものではない。

流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを効果的に管理するための方策を整備する。（適用性/適切性に応じて）管理会社または管理会社のリスク管理機能は、日次方式により、流動性リスク管理方針の実施を監視する。また、管理会社は、管理会社が買戻しを整然と処理することができ、またすべての投資者が公平に取り扱われることを可能ならしめることができるような流動性リスク管理の手法（後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」および「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し、買戻しの繰延べ」に記載するもの等）を構築している。

継続的に、管理会社は、内部の流動性指標に対するサブ・ファンドの流動性のポジションを評価している。管理会社は、流動性評価に至る一定の範囲の定量的基準および定量的要素を斟酌する。管理会社がポジションを換金するために必要となる期間および費用を算定することができるように、管理会社は、換金のための平均日数または合計日数に基づき、投資対象に内在する流動性を分析することができる。潜在的に有価証券の日次の数量を超過することおよびこれによる有価証券の価格への影響を避けるため、取引前の分析を実施することができる。管理会社はまた、継続的にサブ・ファンドの流動性ストレス・テストも履行する。流動性リスク管理方針および流動性リスク管理手続は、定期的かつ必要に応じて見直される。

サブ・ファンドが指標を満たすことができない場合、管理会社のリスク管理機能は、追加の分析を履行することが必要であるか否か、およびサブ・ファンドの流動性リスクを管理するため追加の措置を講じるべきか否かを斟酌する。管理会社は、評価に係る記録を保存する。

集中リスク

管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ（または受益証券のクラスのために保有されるポートフォリオ）を特定の原投資対象または少数の原投資対象および/もしくはカウンターパーティーに集中することがある。その結果、サブ・ファンドのポートフォリオは、かかる特定の投資対象および/またはカウンターパーティーに影響を及ぼす不利な経済状況または事業環境から生じる価格変動に対してより影響を受けることがある。当該「カウンターパーティー・リスク」は、サブ・ファンドがその取引を単一または少数グループのカウンターパーティーとの間に集中させた場合に増大する。

カウンターパーティー・リスク

サブ・ファンドは、契約の条件に関する紛争(善意であるかを問わない。)を理由としてまたは信用もしくは流動性の問題からカウンターパーティーが取引の条件に従って取引を決済しないことの影響を受けることがあり、これにより、サブ・ファンドが損失を被ることになる。当該「カウンターパーティー・リスク」は、決済を妨げる事象が生じた場合、または取引が単一もしくは少数グループのカウンターパーティーとの間で行われた場合に、満期がより長い契約について増大する。受託会社または管理会社のいずれも、取引を特定のカウンターパーティーに限ることまたは取引の一部もしくは全部を単一のカウンターパーティーに集中させることを禁止されていない。さらに、管理会社は、カウンターパーティーの信用力を評価する内部信用評価機能を有していない。受託会社および/または管理会社が一または複数のカウンターパーティーと取引を行う能力ならびに当該カウンターパーティーの財政的能力について有意義および独立した評価の欠落は、サブ・ファンドが損失を被る可能性を増大させる。

サブ・ファンドは、非上場デリバティブに関して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクの影響を受けることがあり、これは、取引所決済機関の履行保証など組織化された取引所における当該商品の取引参加者に適用されるのと同様の保護がそれらの非上場デリバティブの取引では与えられないことによる。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、公認取引所ではなく、取引に関与する特定の会社または業者であるため、カウンターパーティーの支払不能、非流動性、破産または債務不履行およびカウンターパーティーとの契約の条件に関する紛争がサブ・ファンドに多額の損失をもたらす可能性がある。受託会社および/または管理会社は、サブ・ファンドに関して、特定のデリバティブ取引に関連する契約に基づき、債務不履行に関して契約上の救済を得られることがある。しかしながら、利用できる担保または他の資産が十分でない限りにおいて、当該救済は不十分である可能性がある。近年、大手の金融市場参加者数社(店頭取引および業者間取引のカウンターパーティーを含む。)が履行期の到来時に同社の契約上の義務を履行することを怠り、または不履行となりかねない状況に陥り、このことにより、金融市場で観察される不確実性が高まり、前例のない政府介入、信用収縮および流動性縮小、取引および資金調達取決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行に至った。当該混乱によって、支払能力のあるプライム・ブローカーおよび貸付人までが、新規投資への資金提供に消極的になり、もしくは以前よりも積極的に行わなくなり、または当時主流であった条件よりも著しく不利な条件でしか、資金提供を行わなくなった。カウンターパーティーが不履行に陥らないという保証はなく、その結果、サブ・ファンドが取引による損失を被らないという保証もない。そのため、サブ・ファンドは、管理会社がサブ・ファンドの取引を規制された取引所に限定した場合よりも不履行によるより大きな損失リスクの影響を受ける。

カウンターパーティー・リスク・エクスポージャー：前記「カウンターパーティー・リスク」の項に記載されるとおり、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの計算において買い付けられた投資対象または契約に関して、カウンターパーティーの履行不能のリスクの対象となる。カウンターパーティーにより担保が提供されており、かつ、これがサブ・ファンドの計算において保有されている場合を除き、サブ・ファンドは、当該手続きにおいて無担保債権者となる見込みであり、当該状況においては回収が限定的となるか、または全く回収ができないことがある。発行体の信用事由があった場合、管理会社は、それを通じて望ましい投資エクスポージャーを獲得することができる一または複数の代替となる発行体またはカウンターパーティーを発見するために必要な措置を講じることに努める。しかしながら、管理会社が成功するという保証はない。管理会社が当該代替の発行体またはカウンターパーティーを発見することができない場合、その結果、サブ・ファンドはその投資目的を達成できなくなり、管理会社がサブ・ファンドの終了を選択することがある。

法的リスク：取引または取引の約定を行う当事者の法的資格の特徴によっては、契約が執行不能になる可能性があり、また、カウンターパーティーの支払不能または破産により、本来であれば執行可能な契約上の権利が無効になる可能性がある。

流動性リスク：店頭取引は、流動性のある流通市場からの恩恵が受けられないことがある。したがって、ポジションがいずれかの時点においてまたは当該取引の直近の帳簿価額に近接する価格により建てられ、または解消されることができるといった保証はない。

店頭取引：サブ・ファンドの計算において買い付けられまたは売り付けられる商品は、通常、取引所では取引されない。取引所で取引される商品の場合と比較して、店頭商品に係る債務者の不履行のリスクは、より大きくなることもあり、また管理会社が当該商品を処分し、または当該商品に関する反対売買を約定することがより容易ではないことがある。さらに、取引所で取引されていない商品の「買気配」と「売気配」との間には、大幅な差分が生じることがある。また、取引所で取引されていない商品は、取引所で取引される商品と同種の政府規制に服するものではなく、かかる商品に関して規制された市場の参加者に提供される保護の多くに与ることができないことがある。

店頭取引における規制の不在およびカウンターパーティー・リスク

一般的に、店頭市場においては、組織化された取引所において約定される取引と比較して、政府の規制および監督が乏しい。また、取引所決済機関の履行保証等の組織化された取引所の参加者に対して与えられる保護の多くは、店頭取引に関しては利用することができない。このことにより、サブ・ファンドは、信用もしくは流動性の問題から、または契約の条件に関する紛争を理由として、カウンターパーティーが取引を決済しないリスクの影響を受ける。管理会社は、取引を単一のカウンターパーティーに集中させることを制限されていない。それゆえ、サブ・ファンドは、仮に管理会社がサブ・ファンドの取引を規制された取引所に限定する場合よりも、不履行による大きな損失リスクの影響を受ける。

デリバティブ規制

ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」という。）は、その包括的なデリバティブに係る新しい規制制度を通じて、サブ・ファンドの計算において管理会社によって約定される取引の種類を含む多くのデリバティブ取引（かつては規制されていなかった店頭デリバティブを含む。）に対し、強制清算、取引所における取引および証拠金の要件を課すものである。ドッド・フランク法は、「スワップ・ディーラー」および「主要スワップ参加者」などの規制対象となる市場参加者の新たな区分も創設しており、かかる市場参加者は、重大かつ新たな資本、登録、帳簿記録、報告、開示、業務運営および他の規制に関する要件に服する。これらの要件の詳細の一部は、未だ米国商品先物取引委員会、米国証券取引委員会、米国連邦準備制度理事会およびその他の規制当局による規則の制定および解釈を通じて明らかにされていない。しかしながら、本書の日付現在において入手可能な情報に基づくと、ドッド・フランク法に基づくデリバティブ規制が及ぼしうる可能性のある影響は、サブ・ファンドの費用全般の増加である。特に、新たな証拠金要件、ポジション制限および資本に対する賦課は、サブ・ファンドに直接適用されない場合であっても、サブ・ファンドの計算において約定されるデリバティブ取引の費用の上昇をもたらすことがある。登録、帳簿記録、報告および法令遵守などの新たな要件に起因する管理事務費用も、サブ・ファンドに直接適用されない場合であっても、デリバティブ価格の値上がりに反映されることがある。新たな商品取引および取引報告の要件は、デリバティブ取引の流動性の低下を招き、一定のデリバティブの不利な価格決定もしくは利用可能度の低下、または裁定機会の減少に至ることがあり、サブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

証券取引業務およびその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーまたはディーラーを選定する際に、管理会社は、競争入札を行う必要はなく、可能な限り低い手数料の費用を追求する義務も負っていない。管理会社は、管理会社の関連会社であるブローカーまたはディーラーを選定することができる。管理会社は、提供される取引業務および調査業務の価値に対して、手数料が合理的であると管理会社が誠実に判断する場合、調査もしくは業務の提供またはその支払いを行うブローカーまたはディーラーに支払われる手数料を、仮に、同一の取引を実行するにあたり他のブローカーまたはディーラーから請求される金額より、高い価格とすることもできる。

決済リスク

有価証券および他の取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増大させることがある。取引を執行するために利用可能な清算、決済および登録のシステムは、取引の決済および譲渡の登録に関連して、遅延および他の重大な困難の結果を生ずることがある。顧客または取引のカウンターパーティーがその契約上の約束を履行しないこともあり得る。決済についての問題は、純資産価額およびサブ・ファンドの流動性に影響を与えることがある。

将来的な規制上の変更は予測不可能であること

証券市場およびデリバティブ市場には、包括的な、規制および証拠金要件の対象となる。また、米国証券取引委員会および金融取引所は、市場に緊急事態が生じた場合に特別措置（例として、投機的ポジション制限またはより高額な証拠金要件の遡及的施行、日次の価格制限の設定および取引の停止を含む。）を講じる権限を有する。米国内外における有価証券およびデリバティブに関する規制は、急速に変化する法律分野であり、政府および司法の措置による変更の対象となる。将来的な規制上の変更がサブ・ファンドに及ぼす影響は、予測不可能であるが、重大かつ不利なものとなる可能性がある。

政治的リスクおよび規制上のリスク

サブ・ファンドの資産および担保の価値は、政情不安、政府の政策および税制の変更、海外投資および外貨送金に対する制限ならびに他の適用法令の展開等の不確実性による影響を受けることがある。同様に、サブ・ファンドの計算において実行される取引のカウンターパーティー自身が銀行の再建および破綻処理体制を含む、進展中の規則および規制による監督の対象となることがある。例として、米国連邦準備制度理事会による監督に関して米国金融安定監督評議会により指定された銀行持株会社は、破綻処理計画（リビング・ウィルとして一般的に知られる。）を定期的に米国連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社に提出する必要がある。当該計画は、会社の重大な財政上の困難または不履行の場合における迅速かつ秩序ある破綻処理に係る会社の戦略を詳細に定める。同様に、EUの銀行再建および破綻処理指令は、ある機関が不履行状態にありまたは不履行になると見込まれると当局が考える場合において、かかる当局に対してかかる機関の業務に介入することを可能にする広範な権能を付与する。それゆえ、サブ・ファンドは、それ自体が対象となる規制の変更のみならず、サブ・ファンドが取引を行うカウンターパーティーに影響する規制の変更により影響を受けることがある。

法的リスクおよび法令遵守リスク

国内および/または外国の法律または規制は、サブ・ファンドに悪影響を及ぼす形で変更されることがある。各国間または各法域間の法律の差異により、受託会社または管理会社がサブ・ファンドに関して締結された法的契約を執行することが困難となることがある。受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの投資方針または投資目的を変更することを含む法律またはその解釈の変更によって悪影響を制限または防止するための措置（ただし、これらに限られない。）を講じる権利を留保する。

ボルカー・ルール

ドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法第619条は、一定の適用除外のもと、一定の銀行事業体（シティグループおよびその関連会社を含む。）が自己勘定取引に参加すること、特定のプライベート・ファンド（以下「対象ファンド」という。）の所有権を取得もしくは保有すること、対象ファンドのスポンサーとなることまたは対象ファンドと特定の関係を持つことを原則として禁止する、いわゆる「ボルカー・ルール」を米国銀行法に追加した。ボルカー・ルールの対象である銀行事業体は、2015年7月21日（以下「適合期限」という。）までに、既存の活動および投資をボルカー・ルールに準拠させなければならない（当該銀行事業体の適切な米国連邦監督機関の裁量により、1年間の延長が2回まで認められる。）。米国連邦準備制度理事会が発した適合期間を2015年7月21日まで延長する命令により、銀行事業体は、適合期間が終了するまでに、禁止された活動を終了させ、容認されない投資を処分する遵守計画を作成し、実施する必要がある。銀行は、「実務上可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合においても適合期間が終了するまでに」遵守計画を設定するよう期待される。

管理会社は、サブ・ファンドが対象ファンドに分類されないようまたは対象ファンドの定義からの適用除外に適合するように設計された、一定の変更(サブ・ファンドが設立された条件を含む。)を適合期限より前にトラストに対して行った。しかしながら、ボルカー・ルールは、比較的新しい法制度であり、いまだに、規制当局がその条件をどのように解釈し、執行するかに関する情報または指針はほとんど存在しない。したがって、サブ・ファンドは当該変更の結果、対象ファンドの範囲外になり、また、対象ファンドの定義からの適用除外の対象になる保証はない。

管理会社が単独の裁量により、サブ・ファンドが対象ファンドであり、管理会社がボルカー・ルールに従いサブ・ファンドを運営し続けることが合理的に実現可能ではない、または実現可能でなくなると判断する場合、サブ・ファンドは終了されることがある。後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(5)その他、(イ)トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項を参照のこと。当該終了が行われない場合であっても、サブ・ファンドが対象ファンドと判断された場合には、シティグループおよびその関連会社は、サブ・ファンドとの間の一定の取引を認められないことがある。これは、サブ・ファンドおよび管理会社が自らの投資対象を管理する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

利益相反

シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドの関連会社(以下、それぞれを、「シティ・カウンターパーティー」という。)は、サブ・ファンド、本債券および/または本インデックスに関して一定の職務を履行することがある。管理会社および各シティ・カウンターパーティーは、シティグループの関連会社であり、それゆえ、互いに独立ではなく、各自がサブ・ファンドに関して履行する職務は、潜在的な利益相反を生じさせることがある。当該利益相反が生じる場合、受託会社および管理会社は、各自の債務および義務(受益者の最善の利益のために行為する債務および義務を含む(ただし、これらに限られない。))を斟酌しながら、当該利益相反を公正に解決し、サブ・ファンドおよび受益者の利益が不当に害されないことを確保するように努める。

各本インデックスに関して、シティ・カウンターパーティーは、各自の計算においておよび各自が運用を行うその他の計算において、通常の業務の過程において、適用ある本インデックスの構成銘柄の取引を行うことがある。当該取引行為は、潜在的には当該構成銘柄および/または適用ある本インデックスの水準に影響を与える可能性がある。シティ・カウンターパーティーは、あるインデックス水準もしくはその構成銘柄の変動に連動しまたは関連するリターンを伴う取引を約定することがあり、それに関連してヘッジ取引を約定することもある。当該取引は、インデックス水準に影響を与えることがあり、また、適用ある本インデックスの価値が下落する場合であっても、いずれか当該シティ・カウンターパーティーに利益を生じさせることがある。

サブ・ファンドと類似の投資目的を有する他のファンドおよび顧客に関連して随時要求されるところに従い、またはその他の方法でこれらに関与するところに従い、管理会社および受託会社(ならびにこれらの関連会社)は、随時、受託者、管理事務代行者、登録機関、管理者、保管者、投資運用者もしくは投資顧問、代理人またはその他の者として行為することがある。それゆえ、これらのいずれの者も、業務の過程において、サブ・ファンドとの間で潜在的な利益相反を生じることがある。これらの者は、当該場合には常にサブ・ファンドに対する自己の義務を斟酌し、当該利益相反が公正に解決されることを確保するように努める。いかなる場合も、管理会社は、すべての投資機会が公正に配分されることを確保することを追求する。

インデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人は、管理会社の関連会社である。このことにより、管理会社の受益者に対する義務ならびにインデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人との関係の間に、潜在的な利益相反を生じさせることがある。

運用リスク

サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、管理会社のサービスに実質的に左右される。管理会社の行為が、不正行為、何らかの規則もしくは規制の違反を理由として規制当局による調査を受けていること、管理会社の主要人物の死亡、無能力、離職、支払不能もしくは退任、または管理会社に影響を及ぼす企業再編を含む

(ただし、これらに限られない。)特別な事由が発生した場合、サブ・ファンドのパフォーマンスは、悪影響を受けることがある。管理会社は、サブ・ファンドの投資パフォーマンスを保証しない。

受益証券の追加クラスの費用

将来、受益証券の追加クラスが発行されることがある。これらの受益証券の追加クラスの設定に関するコストおよび費用の一部または全てが、これら受益証券のクラスのみにより負担されないことがあり、および、例えば、全体のポートフォリオにより負担されることがある。これにより、当該受益証券の追加クラスが設定されるよりも前に発行されていた受益証券のクラスの受益証券1口当たり純資産価格が悪影響を受ける可能性がある。

以上のリスク要因の記載は、サブ・ファンドに対する投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。投資予定者は、サブ・ファンドに対する投資を行うか否かを決定する前に、本書を完全に読了すべきである。

関係者の免責

本インデックスに連動する商品(以下「本商品」という。)は、本インデックスの構成銘柄に出資し、これを管理し、もしくはこれを発行する第三者団体、その関連会社またはその第三者ライセンサー(以下、総称して、「第三者団体」という。)により支援、承認、販売または促進されていない。いずれの第三者団体も、本商品の所有者または公衆の構成員に対し、有価証券全般もしくはとりわけ本商品への投資の適否につき、または本インデックスが全般的な株式市場のパフォーマンスを追跡する能力につき、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証も行わない。第三者団体がシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドとの間に有する唯一の関係は、一定の商標、サービスマークおよび取引の許諾である。いずれの第三者団体も、本商品の価格および数量もしくは本商品の発行もしくは販売のタイミングの決定につき、または本商品が現金に換算される際に用いられる方程式の決定もしくは計算につき、責任を負わず、かつ、これらに参与していない。いずれの第三者団体も、本商品の管理事務、マーケティングまたは取引に関連して、いかなる義務または責任も負わない。

いずれの第三者団体も、本インデックスもしくはそれに含まれるデータまたは本インデックスに関する口頭または書面による通信を含む(ただし、これらに限られない。)通信(電子的通信を含む。)の妥当性、正確性、適時性または完全性を保証しない。第三者団体は、本インデックスに含まれる過誤、欠落または遅滞につき、いかなる損害賠償または責任も負わない。第三者団体は、その商標、本インデックスもしくはそれに含まれるデータに関する商品性または特定の目的もしくは使用に関する適合性につき、明示または黙示の保証を行わず、かつ、一切の保証を明示的に放棄する。上記を制限することなく、第三者団体は、間接損害、特別損害、偶発的損害、懲罰的損害、または派生的損害(利益の喪失、営業損失、時間的損失またはのれんの損失を含む(ただし、これらに限られない。))につき、当該損害の可能性について通知されていた場合であっても、契約上、不法行為上、厳格責任その他根拠の如何を問わず、いかなる場合においても責任を負わない。

独自インデックスの免責事項

債券発行会社、債券保証会社、シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド(インデックス・スポンサーおよび本インデックス計算代理人)およびこれらの取締役、役員、従業員、代表者、受任者または代理人(以下「関係者」という。)は、(a)本債券の購入についての推奨度、(b)特定の日の特定の時間における本インデックスの水準、(c)本債券の投資者の取得または他の者もしくは他の主体の、何等かの目的のため本インデックスまたはそこに含まれるデータを使用することによる結果、(d)本インデックスの特定の目的のための商品性または適合性、または(e)その他の事項に関して、何らの明示的または黙示的な表明または

保証を行っていない。本インデックスに関する正確性、完全性、商品性、適合性について、各関係者は、適用法によって許容される範囲において、本書により明示的に免責される。関係者は、たとえ損害の可能性が通知されたとしても、何らかの者に対して(直接的、間接的、特別、懲罰、結果的、その他)何らの責任も負わないものとする。インデックス・スポンサーおよび本インデックス計算代理人は、本インデックスの計算、公表および公表を継続する義務を負うものではなく、また本インデックスに関連する誤り、不作為、中断または遅延に関して一切責任を負わない。インデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人は、それぞれ当事者として行動し、他の者の代理人または受託者として行動しないものとする。

過去の実績は、将来の実績を示すものではない。開始日(インデックス要項に定義される。)以前に本インデックスの過去の実績として提示された数値には、バック・テストシミュレーションにより算出された実績が含まれることがある。バック・テストは例示的なものにすぎず、一定の過去のデータ、仮定および見積りに基づく独自のモデルから導き出されたものである。当該バック・テストの情報は、本債券への投資または参加から得られるであろう実際の結果を示すものではない。いかなるシナリオ分析も、単に説明のためのものであり、本インデックスの実際のパフォーマンスを示すものではなく、本インデックスのあるうるパフォーマンスの結果をすべて記述することを目的とするものでもない。

本書の日付現在、本インデックスは、インデックス要項に全面的に記載されている。本債券に投資する意思決定は、債券英文目論見書および債券英文発行条件書に記載された情報のみに基づくべきである。

本インデックスは、インデックス・スポンサーの独自かつ秘密情報である。インデックス・スポンサーの事前の書面による同意なしに、債券英文目論見書、債券英文発行条件書またはインデックス要項に記載された本インデックスに関する情報を何らかの方法で利用、複製または交付することはできない(通常の清算および決済手続を用いた本債券の条件の交付を除く。)。本インデックスは、その構成銘柄について、発行体またはスポンサー(該当する場合)によって、支援、裏書、販売促進されるものではない。

(2) リスクに対する管理体制

リスク管理、投資運用の査定および法務管理

管理会社は、定期的にサブ・ファンドのポートフォリオのリスク要因を討論し、サブ・ファンドが過度なリスクにさらされていないかを検討するためにポートフォリオを検討する委員会を開催する。サブ・ファンドの投資哲学および投資方針に関する事項は、サブ・ファンドの投資運用に関する目論見書の他の一切の関連する事項とともに、管理会社およびサブ・ファンドの管理事務代行会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社によって常に監視され、かつ統制されている。

リスクの管理体制

サブ・ファンドに固有のリスクは、管理会社の取締役会によって管理される。

規制および投資制限の遵守はまた、管理事務代行契約に基づきサブ・ファンドに対して一般的な管理事務(会計および評価サービスならびに年次報告書および半期報告書の作成を含む。)を提供する管理事務代行会社の協力を得て、管理会社の取締役会によって監督される。

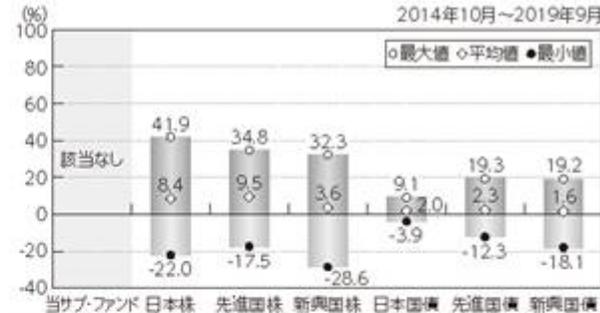
マネー・ロンダリング防止

citifirst.im@citi.comのアドレスで管理会社に対して連絡することにより、投資者は、現在のサブ・ファンドに関するマネー・ロンダリング防止遵守責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者の詳細(連絡先の詳細を含む。)を入手することができる。

(3) リスクに関する参考情報

サブ・ファンドの分配金再投資純資産価格・
年間騰落率の推移

・サブ・ファンドは、2020年1月22日(設定日)に運用を開始するため、該当事項は
ありません。

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較

	当サブ・ ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	-	41.9	34.8	32.3	9.1	19.3	19.2
最小値	-	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値	-	8.4	9.5	3.6	2.0	2.3	1.6

出所:Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- ・2014年10月～2019年9月の5年間の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ・サブ・ファンドは、2020年1月22日から運用を開始する予定のため、記載できるデータはありません。
- ・代表的な資産クラスの年間騰落率は、2014年10月～2019年9月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものです。
- ・このグラフは、サブ・ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つとしてご利用ください。

(ご注意)

- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
- 日本株…TOPIX(配当込み)
- 先進国株…FTSE先進国株指数(除く日本、円ベース)
- 新興国株…S&P新興国総合指数
- 日本国債…BBG/バークレイズE1年超日本国債指数
- 先進国債…FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
- 新興国債…FTSE新興国市場国債指数(円ベース)
- (注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

FTSE先進国株指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤認から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

該当事項なし。

日本国内における申込手数料

2020-01受益証券の取得申込みにあたって、上限2.75パーセント（税抜2.50パーセント）の申込手数料が課される。購入（申込み）手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価である。申込手数料の詳細については、関連する販売取扱会社に照会のこと。

（注1）管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができる。

（注2）手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

該当事項なし。

日本国内における買戻し手数料

該当事項なし。

(3)【管理報酬等】

受託会社の報酬

受託会社は、サブ・ファンドに対して受託会社として履行する同社の職務およびこれに付随する業務の対価として、サブ・ファンドの信託財産から、年間15,000米ドルの受託報酬（以下「受託報酬」という。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、最初の払込日（当日を除く。）から開始し、発行されている受益証券の最後のクラスの満期日（当日を含む。）に終了する期間において、毎日計算され、発生し、四半期毎に後払いで支払われる。

管理事務代行会社および保管会社の報酬

管理事務代行会社および保管会社は、サブ・ファンドに対してサブ・ファンドの資産の管理事務代行業務、受益証券の発行、譲渡および買戻しに関する登録名義書換事務、サブ・ファンドの資産の保管業務ならびに他の管理事務代行会社および保管会社として履行する同社の職務の対価として、各受益証券のクラスについて、サブ・ファンドの信託財産から、当該受益証券のクラスに帰属する計算金額の年率0.17パーセントの管理事務代行および保管に係る報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、その受益証券のクラスの払込日（当日を除く。）から開始し、債券満期日（当日を含む。）に終了する期間において、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

管理会社の報酬

管理会社は、サブ・ファンドに対するサブ・ファンドの資産の投資運用業務ならびに受益証券の発行および買戻し業務ならびに他の同社の運用管理の職務の対価として、各受益証券のクラスについて、サブ・ファンドの信託財産から、当該受益証券のクラスに帰属する計算金額の年率0.11パーセントの管理会社報酬を受

領する権利を有する。かかる報酬は、その受益証券のクラスの払込日(当日を除く。)から開始し、債券満期日(当日を含む。)に終了する期間において、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

販売会社の報酬

販売会社は、日本における受託証券の販売、申込および買戻しの取扱い、運用報告書の交付、既存受益者に対する一定の情報提供等ならびに他の付随する業務を含む同社の職務の対価として、2020-01受益証券についてサブ・ファンドの信託財産から、計算金額の年率0.50パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、2020-01受益証券の払込日(当日を除く。)から開始し、2020-01受益証券についての債券満期日(当日を含む。)に終了する期間において、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

代行協会の報酬

代行協会は、目論見書、運用報告書および他の文書の販売会社および他の販売取扱会社に対する交付、日本における受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびにこれらに付随する業務を含む同社の職務の対価として、各受益証券のクラスについて、サブ・ファンドの信託財産から、当該受益証券のクラスに帰属する計算金額の年率0.01パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、その受益証券のクラスの払込日(当日を除く。)から開始し、債券満期日(当日を含む。)に終了する期間において、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

(4) 【その他の手数料等】

当初費用

サブ・ファンドの設定および受益証券の最初のクラスの募集に関連する費用ならびに経費(以下「当初費用」という。)は約222,000米ドルと見込まれており、かかる費用は、管理会社はその裁量において決定する時期に計上され、および/または管理会社はその裁量において決定する期間に償却される。ただし、償却期間は、遅くとも第一期の会計年度末までに終了するものとする。

その他の手数料および費用

各受益証券のクラスについて、管理会社によって決定されることにより、サブ・ファンドの継続的な運営に関連し、通常の課程において発生し、または発生することがあると予測され、および予測外の将来の反復する固定費(受託会社によって、サブ・ファンドの信託財産から、マネー・ロンダリング防止遵守責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者のそれぞれに対して支払われる年次の報酬を含む。)(以下「通常経費」という。)のための引当金(以下「想定経費引当金」という。)は、遅くとも満期日までに当該通常経費を計上するために計上される。通常経費は、発生する都度支払われる。当該想定経費引当金が通常経費をまかなうのに不十分な場合に限り、管理会社は不足額を支払う。

本インデックスに適用される手数料

インデックス水準は、次に掲げるものに伴う想定取引および複製の費用を控除したものである。

- (a) 本インデックスの個別の構成銘柄の比率および水準。
- (b) 潜在的には週次によるコアアセットまたはリザーブアセットに対するエクスポージャー(すなわち、インデックス要項に詳述されるとおり、シグナルの変化の結果によるコアアセットとリザーブアセットとの間のエクスポージャーの再配分に伴う想定費用)の変動。
- (c) 潜在的には日次による本インデックスのリスク・オンオフ水準に対するエクスポージャーのボラティリティ目標メカニズム。

(d) 先物である本インデックスの構成銘柄の入れ替え。

(e) コアアセットおよびリザーブアセットにおける固定比率への構成銘柄の月次再設定。

実務上可能である場合は常に、想定取引および複製の費用の予定される変更が効力を生ずる前に、受益者は、事前の書面による通知を受ける。

その他の費用

受託会社は、関連するサブ・ファンドの信託財産からのみ、受託会社、管理会社またはその他により負担される、以下のいずれか(またはすべて)を含む(ただし、これらに限られない。)当該サブ・ファンドの設立、運用、管理および維持に関するすべての費用を支払い、またはその支払いを確保することができる。

(a) 当該サブ・ファンドの設立、登録または存続に関して受託会社または管理会社が正当に負担するすべての経費および費用、(b) すべての合理的な法律、監査、会計および税務費用ならびに当該サブ・ファンドに関して提供されたサービスに関するすべてのその他の専門家およびその他の手数料、(c) 受託会社および/または管理会社と当該サブ・ファンドの受益者との関係より発生するすべての経費および費用(当該サブ・ファンドの受益証券の名義書換ならびに当該サブ・ファンドの受益者に対する通達および通知を含むがこれに限定されない。)ならびに受託会社および/または管理会社と第三者との関係より発生するすべての経費および費用、(d) 当該サブ・ファンドに関する年次報告書および半期の未監査報告書ならびにそれに添付される報告書または文書ならびに受託会社または管理会社が当該サブ・ファンドの受益者に対して行うその他の通信の作成、印刷および郵送またはその他発送において正当に発生したこれに付帯するすべての合理的な費用、(e) 英文目論見書または当該サブ・ファンドの受益証券の公募に関する英文目論見書の関連する補遺または当該サブ・ファンドに関する情報を投資予定者に提供する内容説明書または類似文書の作成および印刷において発生する経費、(f) 当該サブ・ファンドの純資産価額の計算および詳細の提供に関する費用、(g) 受益者集会の招集および開催において発生するすべての費用、(h) トラストもしくは当該サブ・ファンドまたは当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象に対する権原証書の安全な保管に関する追補信託証書、契約書またはその他の文書に関して、またはこれらの作成において発生するすべての費用、(i) 当該サブ・ファンドに関する預金または貸付におけるもしくはこれに付帯するあらゆる性質のすべての合理的な費用、(j) 当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の取得または換金に関して支払うべき印紙およびその他の課徴金、税金、政府の課税、仲介手数料、譲渡手数料、登録料ならびにその他の手数料、(k) 当該サブ・ファンドまたはその代理人によるすべての借入に係る利息ならびに当該借入の手配に関するまたこれより発生する手数料および費用、(l) 当該サブ・ファンドがいずれかの法域の政府もしくはその他の当局またはその機関に対して支払うべきすべての税金および法人手数料、(m) 宣伝または広告費用(もしあれば)、(n) 郵便、電話およびファックスに係る経費ならびにその他のすべての運営費用、(o) 当該サブ・ファンドの運営、管理または宣伝に関して選任されたサービス提供者(管理事務代行会社、保管会社または販売会社を含むがこれらに限られない。)に対して受託会社または管理会社のいずれかが支払義務を負うすべてのもしくはいずれかの報酬、経費または費用、(p) 当該サブ・ファンドの投資対象の取得、保有および/または処分に関して発生する債務、経費および費用(手数料、謝礼、運用コンサルタントの報酬または類似の支払いを含むがこれらに限られない。)、(q) 当該サブ・ファンドの通常業務および/または運用一般に関して発生する債務、経費および費用、(r) 関連する信託財産の清算においてもしくはこれに関してまたはその他当該サブ・ファンドの終了において発生する債務、経費および費用、(s) 受託会社または管理会社が信託証書に基づくそれぞれの義務に関してトラストに関して正当に負担するいずれかの支出または立替費用。特定のサブ・ファンドのみに帰属するものではないと管理会社が判断するいずれかの上記の費用は、通常、各サブ・ファンドの当該時の純資産価額に基づきまたは管理会社が随時特定の場合に決定するその他の基準においてサブ・ファンドの信託財産間で配分される。

現金払戻しおよびソフト・コミッション

管理会社は、サブ・ファンドの計算において行われる取引に関して証券取引業者からいかなる現金手数料またはその他のリポートを受けないものとする。ただし、管理会社および/またはその関連会社は、管理会社および/またはその関連会社が、当事者が管理会社および/またはその関連会社に対して、物品、サービスまたはその他の便益(調査および助言サービス、専門的ソフトウェアまたは調査サービスが付随するコンピュータ・ハードウェアならびにパフォーマンス測定など)を随時提供または調達する取決めを締結している他者である代理人によるかまたは代理人を通じて、取引を実行する権利を留保している。当該取決めの性質として、これら物品、サービスまたはその他の便益の提供がサブ・ファンドに全体として利益をもたらすことが合理的に予想でき、かつ、サブ・ファンドに関するサービス提供においてサブ・ファンドまたは管理会社および/もしくはその関連会社のパフォーマンスを高めることに寄与することがある。また、かかる取決めに関して、直接支払いが生じることはないものの、その代わりに管理会社および/またはその関連会社は、かかる当事者に対して業務を委託することを約束する。当該当事者を通じて実行される取引は、最良執行基準に合致し、適用ある法律を遵守していなければならない。また、仲介手数料率は、通常の機関投資家を対象とした包括的委託取引業務サービスの手数料率を超えてはならない。疑義を避けるために付言すると、当該物品およびサービスには、旅行、宿泊設備、娯楽、一般事務用品もしくはサービス、一般的オフィス設備もしくは物件、会費、従業員給与または直接的金銭支払いは含まれない。

(5) 【課税上の取扱い】

投資者は、適用ある法域の関連の法律に基づく受益証券の取得、保有、買戻しの請求、譲渡または売却が当該投資者に与える効果(税務上および規制上の効果ならびに為替管理規制を含む。)に関して、各自の専門家の顧問と相談すべきである。投資者に対する当該効果(適用可能性を含む。)および税金控除の金額は、投資者の国籍、住所、本籍または設立を有する国の法律および慣行ならびに各自の個人的な状況によって異なる。

ケイマン諸島および香港の課税に関する以下の記載は、本書の日付の時点においてケイマン諸島および香港で有効な法律および慣行に関して管理会社が受けた助言に基づくものである。投資者は、課税の水準および基準が変動する場合があります。また税金控除の金額が納税者の個人的な状況に依拠する旨を認識すべきである。

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法等別表第一に掲げる内

国法人をいう。以下同じ。)または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額))をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)。2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)。2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府はトラスト、サブ・ファンドまたは受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。またトラストに関する支払に対して適用あるケイマン諸島が当事者となっている二重課税防止条約はない。本書の日付の時点において、ケイマン諸島には為替管理が存在しない。

トラストは、信託法第81条に従って、ケイマン諸島総督より保証書を受領している。かかる保証書には、トラストの設定の日付から向こう50年間にケイマン諸島でその後制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続的な性格を有する租税を課す法律は、トラストを構成する資産もしくはトラストに帰因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連して受益会社または受益者には適用されないことが明記される。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに印紙税は課されない。

ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国および英国との間で2つの政府間協定に調印した(以下、米国との間の協定を「US IGA」といい、英国との間の協定を「UK IGA」という)。また、ケイマン諸島は、80か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準(以下「CRS」といい、US IGAとUK IGAとあわせて「AE01」という)を実施するための多国間協定に調印した。

US IGA、UK IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行されている(以下「AE01規則」と総称する)。AE01規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局(以下「ケイマン諸島税務情報局」という)は、US IGAおよびUK IGAならびにCRSの適用に関する手引書を公表している。UK IGA、関連する規則および手引書の関連する規定は、廃止され、またCRSをもって置き換えられる予定である。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AE01規則の登録要件、デュー・ディリジェンス要件および報告要件を遵守する義務を負う。ただし、かかる金融機関が一または複数のAE01制度に関して「非報告金融機関」(関連するAE01規則において定義される)となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合においては、登録要件のみがCRSに基づき適用される。

AE01の目的において、サブ・ファンドは、トラストの一部である。トラストは、非報告金融機関の免除のいずれにも依拠することを企図しておらず、それゆえAE01規則のすべての要件を遵守することを意図している。

AE01規則により、報告金融機関としてのトラストは、とりわけ、() (US IGAに服する場合のみ) GIIN / グローバル仲介人識別番号を取得するためにIRS / 米国内国歳入庁(以下「IRS」という)に登録すること、() ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸

島税務情報局に通知すること、()トラストがCRSに基づく自らの義務に対処する方法を記載する書面による方針および手続を採用および実施すること、()「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らに開設されている口座のデュー・ディリジェンスを実施することおよび()当該報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局(例として、米国の報告対象口座の場合はIRS)に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。

US IGAの定めにより、US IGAを実施するAEOI規則を遵守するケイマン諸島の金融機関は、アメリカ合衆国の外国口座税務コンプライアンス法(以下「US FATCA」という。)のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがってUS FATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、FATCA源泉徴収税を課税されることはなく、および非協力的口座を解約する必要はない。ケイマン諸島の報告金融機関は、FATCA源泉徴収税の課税を免除されるために、自らのUS FATCA上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となることがある。US FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項に基づき、トラスト/サブ・ファンドに対する支払いに対して課されないが、トラスト/サブ・ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関(US IGAに定義される。)とみなされた場合には、この限りではない。US IGAを実施するAEOI規則の下では、ケイマン諸島の金融機関は、US FATCAその他による口座保有者による支払いまたは口座保有者に対する支払いに対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

サブ・ファンドに対する投資および/またはサブ・ファンドに対する投資の継続により、投資者は、トラストに対する追加情報の提供が必要となることがあること、トラストによるAEOI規則への遵守の結果、投資者情報の開示に至ることがあること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換されることがあることを了解したとみなされるものとする。投資者が(結果にかかわらず)要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制償還もしくは強制買戻しおよび/または投資者の口座の閉鎖を含む(ただし、これらに限られない。)対応措置を講じ、および/またはすべての救済措置を求める権利を留保している。ケイマン諸島税務情報局が発出した指針に従い、サブ・ファンドは、投資者の口座開設から90日以内に身元証明確認書類を受領しない場合、同人の口座を閉鎖する必要がある。

(C) 香港

現行の法律および慣行において、

(a) サブ・ファンドは、投資活動に関して香港の税金の対象になることは想定されていない。

(b) サブ・ファンドからの収益の分配または受益証券の販売、換金もしくはその他の処分により生じたキャピタル・ゲインに関して香港の受益者が支払うべき税金はない。ただし、当該取引が香港で行われる取引、専門的職業または事業の一部をなし、関連する収益が香港を源泉とする場合に発生する香港の所得税を除く。

(D) 米国

「配当等価物」に対する米国源泉徴収税

米国内国歳入法典の第871条(m)および同条に基づく米国財務省規則(以下、総称して、「第871条(m)」という。)は、米国の株式(または米国の株式を含む指数)に連動する一定のデリバティブ取引および他の金融商品に関して、非米国人に対して支払われるものとして取り扱われる「配当等価物」に対して、30パーセントの源泉徴収税を課す。適用ある規則に定める審査に基づき、関連する商品の発行時に決定されることにより、一般的に、一または複数の米国の株式

の経済的パフォーマンスを実質的に複製する金融商品に対して、第871条(m)の適用がある。第871条(m)は、かかる源泉徴収の制度の一定の例外を規定しており、とりわけ一定の広範囲の指数に連動する商品または当該指数を追跡する有価証券に係るものがある。

第871条(m)の源泉徴収税の制度は、2017年以後に発行される金融商品に関して効力を有しているが、米国内国歳入庁は、2021年より前の年度において、限定された種類の金融商品に対してその適用がある旨公表している。

サブ・ファンドは、米国の株式に関連を有するオプション、スワップおよび/またはデリバティブ取引を取得することがある。これらの金融商品に対して、第871条(m)の適用がある場合、原則として、サブ・ファンドは、商品の期間を通じて、対象となる米国の株式について支払われる配当の30パーセントを上限とする税額の米国の税金について、納税義務を負い、これは、源泉徴収によって、そこから通常徴収される。第871条(m)は、複雑であり、またその適用が不明確なことがあることから、米国内国歳入庁は、第871条(m)に基づくサブ・ファンドによるある商品の取扱いに対して、異議を申し立てることに成功することがあり、また潜在的には制裁を課すことがある。いずれの場合においても、その結果による債務は、サブ・ファンドに対する投資からのリターンに悪影響を及ぼす。

サブ・ファンドが投資する有価証券に係る税金

サブ・ファンドの計算において受託会社により実現される配当、利子およびその他の所得、ならびに有価証券の売却により実現されるキャピタル・ゲインは、当該所得の源泉となる法域により課税される源泉徴収税およびその他の税金の対象となる場合がある。受託会社がサブ・ファンドの計算において支払う税金の率は、各国に投資される資産の額およびかかる税金を軽減するサブ・ファンドの能力(もしあれば)が明らかではないため、予測することは不可能である。

受益証券の購入を検討する投資者は、サブ・ファンドに関する税金の勘案事項について自身の税務顧問に相談するべきである。

5【運用状況】

サブ・ファンドは、2020年1月22日から運用を開始する予定である。

(1)【投資状況】

該当事項なし。

(2)【投資資産】

該当事項なし。

(3)【運用実績】

該当事項なし。

(4)【販売及び買戻しの実績】

該当事項なし。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

サブ・ファンドは、欧州経済領域における一般投資者に対して、募集され、売り付けられ、またはその他入手可能とされることはない。かかる規定の目的における用語の意義は、以下のとおりである。

1. 「一般投資者」との用語は、次に掲げるいずれかである者（またはこれらの複数に該当する者）をいう。

a. 指令2014/65/EU（その後の改正を含み、以下「第二次金融商品市場指令」という。）第4（1）条第11号において定義される一般顧客。

b. 指令2002/92/EC（その後の改正を含み、以下「保険仲介業務指令」という。）の意味における顧客（かかる顧客が第二次金融商品市場指令第4（1）条第10号において定義される専門投資家の資格を有していない場合に限る。）。

c. 指令2003/71/EC（その後の改正を含み、以下「目論見書指令」という。）において定義される適格投資者でない者。

2. 「募集」との用語は、投資者をして、受益証券を買い付け、または取得することを決定することを可能とさせるような募集の要項および募集される受益証券に係る一切の形式および一切の方法による十分な情報の通信を含む。

英文目論見書および関連する補遺の交付および受益証券の募集または購入は日本の居住者に限定される。「日本の居住者」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第5号において定義され、日本に住所または居所を有する自然人および日本に主たる事務所を有する法人をいい、非居住者の日本の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなされる。

英文目論見書および関連する補遺は、募集もしくは勧誘が非合法である法域または募集もしくは勧誘を行う者が資格がないまたは募集もしくは勧誘を行うことが非合法である者に対して行われる、募集または勧誘を構成しない。情報を取得し関連する法域における適用ある法令を確認することは、英文目論見書および関連する補遺を保有する者および英文目論見書および関連する補遺に従って受益証券の申込みを希望する者の責任である。

制裁

受託会社は、適用ある制裁制度の対象である団体、個人、組織および/または投資との間で受託会社が取引を行うことを制限する法律の対象となっている。

したがって、受託会社は、申込者に対して、同者が次に掲げる（ ）から（ ）に掲げるものに該当せず、および、同者が知り得、または信じ得る限りにおいて、同者の実質的な所有者、支配者または権限保持者（以下「関連当事者」という。）（もしあれば）が次に掲げる（ ）から（ ）に掲げるものに該当しない旨を継続的に表明および保証することを要求する。（ ）米国財務省外国資産管理局（以下「OFAC」という。）によって整備され、もしくは欧州連合（以下「EU」という。）および/もしくは連合王国（以下「英国」という。）の規則に基づく制裁対象団体もしくは制裁対象個人の名簿に列挙されるもの（後者については、行政委任立法によってケイマン諸島に対しても拡張されていることによる。）、（ ）その国もしくは領域に関連して、国際連合、OFAC、EUおよび/もしくは英国によって発動された制裁の適用がある国もしくは領域において、業務上の拠点を有しており、もしくは住所を有しているもの、または（ ）その他の国際連合、OFAC、EUもしくは英国によって発動された制裁の対象であるもの（後者については、行政委任立法によってケイマン諸島に対しても拡張されていることによる。）（以下、総称して、「制裁対象者」という。）。

申込者または関連当事者が制裁対象者であり、または制裁対象者となった場合、受託会社は、直ちに、および申込者に対して通知することなく、申込者が制裁対象者ではなくなるまで、または適用法に基づき当該取引を継続するための許可が取得されるまで、申込者および/または申込者のサブ・ファンドに対する持分と追

加の取引を行うことを中止することが必要となることがある（以下「制裁対象者事由」という。）。制裁対象者事由の結果申込者が被る一切の債務、経費、費用、損害および/または損失（直接損失、非直接損失または間接損失、利益の損失、収入の損失、外部評価の損失ならびにすべての利息、違約金および弁護士費用ならびに他の専門家の経費および費用を含むが、これらに限られない。）に関して、受託会社、その取締役、管理事務代行会社および管理会社は、いかなる性質の債務も負わないものとする。

申込期間

受益証券は、申込期間中、受益証券1口当たり100.00米ドルで申し込むことができる。

サブ・ファンドに関して、申込期間中に発行することができる受益証券の価額の最大総額は、10億米ドル（またはその相当額）である。サブ・ファンドに関して、申込期間中に申し込まれた受益証券の総申込価額が500万米ドル未満（またはその相当額）であった場合、管理会社は、受託会社と協議の上、受益証券を発行しないことができるが、この場合、利息を付さずに投資者のリスクで申込金額が返金される。

米国の課税

受益証券を買い付けることにより、各投資者は、各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人ではないことおよび各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人に対して受益証券を譲渡しないことを表明する。

手続き

受益証券の申込みを希望する申込者は、記入済の申込書を（必要に応じて申込者の身元および申込金の資金源を証明する補足書類と併せて）、管理事務代行会社によって申込期間の最終日の18時（東京時間）までに受領されるように送付しなければならない。受益証券は、払込日に、申込手続が完了した申込者に対して発行される。申込金に関する決済資金は、払込日にサブ・ファンドの計算において受領されなければならない。

すべての申込金は、申込者名義で保有される口座から払い出されなければならない。第三者方払いは認められない。

管理会社が特定の場合について別途決定する場合を除き、適用あるクラス基準通貨で支払われなければならない。

受託会社、管理事務代行会社または管理会社は、それぞれの絶対的な裁量において、何らかの理由によりまたは理由なしに申込みを拒絶することができ、かつ当該理由を開示する義務を負わない。

記入済の申込書は、一旦管理事務代行会社により受領された場合、撤回不能となる。管理事務代行会社は、記入済の申込書の原本（ならびに必要に応じて申込者の身元および申込金の資金源の証明に必要なすべての書類）の受領後に、申込手続が完了した申込者に対して、所有確認書面を発行する。所有確認書面の発行がされる前に、管理事務代行会社が申込者からの追加情報を要求するべきであると決定した場合、管理事務代行会社は、申込者に対して書面による通知を行い、必要な情報を請求する。

疑義を避けるために付言すると、必要に応じて申込者の身元および申込金の資金源を証明するために必要なすべての情報および書類が受領されるまで、受益証券の申込みは処理されず、受益証券は発行されない。管理事務代行会社が払込日から1か月以内に当該情報および書類を受領しない場合、申込みは、管理会社の裁量により、無効とみなされて解約されることがあり、受領された申込金は、利息を付さずに、当該申込金の払出口座に返金されることがある。当該場合において、受託会社および管理会社は、管理会社、受託会社および/または申込者による無効かつ解約された申込みに係ると管理会社が決定するその他の受益者が被った損失を申込者から回収（および受益証券の保有者の利益のために保持）する権利を有する。

受益証券の申込みが受け付けられた場合、払込日より後までかかる受益証券の申込者が受益者名簿に記載されない場合であっても、受益証券は、払込日を効力発生日として、発行されたものとして取扱われる。

継続申込み

払込日後、受益証券を申し込むことはできない。

非適格申込者

申込書は、各申込予定者が、とりわけ、各自が適格投資家であり、かつ適用ある法律に違反することなく受益証券の取得および保有を行うことができる旨を表明し、保証することを要求する。

受益証券は、管理会社の意見において、サブ・ファンドが本来負担することのない納税義務を負い、または本来被ることのないその他の金銭的な不利益を被る可能性がある状況においては、いかなる者に対しても募集され、または発行されることができない。

受益証券の申込者は、とりわけ、サブ・ファンドに対する投資のリスクを評価するための金融に関する知識、専門能力および経験を有し、サブ・ファンドが投資する資産への投資に伴うリスクならびに当該資産の保有および/または取引の方法を認識し、またサブ・ファンドに対するそのすべての投資の損失を負うことができる旨を申込書において表明し、保証しなければならない。

受益証券の様式

すべての受益証券は、記名式受益証券である。受益者の権原は、受益証券の券面ではなく、受益者名簿への記載により証明される。

最低申込みおよび端数

受益証券の申込に係る最低申込口数は、10口または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定することができるその他の口数とする。

一時停止

受託会社は(管理会社と協議の上)、後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(1)資産の評価、(ロ)純資産価額の算定の一時停止」の項に記載される一定の状況において、受益証券の発行および/または買戻しを停止することができる。いずれの受益証券も、当該停止期間中に発行され、および/または買い戻されることはない(該当する方)。

(2) 日本における販売

日本においては、前記「第一部 証券情報、(7)申込期間」に記載される申込期間中の日本における営業日に、同「第一部 証券情報」に従い、受益証券の申込みが行われる。その場合、販売会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、申込期間中の申込みに関しては2020年1月22日までに、申込金額等を関連する販売取扱会社に支払うものとする。ただし、販売取扱会社によりこれとは異なる取扱いとなることがある。詳細については、関連する販売取扱会社に照会のこと。

2020-01受益証券の申込に係る最低申込口数は、10口または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定することができるその他の口数とする。申込期間中の追加購入単位の詳細については、関連する販売取扱会社に照会のこと。

日本の受益者は、関連する取得日に関する申込日の午後3時(日本時間)までに関連する販売取扱会社に通知を行うことにより、受益証券の購入を請求することができる。

2020-01受益証券の取得申込みにあたって、上限2.75パーセント(税抜2.50パーセント)の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、関連する販売取扱会社に照会のこと。

(注1) 管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができる。

(注2) 手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

サブ・ファンドに関して、申込期間中に発行することができる受益証券の価額の最大総額は、10億米ドル(またはその相当額)とする。

投資者は、受益証券の保管を販売会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売会社から受領する。2020-01受益証券に関して、申込金額の支払いは、米ドル建てで支払うものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

販売会社は、申込者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の取得申込注文を、その単独の判断において拒否する合理的な努力を行うことについて合意している。受益証券の短期取引をすべて防止できる保証はない。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

下記に定めるところに従い、受益証券は、各買戻日において受益者の任意により買戻されることができる。

受益証券の買戻しを希望する受益者は、記入済の買戻通知または管理事務代行会社が随時決定することがあるその他の通知を、適用ある買戻日に関する買戻申込期限までに管理事務代行会社によって受領されるように送付しなければならない。

受益証券の買戻請求は、買戻しのために提出される受益証券のクラスを特定し、受益証券の全体の数を記載しなければならない。

いずれの受益者も、管理会社または管理事務代行会社が別途合意しない限り、一旦提出した買戻通知を撤回することはできない。ただし、以上にかかわらず、受益者は、純資産価額もしくは受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに/または受益証券の発行および買戻しのいずれかの停止期間中においては、買戻通知を取り消すことができる。

2020-01受益証券に関して、受益者がいずれかの買戻日に買戻すことのできる受益証券の最小口数は、1口または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定することができるその他の口数とする。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、ある受益者に対する買戻代金の支払いによって、関連する法域においていずれかの者がマネー・ロンダリング防止に関する法律に抵触しもしくは違反する結果となる疑いがあると判断しもしくはその旨の助言を受けた場合、または当該支払いの拒絶が、受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社による関連する法域のマネー・ロンダリング防止に関する法律の遵守を確保するのに必要である場合、その絶対的な裁量において、当該受益者に対する買戻しの支払いを拒絶することができる。

買戻通知が受け付けられた場合、当該買戻しを行う受益者が受益者名簿から削除されたか否かにかかわらず、または買戻価格が算定され、もしくは支払われたか否かにかかわらず、関連する買戻日を効力発生日として、受益証券は、買戻されたものとして取り扱われる。したがって、関連する買戻日以後、当該資格における受益者は、買戻される受益証券に関して、(いずれも買戻される受益証券に関して)買戻価格および関連する買戻日より前に宣言されたが、未払いである分配金を受領する権利を除くほか、信託証書または追補信託証書に基づき発生する一切の権利(サブ・ファンドについて通知を受ける権利、サブ・ファンドの集會に出席する権利またはサブ・ファンドの集會において投票する権利を含む。)を有さず、またはかかる権利を行使することができない。当該買戻しを行う受益者は、買戻価格に関して、サブ・ファンドの債権者となる。倒産による清算において、買戻しを行う受益者は、一般の債権者に対して劣後するが、受益者に対して優先する。

買戻価格

買戻しが行われる受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日における当該受益証券のクラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。

決済

管理事務代行会社は、通常、受益者の指図に従って、関連する買戻日から3営業日以内に、買戻代金(送金費用の控除後)を適用あるクラス基準通貨により電信送金する。受託会社または管理会社のいずれも、かかる手続きに従った結果として発生する損失につき責任を負わない。買戻代金には、関連する買戻日から実際の支払いまでの期間に関して利息が付されない。

買戻しの繰延べ

ある買戻日における買戻請求の総額が発行済受益証券の10パーセントを上回った場合、管理会社は、当該買戻日に買い戻すことのできる受益証券の総口数を当該買戻日における発行済受益証券の10パーセントに制限することを選択することができる。その場合、買戻請求は按分によって減らされ、残余の部分は、翌買戻日において、当該買戻日に受領された買戻請求に優先して買い戻される（この権限に従い当該買戻日の買戻しが制限された場合、常にさらなる繰延べの対象となる。）。

強制買戻し

受益証券は、満期日において、その時点の受益証券1口当たり純資産価格により強制的に買い戻される。

一時停止

受託会社は、（管理会社と協議の上、）後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」の項に記載される一定の状況において、受益証券の発行および/または買戻しを停止することができる。受益証券の関連するクラスのいずれの受益証券も、かかる停止期間中に発行され、および/または買い戻されることはない（該当する方）。

強制買戻しおよび譲渡

受託会社は、いつでも影響を受ける受益者に対して事前の書面による通知を行うことにより、適用ある買戻価格（送金費用の控除後）により、関連する買戻日において、当該受益者によって保有されるすべてのまたはいずれかの受益証券を買い戻すことができる。かかる強制買戻しは、以下に掲げる状況において行われることができる。

- (a) 受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識することについて理由がある場合。
 - (i) いずれかの国、政府、司法または財務当局の法律、規制または法的拘束力を有する要件に違反する者
 - () 関連するサブ・ファンドについて適格投資家でない者、または関連するサブ・ファンドに関する適格投資家でない者の利益のために受益証券を取得した者
 - () 受託会社または管理会社の意見において関連するサブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が本来であれば負うはずのない納税責任を負い、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な運営上、結果的に不利益を被ることになると受託会社または管理会社が判断する状況下にある者
- (b) 受益証券が、受益者に対して、後記「第二部 ファンド情報、第4 外国投資信託受益証券事務の概要、（八）受益者に対する特典、譲渡制限」の項に要約される信託証書の適用ある規定に違反して譲渡された場合。

(2) 日本における買戻し

「買戻日」とは、各営業日および/または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、関連する買戻日現在の当該受益証券のクラスの受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

2020-01受益証券に関して、受益者がいずれかの買戻日に買い戻すことのできる受益証券の最小口数は、1口または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定することができるその他の口数とする。

日本の受益者は、関連する買戻日から1営業日前の日の午後3時（東京時間）または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の時刻までに販売会社に通知を行うことにより、受益証券の買戻しを請求することができる。買戻請求は当該申込日の取引期限までに名義書換代理人に申込まなければならない。

販売会社が買戻しの注文を確認した日を日本における約定日といい、通常、買戻日の日本における翌営業日である。

日本の投資者に対する買戻代金は、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、原則として、買戻日の後3営業日目(すなわち、買戻日に関連する申込日の原則4営業日目)の海外受渡日のさらに日本における2営業日目以降の日(または海外受渡日の日本における2営業日目以降の日に決済を行うことができない場合、直後の決済可能な日本における営業日)(「日本における受渡日」)に、販売会社を通じて、適用あるクラス基準通貨で支払われるものとする。したがって、関連する買戻日から5営業日目以降を目途として受益者の口座へ入金される予定である。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(イ)純資産価額の算定

管理事務代行会社は、払込日および各評価日に、適用あるクラス基準通貨建てで、受益証券の各クラスの受益証券1口当たり純資産価格を算定し、これを公表する。

受益証券1口当たり純資産価格は、受益証券の関連するクラスに帰属すべき純資産価額を必要な為替換算後に、受益証券の当該クラスの発行済受益証券の口数で除すことにより算定される。2020-01受益証券に関して、受益証券のクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、(0.005を切り上げる通常の四捨五入の方法に従い)小数第2位または管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の位まで切り上げられる。

純資産価額の算定において、管理事務代行会社は、以下の評価方針および手続きに従う。

- (a) 下記(b)および(c)の規定に従い、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場され、相場付けされ、取引され、または取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、管理事務代行会社により、当該計算が行われる日、または評価日が当該投資対象の主要な取引所の営業日でない場合は、評価日に先立つ当該取引所の直近の営業日の当該取引所の営業終了時点における、当該取引所におけるその現地の規則および慣行に基づく最終取引価格または公式終値を参照して行われる。特定の投資対象について証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない場合、当該投資対象の価額は、当該投資対象のマーケット・メイクを行う者、会社または機関(および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が受託会社と協議の上指定する特定のマーケット・メーカー)により相場付けされた当該投資対象の最新の入手可能な価格を参照して計算される。ただし、常に、管理会社が受託会社と協議の上その裁量において、他の取引所における価格またはブルームバーグもしくはインタラクティブ・データ・コーポレーションを含む独立したデータ提供事業者により提供された価格の方が、あらゆる状況において、当該投資対象に関してより公正な評価基準を提供するものと判断した場合、管理会社は、当該価格の採用を指示することができる。
- (b) 上記(a)の規定に従い最終取引価格、公式終値およびその他の価格相場を入手することができない場合には、関連する投資対象の価額は、管理会社が(受託会社と協議の上)決定する方法で随時算定される。
- (c) 上記(a)または(b)に従い投資対象の上場価格、相場価格、取引価格または市場取引価格を確認する目的において、管理事務代行会社は、機械化および/または電子化された価格配信システムにより提供された価格データおよび/または情報を利用し、それらに依拠することができ、かかるシステムにより提供された価格は、上記(a)または(b)の目的上、最終取引価格、公式終値または最新の入手可能な価格とみなされる。
- (d) 短期金融市場の投資対象および銀行預金は、取得価額に経過利息を加えた額で評価される。
- (e) 機能通貨以外の通貨建ての投資対象の価額(有価証券の価額であるか現金の価額であるかを問わない。)は、管理事務代行会社が関係するプレミアムまたは割引および交換費用を考慮した上で当該状況において適切とみなすレート(公式のものであるかその他のものであるかにかかわらず。)で機能通貨に換算されるものとする。
- (f) スワップ取引およびその他の店頭デリバティブ取引/商品は、予想キャッシュ・フローの正味現在価値に基づき評価される。当該スワップ取引または他の店頭デリバティブ取引/商品の計算代理人が取引相手方も務める場合、当該兼任に起因して生じる利益相反を回避するため、管理会社またはその受任者は、純資産価額の算定と同じかそれ以上の頻度で、当該評価に関する許容度チェックを実施する義務を負う。

(g) 上記にかかわらず、管理会社は(受託会社と協議の上)、他の評価方法の方が関連する投資対象の公正価値をより反映すると判断した場合、当該他の評価方法の利用を許可することができる。

受託会社または管理事務代行会社による純資産価額(受益証券1口当たり純資産価格を含む。)の算定は、すべて、悪意または明白な過誤がない限り、最終的、確定的かつ拘束力を有する。悪意および明白な過誤がない限り、受託会社および管理事務代行会社は、第三者が提供した評価に依拠して行った純資産価額(受益証券1口当たり純資産価格を含む。)の算定における誤りについて何ら責任を負わない。受託会社および管理事務代行会社は、認められた価格情報源、評価代理人またはその他の第三者が受託会社または管理事務代行会社(場合に応じる。)に提供した評価に依拠することができ、悪意または明白な誤りがない限り、かかる依拠について何ら責任を負わない。

(ロ) 純資産価額の算定の一時停止

受託会社は(管理会社と協議の上)、以下に掲げる状況において、いずれかのサブ・ファンドの純資産価額または受益証券1口当たり純資産価格の決定、ならびに/またはいずれかのサブ・ファンドの受益証券の発行および/もしくは買戻しを停止することができる。

- (a) 当該サブ・ファンドの信託財産中の投資対象の相当部分が当該時に相場付けされ、上場され、取引されもしくは取扱いされている主要な市場または取引所であるいずれかの市場または取引所が閉鎖している期間(通常の日を除く。)または取引が相当程度に制限されもしくは停止している期間
- (b) 緊急事態により受託会社によるまたは受託会社のための当該サブ・ファンドの信託財産内の投資対象の現実的な処分が妨げられている期間
- (c) 当該サブ・ファンドについて指定されるいずれかのシリーズ会社の純資産価額の計算または当該シリーズ会社の投資対象を買い戻す権利もしくは買い戻させる権利が停止している期間
- (d) 当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の価格またはいずれかの市場もしくは取引所の現行価格を算定するのに通常使用している通信手段が故障している期間
- (e) 当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の換金または支払いに伴うまたはその可能性のある金銭の送金を行うことができない期間
- (f) 管理会社に対して当該サブ・ファンドの信託財産を構成する資産の相当な割合を清算させまたは当該サブ・ファンドを終了させる事由の発生
- (g) 管轄を有するいずれかの司法当局または監督当局により命令された場合

受託会社は、上記の停止が発生した場合、当該停止から7日以内に関係するサブ・ファンドの受益者全員が書面により通知を受けることを確保し、また停止が解除された場合、その旨を当該サブ・ファンドの受益者全員に通知するものとする。

受託会社は(管理会社と協議の上)、以上の一定の状況において、受益証券の発行および/または買戻しを停止することができる。受益証券の関連するクラスのいずれの受益証券も、当該停止期間中に発行され、および/または買い戻されることはない(該当する方)。さらに、受託会社は(管理会社と協議の上)、以下に掲げるいずれかの場合において、ある期間の全部または一部に関して、純資産価額および受益証券の関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに/または受益証券の関連するクラスの受益証券の発行および/もしくは買戻しの一時停止を宣言することができる。

- (a) サブ・ファンドが投資する市場および/またはサブ・ファンドが投資する投資対象の一部または全部が非常に激しく変動し、またはその流動性が著しく低下したため、合理的な期間にわたって、サブ・ファンドの投資対象の大部分を処分することが合理的に実行可能ではないと管理会社はその単独の裁量において判断した場合

- (b) 純資産価額および/もしくは受益証券1口当たり純資産価格を決定するのに通常使用している通信システムおよび/もしくは通信手段が故障している場合、またはその他の理由により、純資産価額および/もしくは受益証券1口当たり純資産価格が迅速もしくは正確な方法で確認することができない場合
- (c) サブ・ファンドの投資対象の換金もしくは支払い、または受益証券の発行もしくは買戻しに伴うまたはその可能性のある資金の送金または本国送金が、遅延しているか、または管理会社の意見によれば、通常の為替レートで迅速に実行することが不可能である場合
- (d) 管理会社、受託会社、管理事務代行会社またはそれらの各委託先の業務が、疫病、戦争行為、テロ行為、反乱、革命、市民騒擾、暴動、ストライキもしくは天変地異の結果として、またはこれらに起因して、実質的に中断または終了した場合
- (e) 受益証券の発行、買戻しもしくは譲渡により適用ある法律に違反することとなるか、または管理会社の意見によれば、一時停止もしくは延長が適用ある法律もしくは適用ある法的手続により要求された場合
- (f) 管理会社の意見によれば、結果として、サブ・ファンドの投資対象の評価もしくは換金が合理的に実行可能ではないか、または受益者の利益を著しく害することなくかかる評価もしくは換金を行うことが不可能な状況が存在する場合
- (g) 管理会社において、そのようにすることがサブ・ファンドまたは受益者の利益に適うと考える場合

(2) 【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売会社の名義で保管され、日本の投資者に対しては、販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

(3) 【信託期間】

後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(5) その他、(イ) トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に定める規定に従い、または本書に記載するその他の状況において早期に終了する場合を除き、サブ・ファンドは、(i) 受益者に3か月前までに通知を行うことにより、管理会社とその単独の裁量においてサブ・ファンドの終了を決定する日、または() 償還日のうち、最も早く到来する日に終了する。償還日とは、2157年10月21日または管理会社および受託会社が合意したこれよりも早い日をいう。

また、管理会社が(i) ボルカー・ルールに従いサブ・ファンドの運用を継続すること、または() サブ・ファンドの投資目的を達成することのいずれかが合理的に実現不可能であり、もしくは実現不可能となる見込みであるとして、管理会社とその単独の裁量により決定する場合(本インデックスおよび/もしくは本債券へのエクスポージャーの獲得が不可能となったか、または有利な条件でこれを行うことが不可能であると管理会社が決定する状況を含む(ただし、これらに限られない。))、管理会社は、受益者にその旨の通知を行うことにより、サブ・ファンドを終了させることができる。

(4) 【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、各年の12月31日に終了する。最初の計算期間は2020年12月31日に終了する。

(5) 【その他】

（イ）トラストまたはサブ・ファンドの終了

サブ・ファンドは、以下のいずれかの事項が最初に発生した場合に終了する。

- （a）当該サブ・ファンドが違法となるか、または受託会社もしくは管理会社の意見において、当該サブ・ファンドを継続させることが実行不能であり、経済的ではなく、得策ではなくもしくは当該サブ・ファンドの受益者の利益に反する場合
- （b）上記「（3）信託期間」の項に規定される日付または条件に該当する場合
- （c）任意または強制的買戻しのいずれかを問わず当該サブ・ファンドのすべての発行済受益証券が買い戻されている場合
- （d）当該サブ・ファンドの受益者がサブ・ファンド決議により決定した場合
- （e）信託証書の日付より開始しその149年後に満了する期間の最終日である場合

サブ・ファンドが終了した場合、受託会社は、当該サブ・ファンドの受益者全員に対して、速やかに当該終了の通知を行う。

（ロ）信託証書の変更

信託証書に定める条項に従って、受託会社および管理会社は、関連するサブ・ファンドの受益者に対して書面による通知（かかる通知はサブ・ファンド決議によって免除されることができる。）をした上で、追補信託証書により、当該サブ・ファンドに関連する信託証書の規定を変更し、修正し、または追加することができる。

管理会社および受託会社が、（ ）受託会社がかかる修正、変更、削除、追加によっても関連するサブ・ファンドの既存の受益者の利益を重要な点において損なうことがなく、また当該サブ・ファンドの受益者に対する管理会社または受託会社の責任は免除されないか、または（ ）かかる修正、変更、削除、追加が、会計上、法律上もしくは当局の要求（法律による強制を伴うものがどうかは問わない。）により必要であると判断することを書面で保証しない限り、かかる修正、変更、削除、追加を行うには当該サブ・ファンドのサブ・ファンド決議による修正、変更、削除、追加にかかる承認を得ることを要するものとする。上記（ ）または（ ）の項に基づき行われる信託証書の変更は、変更が行われた後可能な限り速やかに関連する受益者に対して通知される。信託証書の修正、変更、削除、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払義務を課すものであってはならない。

（ハ）関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

管理事務代行契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約に定めるところにより、投資運用契約の各当事者は、他方当事者に対して90日前の事前の書面による通知を行うことにより、およびその他一定の状況において投資運用契約を終了させることができる。

投資運用契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより、または同契約に記載されるその他一定の状況において、終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていなければならない。

したがって、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は、販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。受益証券の買戻しおよびサブ・ファンドの終了に関する金額の分配および支払はそれまでにサブ・ファンドのすべての債務を払い終えることに劣後する。

() 分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、受益証券の口数に応じて請求する権利を有する。

() 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

() 残余財産分配請求権

サブ・ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

() 受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社は、以下に掲げる場合において、トラストまたは関連するサブ・ファンド(場合による。)の受益者集会を、当該集会の招集通知に定める時間および場所において招集する。

(a) 信託証書の規定により要求される場合

(b) 管理会社または受託会社の書面による請求がある場合

(c) (全受益者集会の場合) 当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

(d) (いずれかのサブ・ファンドの受益者集会の場合) 当該サブ・ファンドの当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

集会は、トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益者に対して中10日以上前の事前の通知により招集されなければならない。通知は、集会の日時および場所ならびに当該集会で提案される決議の議題を明記しなくてはならない。受益者決議、議決または定足数に関する計算は、関連する基準日(ただし、当該基準日が評価日ではない場合、当該基準日の直前の評価日)の時点における純資産価額を参照して行われる。いずれかの集会に関する基準日は、管理会社により決定される日(集会の招集通知に明記される集会の日から中14日以上前)とする。事故によるいずれかの受益者に対する通知の不到達または受益者による通知の不受領は、集会の議事を無効にするものではない。受託会社または管理会社の授権された代理人は、集会に出席し発言する権利を有する。集会の定足数は、トラストまたはサブ・ファンド(場合による。)の当該時点における発行済受益証券の保有者の単純過半数である。集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定され、当該決議がサブ・ファンド決議または受益者決議(場合による。)の必要過半数により承認された場合、投票の結果は、集会の決議とみなされる。投票において、議決は本人または代理人により行使されることができる。

(2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはサブ・ファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

() 日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

辯護士 三 浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

サブ・ファンドの運用は、2020年1月22日から開始する予定であり、サブ・ファンドは現在何ら資産を保有していない。サブ・ファンドの会計監査は、外国監査法人等であるケーピーエムジー ケイマン諸島が行う。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

該当事項なし。

(2)【損益計算書】

該当事項なし。

(3)【投資有価証券明細表等】

該当事項なし。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項なし。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）受益証券の名義書換

サブ・ファンドの記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関　　S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所　　ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（ロ）受益者集会

受託会社または管理会社は、以下に掲げる場合において、トラストまたは関連するサブ・ファンド（場合による。）の受益者集会を、当該集会の招集通知に定める時間および場所において招集する。

（a）信託証書の規定により要求される場合

（b）管理会社または受託会社の書面による請求がある場合

（c）（全受益者集会の場合）当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

（d）（いずれかのサブ・ファンドの受益者集会の場合）当該サブ・ファンドの当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

集会は、トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益者に対して中10日以上前の事前の通知により招集されなければならない。通知は、集会の日時および場所ならびに当該集会で提案される決議の議題を明記しなくてはならない。受益者決議、議決または定足数に関する計算は、関連する基準日（ただし、当該基準日が評価日ではない場合、当該基準日の直前の評価日）の時点における純資産価額を参照して行われる。いずれかの集会に関する基準日は、管理会社により決定される日（集会の招集通知に明記される集会の日から中14日以上前）とする。事故によるいずれかの受益者に対する通知の不到達または受益者による通知の不受領は、集会の議事を無効にするものではない。受託会社または管理会社の授権された代理人は、集会に出席し発言する権利を有する。集会の定足数は、時点におけるトラストまたはサブ・ファンド（場合による。）の当該時点における発行済受益証券の保有者の単純過半数である。集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定され、当該決議がサブ・ファンド決議または受益者決議（場合による。）の必要過半数により承認された場合、投票の結果は、集会の決議とみなされる。投票において、議決は本人または代理人により行使されることができる。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

いかなる特典も、受益者に対して、付与されない。

受益証券の譲渡

以下に記載される規定および管理会社が決定するその他の条件に基づき、受益者は、管理会社および受託会社の承諾を得た上、自らが保有する受益証券を管理会社が随時承認するいかなる書式の書面証書によっても譲渡することができる。すべての譲渡証書は、譲渡人またはその代理人および譲受人またはその代理人の署名が付されなければならない。

いずれかの譲渡に関して、管理会社または受託会社は、それぞれの絶対的な裁量により、譲受人に対して、管理会社または受託会社が必要もしくは望ましいと判断するいかなる様式によるいかなる情報（関連する法域または適用ある法域における制定法の規定、政府その他の要件もしくは規則または当該時に有効な管理会社もしくは受託会社の方針の遵守を容易にするために管理会社または受託会社が要求する情報または文書を含む。）も提供することを要求することができる。

受託会社および管理会社は、信託証書の規定に反するいかなる譲渡の確認、合意、名義書換または名義書換の取次ぎも行わず、また受託会社または管理会社が譲受人の氏名を受益者名簿に記入するか、または受益者名

簿への記入を取次ぐまでは、譲渡の対象である受益証券に対するあらゆる権利に関して引き続き譲渡人を受益者として扱う。

受託会社または管理会社のいずれも、関連する譲渡契約または申込契約における表明に依拠してその承諾を行うことにつき責任を有することはなく、またそれぞれ完全に保護される。

上記の規定に違反して譲渡されるいずれの受益証券も、下記「強制買戻しおよび譲渡」の項に記載される方法による強制的な買戻しまたは譲渡の対象となる。

強制買戻しおよび譲渡

受託会社はいつでも、影響を受ける受益者に対して事前の書面による通知を行うことにより、適用ある買戻価格(送金費用の控除後)により、関連する買戻日において、当該受益者によって保有されるすべてのまたはいずれかの受益証券を買い戻すことができる。かかる強制買戻しは、以下に掲げる状況において行われることができる。

- (a) 受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識することについて理由がある場合。
 - (i) いずれかの国、政府、司法または財務当局の法律、規制または法的拘束力を有する要件に違反する者
 - () 関連するサブ・ファンドについて適格投資家でない者、または関連するサブ・ファンドに関する適格投資家でない者の利益のために受益証券を取得した者
 - () 受託会社または管理会社の意見において関連するサブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が本来であれば負うはずのない納税責任を負い、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な運営上、結果的に不利益を被ることになると受託会社または管理会社が判断する状況下にある者
- (b) 受益証券が、受益者に対して、本「(八) 受益者に対する特典、譲渡制限」の項に要約される信託証書の適用ある規定に違反して譲渡された場合。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本の額

管理会社の資本金は、200万200香港ドル（約2,752万2,752円）で、2019年9月末日現在全額払込済である。なお、1株100香港ドル（約1,376円）の記名式株式2万2株を発行済である。

また、管理会社の純資産の額は、2019年9月末日現在2億5,286万2,804香港ドル（約34億7,939万2,183円）であった。

過去5年間、管理会社の資本金の増減はない。

(2) 会社の機構

管理会社が総会で異なる決定を下さない限り、取締役の人数は一名以上とし、最大人数はないものとする。

取締役の資格として管理会社の株式を保有する必要はない。管理会社の株主でない取締役は総会またはいずれかの種類株式の保有者総会に出席して、発言する権利を有するものとする。

管理会社の事業は取締役会が管理するものとする。取締役会は管理会社の設立および登録に関するすべての費用を支払うものとする。取締役会は香港会社（解散および雑則）法（第32章）および香港会社法（第622章）ならびにこれと一体をなすその他一切の法令（以下「香港会社法」という。）または通常定款に従って管理会社によって総会で行使されるべき管理会社のすべての権限を、通常定款に定める規則、香港会社法に定める規定および管理会社が総会で定めた上記の規則および規定と矛盾しない規則に従って、行使することができる。ただし、管理会社が総会で定めた規則は、かかる規則が定められていなければ有効な以前の取締役会の行為を無効化しないものとする。

香港会社法に定める関係規定に従って、取締役会は香港等において管理会社の業務を管理する委員会、地方委員会または機関を設置し、事業を行うために適当と判断する規則を定め、変更し、いずれかの者を上記の委員会、地方委員会または機関の構成員に選任し、報酬を定めるほか、取締役会に帰属する権限または裁量権を、上記の委員会、地方委員会または機関に委託し、上記の委員会、地方委員会または機関の構成員に欠員を補充し、または欠員を補充することなく職務を務めることを認めることができる。上記の選任または委託は取締役会が適当と判断する条件に基づくものとする。また取締役会は上記の要領で選任された者を解任し、または委託を撤回し、もしくは変更することができるが、誠実に取引を行い、かつかかる撤回または変更を通知されていない者は上記の規定による影響を受けないものとする。

取締役会は随時管理会社の社印を押した委任状により、いずれかの者を、取締役会が適当と考える期間、取締役会が適当と考える条件に基づき、取締役会が適当と考える目的のために、取締役会が適当と考える権限および裁量権（再委託の権限を含む。）を授与した上で、管理会社の代理人または委託先に選任することができる。上記の選任は、（取締役会が適当と判断する場合）取締役または上記の委員会もしくは地方委員会の構成員またはいずれかの企業もしくは会社の取締役、名義人もしくは経営者または取締役会が直接もしくは間接的に指名した人もしくは団体を受益者とし、また上記の委任状には上記の代理人と取引を行う者を保護し、かつ便宜を図るために取締役会が適当と考える規定を織り込むことができる。

取締役会は、随時取締役会が適当と考える期間、取締役会が適当と考える条件に基づき、取締役会が適当と考える報酬により、一名以上の取締役を管理会社の業務執行取締役または共同業務執行取締役に選任し、または管理会社の事業の管理、運営に携わる役職に就任させることができる。また取締役会は、随時（取締役と管理会社との間で合意した契約に定める規定に従い）上記の取締役を解任し、他の取締役を後任に選任することができる。

業務執行取締役または共同業務執行取締役に（業務執行取締役または共同業務執行取締役と管理会社との間で合意した契約に定める規定に従い）管理会社のその他の取締役の辞任および解任に関する規定と同じ規定

が適用されるものとし、取締役ではなくなった場合、直ちに業務執行取締役または共同業務執行取締役ではなくなるものとする。

取締役会は業務執行取締役、共同業務執行取締役または管理会社の事業の管理、運営に携わるその他の役職を務める取締役に、取締役会が適当と考える条件および制限に従い、定款に基づき行使され得る取締役会が適当と考える権限を、取締役会自身の権限と併存し、または取締役会自身の権限を排除して授与し、委託するとともに、随時かかる権限の一部または全部を撤回し、取消し、または変更することができる。

- (i) 取締役会は、随時管理会社の支配人を選任して、報酬、手数料を支払い、または管理会社の利益への参加権を授与し、またはそれらの混合による報酬を定め、管理会社の事業により支配人が雇用した支配人の職員の費用を支払うことができる。
- () 支配人の選任は取締役会が決定した期間として、取締役会は適当と考える権限の一部または全部を支配人に授与することができる。
- () (i) 号および() 号に関連して、取締役会は、その独自の裁量により、適当と判断する条件(管理会社の事業を行うために副支配人またはその他の従業員を選任する支配人の権限を含む。)に基づき支配人と契約を締結することができる。

2【事業の内容及び営業の概況】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。

管理会社は、管理会社が受託会社に対して当該委託が生ずる前または当該委託が生じた後合理的な期間内に当該委託について書面により通知することを条件に、受託会社の事前の承認を得ることなく、管理会社が決定する1以上の個人、団体または法人に対して、その権利、特典、権能、義務および裁量の全部または一部ならびに信託証書に基づくそのいずれかの職務の履行を(関連するサブ・ファンドの費用で)委託する権能および権限を有する。ただし、以下に掲げる事項をその条件とする。

- (a) 管理会社は、各委託先が信託証書の規定(適用ある範囲において)を遵守することを確保するために、あらゆる合理的な努力をする。
- (b) 適用ある法律によって要求される限りにおいて、管理会社は、当該委託先の作為または不作為についてかかる作為または不作為が管理会社自身のものであるかのように責任を負うが、その他当該委託先またはその再委託先の行為を監督することを義務付けられず、かつ、かかる損失が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行の結果として発生した場合を除き、委託先または再委託先の作為または不作為を理由としてトラスト(いずれかのサブ・ファンドを含む。)が被った損失について一切責任を負わない。
- (c) 当該者との書面による合意は、個別的に受託会社に対してではなく、関連するサブ・ファンドの信託財産のみに対して当該合意に基づく求償を制限する条項を含む。

管理会社は、いかなる場合または理由においても、信託財産またはそのいずれか一部が被ったまたはその収益について生じた損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。

管理会社は、トラストに関する潜在的債権者との取引においても、当該債権者に対して支払義務を負うもしくは将来その可能性がある債務、義務または負債を満足させるために、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産に対してのみ求償権を有することを確保する。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負担しまたは当事者となった訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用(すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。)または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産より補償される。上記にかかわらず、

- (a) 管理会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、他のサブ・ファンドに関して被った債務に対して補償を受ける権利を有さない。
- (b) 管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の

詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。

管理会社は、受託会社に対して90日前（または受託会社が合意するより短い期間）の書面による通知を行うことにより退任することができる。管理会社が退任の意思を示した通知を行ってから60日以内に承継管理者が任命されていない場合、すべてのサブ・ファンドが終了する。

管理会社は、受託会社が信託証書に基づくその義務の重大な違反を行い、かつ（当該違反が治癒可能である場合に）当該違反の治癒を要求する管理会社による通知の受領から30日以内にこれを是正しない場合、受託会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも信託証書に基づくその任務から退く権利を有する。

管理会社が退任するかまたは解任された場合であって、かつかかる退任または解任の後受託会社が決定する期間内にあらゆる点において管理会社に代わる者として相応しい者であると受託会社が決定する後任の管理会社を受託会社が特定することができない場合、受託会社は、直ちに全受益者による集会を招集する。当該受益者集会において、受益者は、受益者決議をもって管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名することができ、受益者は、受託会社に対して、その旨を書面により通知するものとする。当該通知後直ちに、受託会社は、追補信託証書および/または適切な場合、投資運用契約の条項により、望ましい後任の管理会社を管理会社として選任する。受益者が管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名しなかった場合、受託会社は、トラストを終了させることができる。

受託会社は、投資運用契約に定める条件でトラストおよび各サブ・ファンドの投資運用者として行為するよう管理会社を任命している。投資運用契約の条件に基づき、管理会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行につき責任を負う。

投資運用契約に基づき、管理会社は、いかなる場合または理由においても、受託会社、信託財産またはいずれかのサブ・ファンドが負担または被った損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。管理会社は、間接的、特別または派生的な損失につき責任を負わない。管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負い、負担または被る可能性のある訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有する。ただし、管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。投資運用契約は、管理会社が受託会社に対して90日以上前に書面による通知を行うことにより（その逆の場合も同様とする。）、または投資運用契約に定めるその他の状況において終了する。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、香港で設立された会社であり、シティグループ・インクの間接完全子会社であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドの完全子会社である。SF0第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

管理会社の取締役は以下のとおりである。

シリル・トルブレウィッチ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの取締役兼アジア・パシフィック・マルチ・アセット・グループの長である。マルチ・アセット・グループは、資産家、個人、企業および機関顧客に対する投資商品および投資ソリューションの販売の考案、組成および手配を行う地域的投資ソリューションの基盤となる組織である。トルブレウィッチ氏は、グループ長の職務に就くまで、アジアの機関顧客および販売パートナーに対する新商品戦略の指揮をとり、受賞歴のある幅広いソリューション開発を監督していた。トルブレウィッチ氏は、2003年にロンドンのシティグループ・グローバ

ル・マーケッツ・リミテッドにマルチ・アセット・デリバティブ・ストラクチャラーとして入社し、2007年にアジアに異動した。

ソン・リ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの長であり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの地域の投資ファンド事業の運営および開発に責任を負う。シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックは、アジア・パシフィックの機関投資家、富裕投資家および一般投資家のために投資ファンドおよびファンド・ソリューションを作り出す。リ氏は、ウォール・ストリートおよびアジアにおいて24年以上の投資経験を有する。シティグループに入社する前は、ニューヨークおよびその後香港のアライアンス・バーンスタイン・アセット・マネジメントにおいて、少数の主力商品で1,600億米ドルにのぼる運用資産額を監督するブレンド・ソリューション・チームでシニア・ポートフォリオ・マネジャーを務めた。アライアンス・バーンスタインに勤務する前は、ニューヨークのドイチェ・アセット・マネジメントおよびシティ・グループ・アセット・マネジメントでポートフォリオ管理およびリサーチに関する様々な職務に携わっていた。

管理会社は、2019年9月末日現在、44本のファンドを運用している。

管理会社が運用している44のファンドは、以下のとおり、分類される。

分類		内訳	
A 分類	通貨建別運用金額	米ドル建	934,718,615.29米ドル
		円建	2,596,009,140円
		ユーロ建	2,806,770ユーロ47セント
		英ポンド建	55,927英ポンド61ペンス
B 分類	ファンドの種類 (基本的性格)	ケイマン籍・契約型・オープン・エンド型	19 本
		ケイマン籍・会社型・オープン・エンド型	1 本
		アイルランド籍・会社型・オープン・エンド型	3 本
		日本籍・証券投資信託・オープン・エンド型	21 本
		(委託会社に対する副運用会社として)	

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近事業年度の日本語の財務書類は、香港における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、香港ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について2019年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝13.76円）で換算された円換算額が併記されている。なお、1円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。
- d．管理会社の年次財務書類は、原文（英語版）のみが監査され、監査報告書が参照しているのは原文（英語版）のみである。年次財務書類および監査報告書がその他の言語に翻訳される場合、管理会社が年次財務書類および監査報告書の訳文の正確性に責任を負う。

(1) 【貸借対照表】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド
2018年12月31日に終了した事業年度の財務書類純損益およびその他の包括利益計算書
2018年12月31日に終了した事業年度
(表示：香港ドル)

	注記	2018年 香港ドル	2018年 円	2017年 (注) 香港ドル	2017年 (注) 円
売上高	2	57,356,942	789,231,522	57,031,983	784,760,086
その他の利益純額	3	1,322,752	18,201,068	326,657	4,494,800
その他の営業費用		(38,636,726)	(531,641,350)	(40,856,730)	(562,188,605)
税引前利益	4	20,042,968	275,791,240	16,501,910	227,066,282
法人税	5 (a)	(2,814,830)	(38,732,061)	(2,664,746)	(36,666,905)
当期利益		17,228,138	237,059,179	13,837,164	190,399,377
当期その他の包括利益		-	-	-	-
当期包括利益合計		17,228,138	237,059,179	13,837,164	190,399,377

注：当社は、2018年1月1日にHKFRS第9号およびHKFRS第15号の適用を開始した。選択された移行方法の下では、比較情報は修正されていない。注記1(c)を参照のこと。

11ページから37ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2018年12月31日に終了した事業年度の財務書類

財政状態計算書

2018年12月31日現在

(表示: 香港ドル)

	注記	2018年 香港ドル	2018年 円	2017年 (注) 香港ドル	2017年 (注) 円
非流動資産					
繰延税金資産	5 (c)	22,749	313,026	26,278	361,585
流動資産					
現金および現金同等物	7	253,284,299	3,485,191,954	221,656,523	3,049,993,756
兄弟会社に対する債権	8	132,034	1,816,788	243,742	3,353,890
売掛金およびその他の資産	9	7,366,339	101,360,825	12,156,238	167,269,835
		260,782,672	3,588,369,567	234,056,503	3,220,617,481
流動負債					
買掛金および未払費用	10	4,060,446	55,871,737	4,436,670	61,048,579
兄弟会社に対する債務	8	19,665,036	270,590,895	9,848,223	135,511,548
未払税金	5 (c)	881,075	12,123,592	826,688	11,375,227
		24,606,557	338,586,224	15,111,581	207,935,355
純流動資産		236,176,115	3,249,783,342	218,944,922	3,012,682,127
純資産		236,198,864	3,250,096,369	218,971,200	3,013,043,712
資本および剰余金					
株式資本	11(a)	2,000,200	27,522,752	2,000,200	27,522,752
剰余金		234,198,664	3,222,573,617	216,971,000	2,985,520,960
資本合計		236,198,864	3,250,096,369	218,971,200	3,013,043,712

2019年4月29日に取締役会によって発行を承認、認可された。

)
[署名])
) 取締役
[署名])
)

注: 当社は、2018年1月1日にHKFRS第9号およびHKFRS第15号の適用を開始した。選択された移行方法の下では、比較情報は修正されていない。注記1(c)を参照のこと。

11ページから37ページ(訳注: 原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2018年12月31日に終了した事業年度の財務書類

資本変動計算書

2018年12月31日に終了した事業年度

(表示: 香港ドル)

	株式資本 香港ドル	剰余金 香港ドル	合計 香港ドル
2017年1月1日現在残高	2,000,200	203,133,836	205,134,036
当期包括利益合計	-	13,837,164	13,837,164
2017年12月31日現在残高(注)	2,000,200	216,971,000	218,971,200
H K F R S 第9号の初度適用による影響	-	(474)	(474)
2018年1月1日現在の調整後残高	2,000,200	216,970,526	218,970,726
当期包括利益合計	-	17,228,138	17,228,138
2018年12月31日現在残高	2,000,200	234,198,664	236,198,864
	株式資本 円	剰余金 円	合計 円
2017年1月1日現在残高	27,522,752	2,795,121,583	2,822,644,335
当期包括利益合計	-	190,399,377	190,399,377
2017年12月31日現在残高(注)	27,522,752	2,985,520,960	3,013,043,712
H K F R S 第9号の初度適用による影響	-	(6,522)	(6,522)
2018年1月1日現在の調整後残高	27,522,752	2,985,514,438	3,013,037,190
当期包括利益合計	-	237,059,179	237,059,179
2018年12月31日現在残高	27,522,752	3,222,573,617	3,250,096,369

注: 当社は、2018年1月1日にH K F R S 第9号およびH K F R S 第15号の適用を開始した。選択された移行方法の下では、比較情報は修正されていない。注記1(c)を参照のこと。

11ページから37ページ(訳注: 原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2018年12月31日に終了した事業年度の財務書類

キャッシュ・フロー計算書

2018年12月31日に終了した事業年度

(表示：香港ドル)

	注記	2018年 香港ドル	2018年 円	2017年 (注) 香港ドル	2017年 (注) 円
営業活動					
税引前利益		20,042,968	275,791,240	16,501,910	227,066,282
調整：					
受取利息	3	(1,477,579)	(20,331,487)	(19,417)	(267,178)
運転資本変動前営業活動による キャッシュ・フロー		18,565,389	255,459,753	16,482,493	226,799,104
兄弟会社に対する債権の減少		111,708	1,537,102	1,938,468	26,673,320
売掛金およびその他の資産の減 少/(増加)		4,789,899	65,909,010	(2,504,384)	(34,460,324)
買掛金および未払費用の減少		(376,224)	(5,176,842)	(2,199,565)	(30,266,014)
兄弟会社に対する債務の増加/ (減少)		9,816,813	135,079,347	(210,671)	(2,898,833)
営業から生じた正味現金		32,907,585	452,808,370	13,506,341	185,847,252
香港利得税支払額		(2,756,914)	(37,935,137)	(1,314,085)	(18,081,810)
営業活動から生じた正味現金		30,150,671	414,873,233	12,192,256	167,765,443
投資活動					
利息受取額		1,477,579	20,331,487	19,417	267,178
投資活動から生じた正味現金		1,477,579	20,331,487	19,417	267,178
現金および現金同等物の純増加		31,628,250	435,204,720	12,211,673	168,032,620
1月1日現在の現金および現金同 等物		221,656,049	3,049,987,234	209,444,850	2,881,961,136
12月31日現在の現金および現金同 等物	7	253,284,299	3,485,191,954	221,656,523	3,049,993,756

注：当社は、2018年1月1日にHKFRS第9号およびHKFRS第15号の適用を開始した。選択された移行方法の下では、比較情報は修正されていない。注記1(c)を参照のこと。

11ページから37ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2018年12月31日に終了した事業年度の財務書類

財務書類に対する注記

(表示：香港ドル)

1 重要な会計方針

(a) 法令遵守の表明

本財務書類は、該当するすべての香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して作成されている。HKFRSとは、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が公表した該当するすべての個々の香港財務報告基準、香港会計基準(以下「HKAS」という。)および解釈指針、香港で一般に公正妥当と認められる会計原則ならびに香港会社法の適用要件を含む総称である。当社が適用した重要な会計方針は、以下に開示されている。

HKICPAは、当社の当会計期間に初度適用される、または早期適用が可能である、特定の新規および改訂されたHKFRSを公表している。注記1(c)には、これらの変更の初度適用による会計方針の変更に関する情報が、本財務書類に反映される当会計期間および過年度の会計期間において当社に関連する範囲で記載されている。

(b) 財務書類作成の基礎

本財務書類の作成に用いている測定基準は、取得原価主義である。

当社は、当社に関連する原資産および状況の経済的実質を反映する機能通貨として香港ドルを選択している。別段の指示がない限り、すべての価額について香港ドル未満の位は四捨五入されている。

HKFRSに準拠した財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期間および将来の期間に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。

(c) 会計方針の変更

H K I C P Aは、当社の当会計期間に初度適用される、多くの新しいH K F R SおよびH K F R Sの修正を公表した。このうち、当社の財務書類に関連する変更は以下の通りである。

(i) H K F R S 第9号「金融商品」

() H K F R S 第15号「顧客との契約から生じる収益」

() H K (I F R I C) 第22号「外貨建取引と前渡・前受対価」

当社は、H K F R S 第9号と同時に適用されたH K F R S 第9号の修正「負の補償を伴う期限前償還要素」を除き、当会計期間において未発効の新しい基準または解釈指針を適用していない。

(i) H K F R S 第9号の修正「負の補償を伴う期限前償還要素」を含むH K F R S 第9号「金融商品」

H K F R S 第9号は、H K A S 第39号「金融商品：認識および測定」を置き換えるものである。H K F R S 第9号は、金融資産、金融負債および非金融項目を売買する一部の契約を認識し、測定するための要求事項を規定している。

当社は、H K F R S 第9号を、経過措置に従い、2018年1月1日時点で存在していた項目に遡及適用している。当社は、初度適用による累積的影響額を、2018年1月1日現在の期首現在の資本の修正として認識している。したがって、H K A S 第39号の下では、引き続き比較情報が報告される。

従来の会計方針の変更および移行アプローチの性質および影響に関する詳細は、以下のとおりである。

A. 金融資産および金融負債の分類

H K F R S 第9号は、金融資産を、償却原価、その他の包括利益を通じて公正価値(以下「F V O C I」という。)、純損益を通じて公正価値(以下「F V T P L」という。)で測定される3つの主要な測定区分に分類する。当該区分により、満期保有投資、貸付金および債権、売却可能金融資産およびF V T P Lで測定する金融資産というH K A S 第39号の区分は廃止される。H K F R S 第9号における金融資産の分類は、金融資産が管理される事業モデルおよびその契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいている。H K F R S 第9号の下では、主契約が本基準の範囲に該当する金融資産である契約に組み込まれたデリバティブは、主契約から区分されない。代わりに、混合金融商品全体の分類が検討される。

金融負債の会計処理は、F V T P Lに指定した金融負債に関連する企業自身の信用リスクから生じる利得または損失の処理を除き、H K A S 第39号の要求事項とはほぼ同じである。このような変動は、純損益における会計上のミスマッチが生じる場合を除き、その他の包括利益(以下「O C I」という。)に表示され、損益計算書の事後的な純損益への振替は行わない。

以下の表および注記は、2018年1月1日現在の当社の金融資産および金融負債の各クラスについて、H K A S 第39号における当初の測定区分およびH K F R S 第9号における新たな測定区分を説明している。

2018年1月1日現在の金融資産の帳簿価額に対するH K F R S 第9号の適用による影響は、新たな減損要求事項のみに関連している。

	H K A S 第39号に基づく 当初の分類	H K F R S 第9号に基づく 新たな分類	H K A S 第39号に基づく 当初の帳簿価額 香港ドル	H K F R S 第9号に基づく 新たな帳簿価額 香港ドル
金融資産				
兄弟会社に対する債権	貸付金および 債権	償却原価	243,742	243,742
売掛金およびその他の資産	貸付金および 債権	償却原価	12,156,238	12,156,238
現金および現金同等物	貸付金および 債権	償却原価	221,656,523	221,656,049
金融資産合計			<u>234,056,503</u>	<u>234,056,029</u>

注：当社がH K F R S第9号に基づき金融資産を分類および測定し、関連する利得および損失を認識する方法に関する説明については、それぞれの会計方針の注記1(k)を参照のこと。

すべての金融負債の測定区分に変更はない。2018年1月1日現在のすべての金融負債の帳簿価額は、H K F R S第9号の初度適用による影響を受けていない。

B.信用損失

H K F R S第9号は、H K A S第39号の「発生損失」モデルを「予想信用損失(以下「E C L」という。)」モデルに置き換える。E C Lモデルは、金融資産に関連する信用リスクの継続的な測定を要求しているため、H K A S第39号の「発生損失」会計モデルの場合よりも早期にE C Lを認識する。

H K F R S第9号では、F V T P Lに分類または指定された金融資産およびF V O C Iに指定された資本性金融商品を除き、すべての金融資産について同じ減損モデルが適用されており、これは減損評価の対象とはなっていない。H K F R S第9号の予想信用損失減損モデルの範囲には、償却原価で測定する金融資産、F V O C Iに分類される負債性金融商品、オフバランスのローン・コミットメントおよび金融保証契約が含まれており、これらは従来、H K A S第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」において規定されていた。

当社は、新しいE C Lモデルを以下の項目に適用している。

- 償却原価で測定する金融資産(現金および現金同等物、売掛金およびその他の資産を含む)

当社の信用損失の会計処理に係る会計方針の詳細については、それぞれの会計方針の注記1(k)を参照のこと。

H K F R S第9号の適用による当社の貸倒引当金に対する影響は、当社にとって重要性がないと考えられる。

C.移行

H K F R S第9号の適用による会計方針の変更は、以下に記載のものを除き、遡及的に適用される。

- 比較対象期間に関する情報は修正再表示されていない。HKFRS第9号の適用により生じる金融資産の帳簿価額の差異は、2018年1月1日現在の利益剰余金およびその他の剰余金に認識される。このため、2017年に公表された情報は、引き続きHKAS第39号に基づいて報告されており、当期と比較可能ではない可能性がある。
- 金融資産を保有する事業モデルの決定は、2018年1月1日(当社によるHKFRS第9号の適用開始日)に存在していた事実および状況に基づいて行われた。
- 適用開始日において、当初認識以降に信用リスクが著しく増大したかどうかの評価が過大なコストや労力を伴う場合、当該金融商品について全期間のECLが認識される。

(ii) HKFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

HKFRS第15号は、顧客との契約から生じる収益および一部の費用を認識するための包括的な枠組みを規定する。HKFRS第15号は、物品の販売およびサービスの提供から生じる収益をカバーするHKAS第18号「収益」、および工事契約の会計処理を規定するHKAS第11号「工事契約」を置き換えるものである。

またHKFRS第15号は、財務諸表利用者が顧客との契約から生じる収益とキャッシュ・フローの性質、金額、時期および不確実性を理解できるようにすることを目的とした追加の定性的および定量的開示要求を導入している。

当社は、累積的影響が生じる移行方法の使用を選択し、当初適用の累積的影響を2018年1月1日現在の資本の期首残高の調整額として認識している。したがって、比較情報は修正再表示されておらず、引き続きHKAS第18号に基づいて報告されている。HKFRS第15号で認められているように、当社は、2018年1月1日より前に完了していなかった契約にのみ新しい要件を適用している。2018年1月1日にHKFRS第15号を適用した結果として報告される金額への影響の見積りは、2018年12月31日に終了した事業年度に関して重要性はないと考えられる。

従来の方針に対するこの変更の性質および影響に関する詳細は、以下に記載されている。

A. 収益認識時期

従来、物品の販売による収益は通常、物品の所有に伴うリスクと経済価値が顧客に移転した時点で認識されていたが、工事契約およびサービスの提供から生じる収益は、一定の期間にわたって認識されていた。

H K F R S 第15号では、顧客が契約において約束した財またはサービスの支配を獲得したときに収益が認識される。これは、一時点の場合もあれば、一定期間にわたる場合もある。H K F R S 第15号は、約束した財またはサービスの支配が一定の期間にわたって移転されるとみなされる以下の3つの状況を特定する。

- 顧客が、企業の履行によって提供される便益を、企業が履行するにつれて同時に受け取って消費する場合
- 企業の履行が資産(例えば、仕掛品)を創出または増価させ、顧客が当該資産の創出または増価につれてそれを支配する場合
- 企業の履行が、企業が他に転用できる資産を創出せず、かつ、企業が現在までに完了した履行に対して支払を受ける強制可能な権利を有している場合

契約条件および企業の活動がこれらの3つの状況のいずれにも該当しない場合、H K F R S 第15号の下で、企業は支配が移転した時点である一時点において、物品販売またはサービスに係る収益を認識する。所有に伴うリスクと経済価値の移転は、支配の移転がいつ行われるかを決定する際に考慮される指標の1つにすぎない。

H K F R S 第15号の適用による当社の収益認識への重要な影響はない。

B. 重大な金融要素

H K F R S 第15号では、顧客からの支払が収益認識のかなり前に受領されたか、大幅に繰り延べられたかにかかわらず、契約に重大な金融要素がある場合、企業は貨幣の時間価値について取引価格を調整することが求められている。

従来、当社は、支払が大幅に延期された場合にのみ、かかる方針を適用していたが、これは当社の顧客との契約においては一般的ではなかった。当社は支払を前もって受け取る場合はこの方針を適用していない。

当社が顧客との契約において、収益認識のかなり前に支払を受け取るとは一般的ではない。

支払スキームが重大な金融要素を含んでいる場合、取引価格は、この要素を個別に会計処理するように調整される。前払の場合には、支払日から法定譲渡完了日までの期間に当社が顧客から得た金融上の便益の影響を反映するために、当該調整により当社が利息費用を計上する。

この変更による2018年1月1日現在の利益剰余金への影響はない。

() H K (I F R I C) 第22号「外貨建取引と前渡・前受対価」

本解釈指針は、企業が外貨建の契約について対価の前渡または前受を行う取引から生じる、関連する資産、費用または収益(またはその一部)の当初認識に用いる外国為替レートを決定する目的で、「取引日」を決定する際の指針を提供するものである。

本解釈指針は、「取引日」が、前払対価の支払または受領から発生する非貨幣性の資産または負債の当初認識日であることを明確にしている。関連する項目を認識する前に複数回の支払または受領が発生する場合、各支払または受領について上記のように取引日を決定しなければならない。HK(IFRIC)第22号の適用による当社の財政状態および業績への重要な影響はない。

(d) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金、手元現金、銀行およびその他の金融機関に対する要求払預金、ならびに取得時点から満期までの期間が3か月以内であり、確定金額に容易に換金が可能で、かつ価格の変動リスクが小さい、短期で流動性の高い投資から構成される。

(e) 収益およびその他の収益

収益は、当社の通常の事業の過程において、物品販売、サービスの提供またはリースに基づく当社の資産の他社による利用から生じる収益として当社によって分類される。

収益は、物品またはサービスに対する支配が顧客に移転される場合、または借手が、第三者のために回収された金額を除き、当社が権利を有すると予想される約束された対価の金額で当該資産を使用する権利を有する場合に認識される。

契約に12ヶ月を超える期間にわたり顧客に重大な金融の便益を提供する金融要素がある場合、収益は、債権額の現在価値で測定され、顧客との個別の金融取引に反映される割引率を用いて割り引かれ、受取利息は実効金利法に基づき個別に計上される。契約が当社に重大な金融の便益を提供する金融要素を含んでいる場合、当該契約に基づいて認識される収益には、実効金利法に基づいて契約負債に計上される利息費用が含まれる。当社は、HKFRS第15号の第63項の実務上の便法を利用しており、資金調達期間が12ヶ月以内である場合には、重大な金融要素の影響に対する対価を調整することはない。

当社の収益およびその他の収益の認識基準の詳細は以下のとおりである。

- 受取報酬は、該当するサービスが提供された時点で認識される。
- 受取利息は、実効金利法を用いて発生した時点で認識される。

(f) 引当金および偶発債務

引当金は、当社に過去の事象の結果として発生した法的債務または推定債務があり、当該債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつ信頼性の高い見積りが可能な場合に認識される。貨幣の時間的価値が重要な場合、引当金は当該債務を決済するために予想される費用の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低い、または信頼性をもって金額を見積ることができない場合、当該債務は偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。発生可能性のある債務で、その存在が将来の1つまたは複数の事象が発生する、あるいは発生しないことによるのみ確認される場合もまた、偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。

(g) 売掛金およびその他の債権

売掛金およびその他の債権は公正価値で当初認識され、その後、予想損失引当金(注記1(k)()参照)控除後の実効金利法を用いた償却原価で計上される。ただし、債権が定められた返済条件のない関連当事者に対する無金利融資である場合、または割引の影響に重要性がない場合には、債権は不良債権の減損引当金控除後の取得原価で計上される。

不良債権に関する減損損失は、減損の客観的な証拠が存在する場合に認識され、当該金融資産の帳簿価額と、割引の影響が重要である場合は当該資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローとの差額として測定される。

減損の客観的な証拠には、借手の著しい財政的困難といった資産の見積将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす事象について、当社が認識する観察可能なデータが含まれている。

(h) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日現在の外国為替レートで香港ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間の期末時点の為替レートで香港ドルに換算される。為替差損益は純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。

(i) 法人税

当期法人税は、当期税金費用および繰延税金資産と繰延税金負債の変動で構成される。当期税金費用および繰延税金資産の変動は純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。ただし、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される項目に関連する場合には、法人税のうちの該当する金額がそれぞれ、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される。

当期税金費用は、報告期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用した、当期の課税所得に係る予想未払税額および過年度の未払税金に対する調整額である。

繰延税金資産は、資産および負債の財務報告上の帳簿価額と課税基準の差額である、減算一時差異から発生する。繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金および未使用の税額控除からも発生する。資産および負債の当初認識時から発生する差額を除き、すべての繰延税金資産は、当該資産が利用できる将来の課税所得の実現可能性が高い場合に限り、認識される。

繰延税金の認識額は、当該資産および負債の帳簿価額の実現または決済において予想される方法に基づき、報告期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用して測定される。繰延税金資産および負債は割り引かれない。

当期税金残高および繰延税金残高ならびにその変動は、それぞれ個別に表示され、相殺されない。当社が当期税金資産を当期税金負債と相殺する法的強制力のある権利を有する場合に限り、当期税金資産は当期税金負債と相殺され、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺される。相殺の原則は通常、同一の税務当局が同一の課税企業に課す法人税に対して適用される。

(j) 関連当事者

(a) 個人または当該個人の近親者は、当該個人が次のいずれかに該当する場合には、当社と関連がある。

- () 当社に対する支配または共同支配を有している。
- () 当社に対する重要な影響力を有している。あるいは
- () 当社または当社の親会社の経営幹部の一員である。

(b) 企業は、次のいずれかの条件に該当する場合には、当社と関連がある。

- () 当該企業および当社が同一のグループの一員である(これは、親会社、子会社および兄弟会社は互いに関連があることを意味している)。
- () 一方の企業が、他方の企業の関連会社または共同支配企業(あるいは他方の企業が一員となっているグループの一員の関連会社または共同支配企業)である。
- () 双方の企業が同一の第三者の共同支配企業である。
- () 一方の企業が第三者の共同支配企業であり、他方の企業が当該第三者の関連会社である。
- () 当該企業が当社または当社と関連がある企業のいずれかの従業員の給付のための退職後給付制度である。
- () 当該企業が(a)に示した個人に支配または共同支配されている。
- () (a)()に示した個人が当該企業に重要な影響力を有しているか、あるいは当該企業(または当該企業の親会社)の経営幹部の一員である。
- () 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、当社または当社の親会社に経営幹部サービスを提供する。

個人の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与えるか、または影響されると予想される親族の一員のことである。

(k) 金融商品

() 当初認識

金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債以外の金融資産または金融負債の場合、当該金融資産または金融負債の取得または発行に直接帰属する取引費用が公正価値に加えられる。

当社は、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。金融資産の通常の売買は、取引日基準を用いて認識される。当該取引日から、金融資産または金融負債の公正価値の変動から発生する損益が計上される。

(ii) 分類と事後測定

(A)金融資産の分類 - 2018年1月1日から適用された方針

当初認識時に、当社は償却原価またはF V T P Lで測定する金融資産を分類する。

金融資産は、以下の要件をともに満たし、かつ、F V T P Lとして指定されていない場合、償却原価で測定される。

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されていること
- その契約条件により、元本および利息の支払のみ(以下「S P P I」という。)であるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

当社のその他のすべての金融資産は、F V T P Lで測定される。

事業モデル評価

当社は、金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する際に、以下を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮している。

- 文書化された投資戦略と当該戦略の実施。これには、投資戦略が契約上の受取利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションに関連する負債のデュレーションまたは予想キャッシュ・アウトフローと対応させること、あるいは資産の売却によりキャッシュ・フローを実現することに焦点を当てているかどうかが含まれる。
- ポートフォリオのパフォーマンスが、どのように評価され、当社の経営陣に報告されているか
- 事業モデル(および当該事業モデルの中で保有されている金融資産)の業績に影響を与えるリスクと、当該リスクが管理されている方法
- 当該事業の管理者にどのように報酬が与えられるのか(例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか)
- 過年度における金融資産の売却の頻度、量および時期、当該売却の売却の理由、ならびに将来の売却活動についての予想

売買目的で保有されている金融資産または公正価値に基づいて管理と業績評価が行われている金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されているのではなく、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方のために保有されているのでもないため、F V T P Lで測定される。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「金利」とは、貨幣の時間価値、特定の期間における元本残高に関する信用リスクならびに他の基本的な融資リスクおよびコスト(例えば、流動性リスクおよび管理コスト)への対価と利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかを評価する際に、当社は当該商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産がこの条件を満たさないような契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかを評価することが含まれる。当社は、この評価を行うにあたり、以下の事項を考慮している。

- キャッシュ・フローの金額またはタイミングを変更する偶発的事象
- レバレッジ要素
- 期限前償還要素と期限延長要素
- 当社の請求権を特定の資産からのキャッシュ・フロー(例えば、ノンリコース要素)に限定する条件
- 貨幣の時間的価値の考慮(例えば、金利の定期的な再設定)を修正する要素

分類変更

金融資産は、当社が金融資産の管理に関する事業モデルを変更した後の期間を除き、当初認識後に再分類されない。

(B)金融資産の分類 - 2018年1月1日より前に適用された方針

貸付金および債権

貸付金および債権には、兄弟会社に対する債権、売掛金およびその他の資産ならびに現金および現金同等物が含まれている。これらの資産は実効金利法による償却原価で測定される。

その他の金融負債

金融負債には、兄弟会社に対する債務、買掛金および未払費用が含まれている。これらの負債は実効金利法による償却原価で測定される。

()認識の中止

金融資産は、当該金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、あるいは当該金融資産とともに所有に関する実質的にすべてのリスクおよび経済価値が譲渡された場合に、認識が中止される。

金融負債は、契約で特定された債務が免除、解消あるいは消滅した場合に、認識が中止される。

当社は、認識の中止に際して純損益およびその他の包括利益計算書に認識される実現損益の決定に加重平均法を利用している。

()相殺

認識額を相殺する法的強制力のある権利があり、純額ベースでの決済、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合、金融資産と金融負債は相殺され、その純額が財政状態計算書に計上される。

()減損

(A)2018年1月1日から適用された方針

当社は、償却原価で測定する金融資産について、ECLに対する損失評価引当金を認識している。

当社は、12ヶ月のECLで測定される以下の金融資産を除き、全期間のECLに等しい金額で損失評価引当金を測定する。

- 報告日において信用リスクが低いと判断される金融資産
- 信用リスク(すなわち、資産の予想存続期間にわたって債務不履行が発生するリスク)が当初認識以降に著しく増大していないその他の金融資産

当社は、期限経過が30日超である場合、金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定する。

当社は、信用リスク格付が「投資適格」という世界的に理解されている定義と同等である場合、金融商品の信用リスクは低いとみなしている。

全期間のECLとは、金融商品の予想存続期間にわたって生じ得るすべての債務不履行事象から生じるECLである。

12ヶ月間のECLは、報告日から12ヶ月以内(または、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間)に生じ得る債務不履行事象から生じるECLの一部である。

ECLを見積もる際に考慮すべき最長の期間は、当社が信用リスクにさらされる最長の契約期間である。

ECLの測定

ECLは、信用損失の確率加重した見積りである。信用損失は、すべてのキャッシュ不足額(すなわち、当社が契約に従って受け取るべきキャッシュ・フローと、当社が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額)の現在価値として測定される。

ECLは金融資産の実効金利で割り引かれる。

信用減損金融資産

当社は、各報告日において、償却原価で計上されている金融資産が信用減損しているかどうかを評価している。金融資産は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす1つまたは複数の事象が生じている場合に、「信用減損」している。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれる。

- 発行者または債務者の重大な財政的困難
- 契約違反(債務不履行または90日超の期限経過事象など)
- 借手が破産または他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと

財政状態計算書におけるECL引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、資産の総額での帳簿価額から控除される。

直接償却

当社がある金融資産全体または一部分の回収に合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額は直接償却される。

(B)2018年1月1日より前に適用された方針

FVTP Lに分類されていない金融資産は、報告日ごとに、減損している客観的証拠があるかどうかを判断するために評価された。金融資産または金融資産グループが「減損」するのは、当該資産の当初認識後に発生した1つまたは複数の事象の結果としての減損の客観的証拠があり、かつその損失事象が、当該金融資産または金融資産グループの見積将来キャッシュ・フローに対して、信頼性をもって見積ることのできる影響を有している場合であった。

金融資産が減損しているという客観的証拠には、債務者または発行体の重大な財政的困難、債務者による債務不履行または期限経過事象、そうでなければ当社が考慮しないであろう契約上の支払金額の再編、借手または発行体が破産に陥る兆候、有価証券の活発な市場の消滅、または借手の支払状況の不利な変化が含まれている。

償却原価で測定する金融資産の減損損失は、帳簿価額と当該資産の当初実効金利で割り引かれた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として計算された。損失は純損益で認識され、債権に対する引当金勘定に反映された。減損資産に対する利息は、引き続き認識された。減損を認識した後に発生した事象により、減損損失の額が減少した場合には、減損損失の減少は純損益を通じて戻入れられた。

2 売上高

当社の主たる事業は、投資運用サービスの提供である。

	2018年 香港ドル	2017年 香港ドル
受取投資運用報酬	57,356,942	57,031,983
	<hr/>	<hr/>
	57,356,942	57,031,983
	<hr/>	<hr/>

上記の受取報酬の性質については、注記13に開示されている。

3 その他の利益純額

	2018年 香港ドル	2017年 香港ドル
兄弟会社の銀行における預金からの受取利息	1,477,579	19,417
為替差益(差損)	(154,827)	307,240
	<hr/>	<hr/>
	1,322,752	326,657
	<hr/>	<hr/>

4 税引前利益

税引前利益は、以下の借方計上後の金額で計上されている。

	2018年 香港ドル	2017年 香港ドル
支払管理報酬	19,628,027	22,258,411
支払トレーラー報酬	-	3,318,662
支払サブ・マネージャー報酬	6,636,458	5,593,203
弁護士および専門家報酬	10,790,292	6,654,747
監査報酬	468,148	460,648
	<hr/>	<hr/>

上記の関連当事者への支払報酬の一部の性質については、注記13に開示されている。

5 法人税

(a) 純損益およびその他の包括利益計算書に係る法人税は以下の通りである。

純損益およびその他の包括利益計算書に係る課税は以下の通りである。

	2018年 香港ドル	2017年 香港ドル
当期税金費用 - 香港利得税		
過年度に係る超過引当金	(274,006)	-
当期の香港利得税に対する引当金	3,085,307	2,140,773
繰延税金		
一時差異の発生および解消	3,529	523,973
	<u>2,814,830</u>	<u>2,664,746</u>

当期の香港利得税に対する引当金は、当期の見積課税所得の16.5% (2017年：16.5%) で計算されている。

(b) 法人税と適用税率で算定された会計上の利益の調整：

	2018年 香港ドル	2017年 香港ドル
税引前利益	<u>20,042,968</u>	<u>16,501,910</u>
税率16.5% (2017年：16.5%) での税引前利益に係る想定税額	3,307,090	2,722,815
非課税所得および損金不算入損失の税効果	(218,254)	(53,898)
過年度に係る超過引当金	(274,006)	-
その他	-	(4,171)
実際の税金費用	<u>2,814,830</u>	<u>2,664,746</u>

(c) 財政状態計算書に係る法人税は以下の通りである。

財政状態計算書に係る当期の課税は以下の通りである。

	2018年 香港ドル	2017年 香港ドル
当期の繰越税金	826,688	-
仮払利得税	(2,756,914)	(1,314,085)
過年度に係る利得税に対する引当金残高	(274,006)	-
当期の香港利得税に対する引当金	3,085,307	2,140,773
	<hr/>	<hr/>
	881,075	826,688
	<hr/>	<hr/>

繰延税金資産認識額：

財政状態計算書において認識される繰延税金資産の内訳および当事業年度における変動は、以下の通りである。

	2018年 香港ドル	2017年 香港ドル
2018年1月1日現在	26,278	550,251
純損益およびその他の包括利益計算書への借方計上額	(3,529)	(523,973)
	<hr/>	<hr/>
2018年12月31日現在	22,749	26,278
	<hr/>	<hr/>

2018年12月31日現在、認識されていない、または引当計上されていない重要な繰延税金資産または負債はなかった(2017年：ゼロ)。

6 取締役の報酬

香港会社法の第383条(1)および社内規定のパート2(取締役の給付に関する情報の開示)に準拠して開示される取締役の報酬は以下の通りである。

	2018年 香港ドル	2017年 香港ドル
取締役の報酬	-	-
給与、手当および現物給付	8,664,708	8,678,496
変動賞与	14,381,096	7,426,755
株式報酬	1,830,923	1,613,482
退職制度への拠出額	758,100	740,100
	<hr/>	<hr/>
	25,634,827	18,458,833
	<hr/>	<hr/>

7 現金および現金同等物

2018年12月31日および2017年12月31日現在、現金および現金同等物は、兄弟会社の銀行に保有されている預金を表している。

8 兄弟会社に対する債権債務

兄弟会社に対する債権債務は、無担保、無金利であり、要求に応じて返済される。

9 売掛金およびその他の資産

	2018年 香港ドル	2017年 香港ドル
未収投資運用報酬	7,283,614	11,133,466
未収弁護士および専門家報酬	82,725	1,022,772
	<hr/>	<hr/>
	7,366,339	12,156,238
	<hr/>	<hr/>

未収税金を除いた上記の未収報酬はすべて、当社が運用するファンドから支払われる。すべての未収報酬は、無金利、無担保であり、3か月以内に決済される見込みである。

10 買掛金および未払費用

	2018年 香港ドル	2017年 香港ドル
未払サブ・マネージャー報酬	2,615,365	868,890
未払トレーラー報酬	-	407,817
未払弁護士および専門家報酬	984,433	2,597,917
その他	460,648	562,046
	<hr/>	<hr/>
	4,060,446	4,436,670
	<hr/>	<hr/>

未払サブ・マネージャー報酬には、兄弟会社に対する債務が2,350,065香港ドル(2017年：868,890香港ドル)含まれていた。すべての買掛金および未払費用は、無金利、無担保であり、3か月以内に決済される見込みである。

11 株式資本

(a) 発行済株式資本

	2018年		2017年	
	株数	金額 香港ドル	株数	金額 香港ドル
発行済、全額払込済普通株式：				
1月1日および12月31日現在	20,002	2,000,200	20,002	2,000,200

香港会社法の第135条に準拠して、当社の普通株式は無額面株式である。

普通株式の株主には、折々に宣言される配当を受け取る権利があり、当社の株主総会において1株につき1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残存資産に関して同等に位置づけられている。

(b) 資本管理

資本管理における当社の主たる目的は、継続企業として存続する当社の能力を保護することである。当社はある大規模なグループの一部であるため、当社の追加資本の源泉および余剰資金の分配に関する方針は、当該グループの資本管理目的の影響も受けることがある。

当社は、資本のすべての構成要素を含めて「資本」として定義している。この基準において、2018年12月31日現在の資本金額は235,924,858香港ドル(2017年：218,971,200香港ドル)であった。

当社の資本構造は、当社が所属するグループの資本管理の方策に配慮して定期的に見直され、管理されている。当社の資本構造の調整は、当社またはグループに影響を及ぼす経済環境の変化を考慮し、当社に対する取締役会の忠実義務または香港会社法の要件と矛盾しない範囲で行われる。取締役会による当社の資本構造の見直しの結果は、配当が宣言される場合に、配当水準を決定するための基準として使用される。

香港証券先物法に基づき登録された認可企業として、当社は香港証券先物(金融資源)規則(以下「FRR」という。)の資本規制の対象にもなっている。流動資本の最低必要額は、100,000香港ドルとFRRで定められた必要流動資本のいずれか高い方である。当社は、FRRの要件を遵守していることを日次ベースでモニターしている。当事業年度中、当社は常にFRRの要件を遵守していた。

12 金融商品

信用リスク、流動性リスクおよび金利リスクならびに為替リスクに対するエクスポージャーは、当社の通常の営業過程において生じる。これらのリスクは、下記の当社の財務管理方針および施策によって管理されている。

(a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主に兄弟会社の銀行に保有されている現金および現金同等物、当社の投資運用活動により生じる未収報酬に起因する。経営陣は、信用方針を整備しており、信用リスクのエクスポージャーを継続的にモニターしている。

未収運用報酬は定期的に見直され、定期的なスケジュールで決済される。兄弟会社に対する債権については、経営陣は、グループ会社に預け入れている金融資産の不履行リスクは僅少であると考えている。

信用リスクの最大エクスポージャーは、報告期間の期末時点の当該金融資産の帳簿価額に相当する。

(b) 流動性リスク

当社の方針により、短期および長期の流動性要件を満たすための十分な現金の維持を確保する目的で、現在の流動性要件と予想される流動性要件を定期的にモニターしている。

2018年12月31日および2017年12月31日現在、すべての金融負債は1年以内に満期が到来するか、または、要求に応じて返済される。金融負債の最も早い契約上の決済日の詳細は、注記8および10に開示されている。

(c) 金利リスク

当社は、当社が現金および現金同等物に係る銀行利息を得る範囲でのみ、金利リスクにさらされている。

感応度分析

以下の表は、報告期間の期末時点で、他のすべてのリスク変数を一定と仮定した場合の金利の変動の見積りに対応する当社の税引前利益の変動の見積りを表している。

	2018年		2017年	
	税引前利益の 増加/(減少) 香港ドル		税引前利益の 増加/(減少) 香港ドル	
金利の変動				
- 増加	0.28%	689,064	0.75%	1,620,956
- 減少	-	-	-	-

上記の感応度分析は、報告期間の期末時点で金利の変動が生じており、かつ、報告期間の期末時点で金利リスクのある当社保有の金融商品の再測定に当該金利を適用したと仮定した場合に生じると考えられる、当社の税引前利益に対する通年計算による影響額を表している。感応度分析は、2017年と同じ基準で実施されている。

(d) 為替リスク

為替リスクは、為替レートの変動が金融商品の価値に影響を与える可能性によって生じる。

為替リスクのエクスポージャーを最小化するため、経営陣は、相殺が必要な外貨を直物レートで売買することにより正味エクスポージャーが許容水準に保たれることを確認している。

() 為替リスクに対するエクスポージャー

当社の機能通貨以外の通貨建である資産および負債の認識額から生じた為替リスクに対する、当社の報告期間の期末時点のエクスポージャーの詳細は以下の表の通りである。

	2018年				2017年			
	豪ドル建 香港ドル相当	ユーロ建 香港ドル相当	日本円建 香港ドル相当	米ドル建 香港ドル相当	豪ドル建 香港ドル相当	ユーロ建 香港ドル相当	日本円建 香港ドル相当	米ドル建 香港ドル相当
現金および現金同等物	711,629	-	2,857,720	8,149,638	777,226	-	4,933,923	5,532,086
兄弟会社に対する債権	-	-	-	132,034	-	-	-	208,146
売掛金およびその他の資産	-	-	7,047,878	293,661	1,151	-	4,817,498	7,331,260
買掛金および未払費用	-	-	(4,028,308)	428,510	-	(2,699,314)	-	(1,276,708)
兄弟会社に対する債務	(11,820)	-	(3,434,604)	(13,077,290)	-	-	(1,881,922)	(7,966,301)
正味エクスポージャー	699,809	-	2,442,686	(4,073,447)	778,377	(2,699,314)	7,869,499	3,828,483

香港ドルは米ドルに対するペッグ制が施行されているため、当社は米ドルと香港ドルの為替レート変動のリスクは重要ではないと考えている。

() 感応度分析

以下の表は、他のすべてのリスク変数を一定と仮定した場合に、報告期間の期末時点で当社が多額のエクスポージャーを有している為替レートが同日に変更された場合に生じると考えられる当社の税引前利益の瞬時的な変動を表している。

	2018年		2017年	
	為替レートの上昇/(下落)	税引前利益の増加/(減少) 香港ドル	為替レートの上昇/(下落)	税引前利益の増加/(減少) 香港ドル
豪ドル	2.04%	14,280	5.36%	41,739
	(1.05)%	(7,327)	-	-
ユーロ	N/A	N/A	7.28%	(196,495)
	N/A	N/A	-	-
日本円	0.26%	6,415	4.53%	356,379
	-	-	-	-

感応度分析では、為替レートの変動が、報告期間の期末時点で為替リスクのある当社保有の金融商品の再測定に適用されたと仮定し、機能通貨以外の通貨建である内部取引による債権債務を含めている。感応度分析は、2017年と同じ基準で実施されている。

(e) 金融資産および負債の公正価値

金融資産および負債の公正価値は、2018年12月31日および2017年12月31日現在の財政状態計算書の帳簿価額と大きな相違はないと考えられる。

13 重要な関連当事者取引

本財務書類において別途開示されている取引の他、当社は、通常の営業過程において関連当事者と以下の取引を行った。

(a) 受取報酬および支払報酬

	注記	2018年 香港ドル	2017年 香港ドル
受取報酬			
受取投資運用報酬	()	57,356,942	57,031,983
支払報酬			
支払トレーラー報酬	()	-	3,318,662
支払サブ・マネージャー報酬	()	3,290,514	3,514,503

() 当社は当事業年度において以下のファンドのファンド・マネージャーである。

- 米ドル建元本確保型ダウ・ジョーンズ工業株価平均連動ファンド(2008 - 12) 早期償還条項なし(以下「ファンド・シリーズ1」という。)(2019年2月6日に償還)
- 豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド(2009 - 01) 早期償還条項なし(以下「ファンド・シリーズ4」という。)(2019年3月13日に償還)
- 円建/日経225連動ファンド2009 - 02(最安値参照/ロックイン型) 早期償還条項なし(以下「ファンド・シリーズ6」という。)(2019年4月18日に償還)
- カントリー・セクター 外貨建てシリーズ(米ドル建)(以下「ファンド・シリーズ12」という。)(2019年1月31日に償還)
- ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド(円建)(以下「ファンド・シリーズ14」という。)
- ワールド・CB・ファンド(円建)(以下「ファンド・シリーズ15」という。)
- アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(以下「ファンド・シリーズ18」という。)
- メキシコ・ボンド・ファンド(以下「ファンド・シリーズ19」という。)
- テンプルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズ(以下「ファンド・シリーズ20」という。)
- 米ドル95日・リクイディティ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ24」という。)(2018年3月6日に償還)
- グローバル・バランス・プラス・ファンド(以下「ファンド・シリーズ25」という。)
- ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・カバード・コール・ストラテジー・ファンド(以下「ファンド・シリーズ26」という。)
- 米国成長株集中投資ファンド 外貨建てシリーズ(以下「ファンド・シリーズ27」という。)
- トレジャーリー・プレミアム・プラス・ファンド(以下「ファンド・シリーズ28」という。)
- フィクスト・インカム・ファンド(以下「ファンド・シリーズ30」という。)
- トレジャーリー・プレミアム・プラス ファンド(以下「ファンド・シリーズ31」という。)
- 米ドル建て償還時目標設定型ファンド1703(以下「ファンド・シリーズ32」という。)
- 高配当日本株リスクコントロール型(以下「ファンド・シリーズ33」という。)
- 米ドル建て償還時目標設定型ファンド1710(以下「ファンド・シリーズ34」という。)

- トレジャーリー・プレミアム・プラス ファンド(以下「ファンド・シリーズ35」という。)(2018年10月12日に償還)
- JGBアセット・スワップ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ36」という。)
- 日経225連動イントラデイ・ファンド(以下「ファンド・シリーズ37」という。)
- 償還時目標設定型ファンド1802(以下「ファンド・シリーズ38」という。)
- 償還時目標設定型ファンド1809(以下「ファンド・シリーズ40」という。)
- CGMYLインデックス・ターゲット・ボラティリティ・ファンド2012(S P)(以下「CGMYL」という。)
- あおぞら・USトリプルプラス・ファンド(以下「あおぞら」という。)(2018年に償還)
- あおぞら・US政府債ファンド<為替アクティブヘッジ付>(以下「あおぞら政府債」という。)
- カナダドル政府債ファンド7-10<為替アクティブヘッジ/私募>(以下「CGB」という。)
- ダイワ高格付カナダドル債オープン・為替アクティブヘッジ(毎月決算型)(以下「ダイワ」という。)
- トルコ債券オープン(毎月決算型)為替アクティブヘッジ(以下「KAM」という。)
- 三菱UFJ メキシコ債券オープン<為替アクティブヘッジ>(毎月分配型)(以下「MUAM メキシコ債券」という。)
- 三菱UFJ 米国配当成長株ファンド<為替アクティブヘッジ>(以下「MUAM 米国配当」という。)
- ニュージーランド債券オープン<アクティブヘッジ>(毎月分配型)(以下「ノムラ・マンスリー」という。)
- ニュージーランド債券オープン<アクティブヘッジ>(年2回決算型)(以下「ノムラ・セミアニュアル」という。)
- インベスコ・英ポンド債券ファンド<為替アクティブヘッジ/毎月分配型>(以下「インベスコ」という。)
- 16-06 JGBリパック・ファンド<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 16-06」という。)
- 16-11 USトレジャーリー・7-10年物ラダー・ファンド<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 16-11」という。)
- 16-12 USトレジャーリー・ファンド<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 16-12」という。)
- 17-01 USトレジャーリー・7-10年物ラダー・ファンド<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 17-01」という。)
- 17-02 USトレジャーリー・7-10年物ラダー・ファンド<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 17-02」という。)
- 17-03 USトレジャーリー・7-10年物ラダー・ファンド<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 17-03」という。)
- 17-04 USトレジャーリー・7-10年物ラダー・ファンド<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 17-04」という。)
- 17-05 USトレジャーリー・運用切替条項付<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 17-05」という。)
- 17-06 USトレジャーリー・7-10年物ラダー・ファンド<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 17-06」という。)
- 17-07 USトレジャーリー・7-10年物ラダー・ファンド<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 17-07」という。)
- 17-08 USトレジャーリー・7-10年物ラダー・ファンド<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 17-08」という。)
- 17-11 USトレジャーリー・7-10年物ラダー・ファンド<日本円アクティブヘッジ>私募(以下「岡三 17-11」という。)

当社は当事業年度において以下のファンドのファンド・アドバイザーである。

- 日本厳選プレミアム株式オープン(以下「KAM日本厳選」という。)

() 当社は、当社の管理下にある以下のファンドから、報酬を受け取る権利を有している。

受取投資運用/助言報酬

ファンド・シリーズ12、14、15、18、19、20、24、25、26、27、28、30、31、32、33、34、35、36、37、38、40、CGMYL、あおぞら、あおぞら政府債、CGB、ダイワ、KAM、MUAMメキシコ債券、MUAM 米国配当、ノムラ・マンスリー、ノムラ・セミアニュアリー、インベスコ、岡三 16-06、岡三 16-11、岡三 16-12、岡三 17-01、岡三 17-02、岡三 17-03、岡三 17-04、岡三 17-05、岡三 17-06、岡三 17-07、岡三 17-08、岡三 17-11およびKAM日本厳選の受取投資運用報酬は、ファンドの純資産価額の年率0.01%から1.8%で計算される。

シリーズ1、4および6の受取投資運用報酬は、発行済受益証券の想定元本の年率0.3%で計算される。

() 当社と販売会社との間で締結された販売契約に従い、CSR F、CSFおよびCBFについては、トレーラー報酬が、当社の兄弟会社であるシティバンク(香港)リミテッドおよびシティバンク・シンガポール・リミテッドを含む、様々な販売会社に支払われる。トレーラー報酬は、当社と販売会社との間で合意された金額に基づいて請求される。2018年12月31日に終了した報告期間においてシティバンク(香港)リミテッドおよびシティバンク・シンガポール・リミテッドに支払われた支払トレーラー報酬総額は、ゼロ香港ドル(2017年：870,405香港ドル)であった。

() 当社とシリーズ19のサブ・マネージャーとの間で締結されたサブ・マネジメント契約に従い、支払サブ・マネージャー報酬が、受取管理報酬総額の50%で算定され、サブ・マネージャーに支払われる。2018年12月31日現在においてシリーズ19のサブ・マネージャーに支払われた支払サブ・マネージャー報酬総額は、933,218香港ドルであった。

当社と当社の兄弟会社であるシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド(以下「CGML」という。)との間で締結された書面による契約に従い、KAM日本厳選については、CGMLへの支払データ・サービス報酬は、ファンドの日次の純資産価額に年率0.18%を適用して計算される。2018年12月31日現在においてCGMLに支払われた支払データ・サービス報酬総額は、2,357,296香港ドル(2017年：3,514,503香港ドル)であった。

(b) 支払管理報酬

当社は、当社に付帯的な販売サポート・サービスを提供している兄弟会社に管理報酬を支払った。2018年12月31日に終了した報告期間における支払管理報酬は、19,628,027香港ドル(2017年：22,258,411香港ドル)であった。

(c) 経営幹部の報酬

注記6に開示されている取締役の報酬以外に、他の経営幹部の報酬はない。

特定の経営幹部に対して合計25,634,827香港ドル(2017年: 18,458,833香港ドル)の報酬を含む開示金額が、当社のグループ会社によって支払われた。当社は、経営幹部の役務の提供についてグループ会社を直接補償しなかった。

14 直接の親会社および最終的な支配会社

2018年12月31日現在、取締役会は、当社の直接の親会社は、香港で設立されたシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドであるとみなしている。同社は財務書類を作成しているが、公衆の閲覧に供されていない。2018年12月31日現在の当社の最終的な支配会社は、米国で設立されたシティグループ・インクであるとみなされる。シティグループ・インクは米国で一般に認められる会計原則に基づき連結財務書類を作成しており、公衆の閲覧に供されている。

15 公表されているが2018年12月31日に終了した事業年度において未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本財務書類の公表日までに、HKICPAは2018年12月31日に終了した事業年度において未発効で、本財務書類に適用されていない、多くの改訂、新基準および解釈指針を公表した。本財務書類には、当社に関連する可能性がある以下が含まれている。

以下の日付以降に開始する

会計期間より適用

HK(IFRIC)第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」

2019年1月1日

HKFRS基準の年次改善2015-2017年

2019年1月1日

当社は、これらの修正、新基準および解釈指針が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。これまでのところ、これらの修正の適用が本財務書類に重要な影響を及ぼす可能性は低いと考えている。

[次へ](#)

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2018

**Statement of profit or loss and other comprehensive income
for the year ended 31 December 2018**
(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2018 \$	2017 (Note) \$
Turnover	2	57,356,942	57,031,983
Other net gain	3	1,322,752	326,657
Other operating expenses		<u>(38,636,726)</u>	<u>(40,856,730)</u>
Profit before taxation	4	20,042,968	16,501,910
Income tax	5(a)	<u>(2,814,830)</u>	<u>(2,664,746)</u>
Profit for the year		17,228,138	13,837,164
Other comprehensive income for the year		<u>-</u>	<u>-</u>
Total comprehensive income for the year		<u>17,228,138</u>	<u>13,837,164</u>

Note: The Company has initially applied HKFRS 9 and HKFRS 15 at 1 January 2018.
Under the transition methods chosen, comparative information is not restated. See
note 1(c).

The notes on pages 11 to 37 form part of these financial statements.

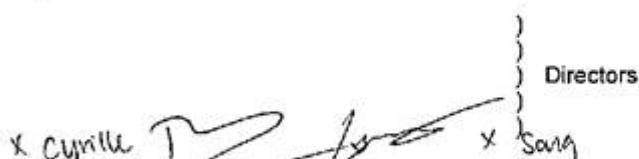
Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2018

Statement of financial position as at 31 December 2018

(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2018 \$	2017 (Note) \$
Non-current asset			
Deferred tax assets	5(c)	<u>22,749</u>	<u>26,278</u>
Current assets			
Cash and cash equivalents	7	253,284,299	221,656,523
Amounts due from fellow subsidiaries	8	132,034	243,742
Accounts receivable and other assets	9	<u>7,366,339</u>	<u>12,156,238</u>
		<u>260,782,672</u>	<u>234,056,503</u>
Current liabilities			
Accounts payable and accrued expenses	10	4,060,446	4,436,670
Amounts due to fellow subsidiaries	8	19,665,036	9,848,223
Tax payables	5(c)	<u>881,075</u>	<u>826,688</u>
		<u>24,606,557</u>	<u>15,111,581</u>
Net current assets		<u>236,176,115</u>	<u>218,944,922</u>
NET ASSETS		<u>236,198,864</u>	<u>218,971,200</u>
CAPITAL AND RESERVES			
Share capital	11(a)	2,000,200	2,000,200
Retained earnings		<u>234,198,664</u>	<u>216,971,000</u>
TOTAL EQUITY		<u>236,198,864</u>	<u>218,971,200</u>

Approved and authorised for issue by the board of directors on **29 APR 2019**



Note: The Company has initially applied HKFRS 9 and HKFRS 15 at 1 January 2018. Under the transition methods chosen, comparative information is not restated. See note 1(c).

The notes on pages 11 to 37 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2018

Statement of changes in equity
for the year ended 31 December 2018
(Expressed in Hong Kong dollars)

	<i>Share capital</i> \$	<i>Retained earnings</i> \$	<i>Total</i> \$
Balance at 1 January 2017	2,000,200	203,133,836	205,134,036
Total comprehensive income for the year	-	<u>13,837,164</u>	<u>13,837,164</u>
Balance at 31 December 2017 (Note)	2,000,200	216,971,000	218,971,200
Impact on initial application of HKFRS 9	-	<u>(474)</u>	<u>(474)</u>
Adjusted balance at 1 January 2018	2,000,200	216,970,526	218,970,726
Total comprehensive income for the year	-	<u>17,228,138</u>	<u>17,228,138</u>
Balance at 31 December 2018	<u>2,000,200</u>	<u>234,198,664</u>	<u>236,198,864</u>

Note: The Company has initially applied HKFRS 9 and HKFRS 15 at 1 January 2018. Under the transition methods chosen, comparative information is not restated. See note 1(c).

The notes on pages 11 to 37 form part of these financial statements.

Citygroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2018

Statement of cash flows for the year ended 31 December 2018 (Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2018 \$	2017 (Note) \$
Operating activities			
Profit before taxation		20,042,968	16,501,910
Adjustment for:			
Interest income	3	(1,477,579)	(19,417)
Operating cashflow before changes in working capital		18,565,389	16,482,493
Decrease in amounts due from fellow subsidiaries		111,708	1,938,468
Decrease/(increase) in accounts receivable and other assets		4,789,899	(2,504,384)
Decrease in accounts payable and accrued expenses		(376,224)	(2,199,565)
Increase/(decrease) in amounts due to fellow subsidiaries		9,816,813	(210,671)
Net cash generated from operations		32,907,585	13,506,341
Hong Kong profits tax paid		(2,756,914)	(1,314,085)
Net cash generated from operating activities		30,150,671	12,192,256
Investing activity			
Interest received		1,477,579	19,417
Net cash generated from investing activity		1,477,579	19,417
Net increase in cash and cash equivalents		31,628,250	12,211,673
Cash and cash equivalents at 1 January		221,656,049	209,444,850
Cash and cash equivalents at 31 December	7	253,284,299	221,656,523

Note: The Company has initially applied HKFRS 9 and HKFRS 15 at 1 January 2018. Under the transition methods chosen, comparative information is not restated. See note 1(c).

The notes on pages 11 to 37 form part of these financial statements.

Notes to the financial statements

(Expressed in Hong Kong dollars)

1 Significant accounting policies

(a) Statement of compliance

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs"), which collective term includes all applicable individual Hong Kong Financial Reporting Standards, Hong Kong Accounting Standards ("HKASs") and Interpretations issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA"), accounting principles generally accepted in Hong Kong and the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance. Significant accounting policies adopted by the Company are disclosed below.

The HKICPA has issued certain new and revised HKFRSs that are first effective or available for early adoption for the current accounting period of the Company. Note 1(c) provides information on any changes in accounting policies resulting from initial application of these developments to the extent that they are relevant to the Company for the current and prior accounting periods reflected in these financial statements.

(b) Basis of preparation of the financial statements

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The Company has chosen Hong Kong dollars as its functional currency which reflects the economic substance of the underlying assets and circumstances relevant to the Company. All values are rounded to the nearest Hong Kong dollar, unless otherwise indicated.

The preparation of financial statements in conformity with HKFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

1 Significant accounting policies (continued)

(c) Changes in accounting policies

The HKICPA has issued a number of new HKFRSs and amendments to HKFRSs that are first effective for the current accounting period of the Company. Of these, the following developments are relevant to the Company's financial statements:

- (i) HKFRS 9, *Financial instruments*
- (ii) HKFRS 15, *Revenue from contracts with customers*
- (iii) HK(IFRIC) 22, *Foreign currency transactions and advance consideration*

The Company has not applied any new standard or interpretation that is not yet effective for the current accounting period, except for the amendments to HKFRS 9, *Prepayment features with negative compensation* which have been adopted at the same time as HKFRS 9.

- (i) HKFRS 9, *Financial instruments*, including the amendments to HKFRS 9, *Prepayment features with negative compensation*

HKFRS 9 replaces HKAS 39, *Financial instruments: recognition and measurement*. It sets out the requirements for recognising and measuring financial assets, financial liabilities and some contracts to buy or sell non-financial items.

The company has applied HKFRS 9 retrospectively to items that existed at 1 January 2018 in accordance with the transition requirements. The Company has recognised the cumulative effect of initial application as an adjustment to the opening equity at 1 January 2018. Therefore, comparative information continues to be reported under HKAS 39.

Further details of the nature and effect of the changes to previous accounting policies and the transition approach are set out below:

A Classification of financial assets and financial liabilities

HKFRS 9 categorises financial assets into three principal classification categories: measured at amortised cost, at fair value through other comprehensive income ("FVOCI") and at fair value through profit or loss ("FVTPL"). These supersede HKAS 39's categories of held-to-maturity investments, loans and receivables, available-for-sale financial assets and financial assets measured at FVTPL. The classification of financial assets under HKFRS 9 is based on the business model under which the financial asset is managed and its contractual cash flow characteristics. Under HKFRS 9, derivatives embedded in contracts where the host is a financial asset in the scope of the standard are not separated from the host. Instead, the hybrid instrument as a whole is assessed for classification.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2018

1 Significant accounting policies (continued)

The accounting for financial liabilities is largely be the same as the requirements of HKAS 39 except for the treatment of gains or losses arising from an entity's own credit risk relating to liabilities designated at FVTPL. Such movements is presented in other comprehensive income ("OCI") with no subsequent reclassification to the income statement, unless an accounting mismatch in profit or loss would arise.

The following table and the accompanying notes below explain the original measurement categories under HKAS 39 and the new measurement categories under HKFRS 9 for each class of the Company's financial assets and financial liabilities as at 1 January 2018.

The effect of adopting HKFRS 9 on the carrying amounts of financial assets at 1 January 2018 relates solely to the new impairment requirements.

<i>In HKD</i>	<i>Original classification under HKAS 39</i>	<i>New classification under HKFRS 9</i>	<i>Original carrying amount under HKAS 39</i>	<i>New carrying amount under HKFRS 9</i>
Financial assets				
Amounts due from fellow subsidiaries	Loans and receivables	Amortised cost	243,742	243,742
Accounts receivable and other assets	Loans and receivables	Amortised cost	12,158,238	12,156,238
Cash and cash equivalents	Loans and receivables	Amortised cost	221,656,523	221,656,049
Total financial assets			<u>234,056,503</u>	<u>234,056,029</u>

Note: For an explanation of how the Company classifies and measures financial assets and recognises related gains and losses under HKFRS 9, see respective accounting policy note 1(k).

The measurement categories for all financial liabilities remain the same. The carrying amounts for all financial liabilities at 1 January 2018 have not been impacted by the initial application of HKFRS 9.

1 Significant accounting policies (continued)

B. Credit losses

HKFRS 9 replaces the "incurred loss" model in HKAS 39 with the "expected credit loss" (ECL) model. The ECL model requires an ongoing measurement of credit risk associated with a financial asset and therefore recognises ECLs earlier than under the "incurred loss" accounting model in HKAS 39.

Under HKFRS 9, the same impairment model is applied to all financial assets, except for financial assets classified or designated as at FVTPL and equity securities designated as at FVOCI, which are not subject to impairment assessment. The scope of the HKFRS 9 expected credit loss impairment model includes amortised cost financial assets, debt securities classified as FVOCI, and off balance sheet loan commitments and financial guarantees which were previously provided for under HKAS 37 *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*.

The Company applies the new ECL model to the following items:

- Financial assets measured at amortised cost (including cash and cash equivalents and accounts receivable and other assets)

For further details on the Company's accounting policy for accounting for credit losses, see respective accounting policy note 1(k).

The impact to the Company's allowances for credit losses, due to the adoption of HKFRS 9, is considered to be immaterial to the Company.

C. Transition

Changes in accounting policies resulting from the adoption of HKFRS 9 have been applied retrospectively, except as described below:

- Information relating to comparative periods has not been restated. Differences in the carrying amounts of financial assets resulting from the adoption of HKFRS 9 are recognised in retained earnings and reserves as at 1 January 2018. Accordingly, the information presented for 2017 continues to be reported under HKAS 39 and thus may not be comparable with the current period.
- The determination of the business model within which a financial asset is held has been made on the basis of the facts and circumstances that existed at 1 January 2018 (the date of initial application of HKFRS 9 by the Company).
- If, at the date of initial application, the assessment of whether there has been a significant increase in credit risk since initial recognition would have involved undue cost or effort, a lifetime ECL has been recognised for that financial instrument.

1 Significant accounting policies (continued)

(ii) HKFRS 15, *Revenue from contracts with customers*

HKFRS 15 establishes a comprehensive framework for recognising revenue and some costs from contracts with customers. HKFRS 15 replaces HKAS 18, *Revenue*, which covered revenue arising from sale of goods and rendering of services, and HKAS 11, *Construction contracts*, which specified the accounting for construction contracts.

HKFRS 15 also introduces additional qualitative and quantitative disclosure requirements which aim to enable users of the financial statements to understand the nature, amount, timing and uncertainty of revenue and cash flows arising from contracts with customers.

The Company has elected to use the cumulative effect transition method and has recognised the cumulative effect of initial application as an adjustment to the opening balance of equity at 1 January 2018. Therefore, comparative information has not been restated and continues to be reported under HKAS 18. As allowed by HKFRS 15, the Company has applied the new requirements only to contracts that were not completed before 1 January 2018. The estimated impact on the amounts reported as a result of the adoption of HKFRS 15 on 1 January 2018 is considered to be immaterial in respect of the year ended 31 December 2018.

Further details of the nature and effect of the changes on previous accounting policies are set out below:

A. Timing of revenue recognition

Previously, revenue arising from construction contracts and provision of services was recognized over time, whereas revenue from sale of goods was generally recognized at a point in time when the risks and rewards of ownership of the goods had passed to the customers.

Under HKFRS 15, revenue is recognized when the customer obtains control of the promised good or service in the contract. This may be at a single point in time or over time. HKFRS 15 identifies the following three situations in which control of the promised goods or service is regarded as being transferred over time:

- When the customer simultaneously receives and consumes the benefits provided by the entity's performance, as the entity performs;
- When the entity's performance creates or enhances an asset (for example work in progress that the customer controls as the asset is created or enhanced);
- When the entity's performance does not create an asset with an alternative use to the entity and the entity has an enforceable right to payment for performance completed to date.

If the contract terms and the entity's activities do not fall into any of these 3 situations, then under HKFRS 15 the entity recognises revenue for the sale of that good or service at a single point in time, being when control has passed. Transfer of risks and rewards of ownership is only one of the indicators that is considered in determining when the transfer of control occurs.

1 Significant accounting policies (continued)

The adoption of HKFRS 15 does not have a significant impact on the Company's recognition of revenue.

B. Significant financing component

HKFRS 15 requires an entity to adjust the transaction price for the time value of money when a contract contains a significant financing component, regardless of whether the payments from customers are received significantly in advance of revenue recognition or significantly deferred.

Previously, the Company only applied such a policy when payments were significantly deferred, which was not common in the Company's arrangements with its customers. The Company did not apply such a policy when payments were received in advance.

It is not common for the Company to receive payments significantly in advance of revenue recognition in the Company's arrangements with its customers.

Where payment schemes include a significant financing component, the transaction price is adjusted to separately account for this component. In the case of payments in advance, such adjustment results in interest expense being accrued by the Company to reflect the effect of the financing benefit obtained by the Company from the customers during the period between the payment date and the completion date of legal assignment.

This change in policy has had no effect on retained earnings as at 1 January 2018.

(iii) HK (IFRIC) 22, *Foreign currency transactions and advance consideration*

This Interpretation provides guidance on determining "the date of the transaction" for the purpose of determining the exchange rate to use on initial recognition of the related asset, expense or income (or part of it) arising from a transaction in which an entity receives or pays advance consideration in a foreign currency.

The Interpretation clarifies that "the date of the transaction" is the date on initial recognition of the non-monetary asset or liability arising from the payment or receipt of advance consideration. If there are multiple payments or receipts in advance of recognising the related item, the date of the transaction for each payment or receipt should be determined in this way. The adoption of HK(IFRIC) 22 does not have any material impact on the financial position and the financial result of the Company.

(d) *Cash and cash equivalents*

Cash and cash equivalents comprise cash at bank and on hand, demand deposits with banks and other financial institutions, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

1 Significant accounting policies (continued)

(e) Revenue and other income

Income is classified by the Company as revenue when it arises from the sale of goods, the provision of services or the use by others of the Company's assets under leases in the ordinary course of the Company's business.

Revenue is recognised when control over a product or service is transferred to the customer, or the lessee has the right to use the asset, at the amount of promised consideration to which the Company is expected to be entitled, excluding those amounts collected on behalf of third parties.

Where the contract contains a financing component which provides a significant financing benefit to the customer for more than 12 months, revenue is measured at the present value of the amount receivable, discounted using the discount rate that would be reflected in a separate financing transaction with the customer, and interest income is accrued separately under the effective interest method. Where the contract contains a financing component which provides a significant financing benefit to the Company, revenue recognised under that contract includes the interest expense accreted on the contract liability under the effective interest method. The Company takes advantage of the practical expedient in paragraph 63 of HKFRS 15 and does not adjust the consideration for any effects of a significant financing component if the period of financing is 12 months or less.

Further details of the Company's revenue and other income recognition policies are as follows:

- Fee income is recognised when the relevant services have been rendered.
- Interest income is recognised as it accrues using the effective interest method.

(f) Provisions and contingent liabilities

Provisions are recognised when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate can be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditure expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events, are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

1 Significant accounting policies (continued)

(g) Accounts and other receivables

Accounts and other receivables are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost using the effective interest method, less allowance for credit losses (see note 1(k)(v)), except where the receivables are interest-free loans made to related parties without any fixed repayment terms or the effect of discounting would be immaterial. In such cases, the receivables are stated at cost less allowance for impairment of doubtful debts.

Impairment losses for bad and doubtful debts are recognised when there is objective evidence of impairment and are measured as the difference between the carrying amount of the financial asset and the estimated future cash flows, discounted at the asset's original effective interest rate where the effect of discounting is material.

Objective evidence of impairment includes observable data that comes to the attention of the Company about events that have an impact on the asset's estimated future cash flows such as significant financial difficulty of the debtor.

(h) Translation of foreign currencies

Foreign currency transactions during the year are translated into Hong Kong dollars at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into Hong Kong dollars at the exchange rates ruling at the end of reporting period. Exchange gains and losses are recognised in statement of profit or loss and other comprehensive income.

(i) Income tax

Income tax for the year comprises current tax and movements in deferred tax assets and liabilities. Current tax and movements in deferred tax assets are recognised in the statement of profit or loss except to the extent that they relate to items recognised in other comprehensive income or directly in equity, in which case the relevant amounts of tax are recognised in other comprehensive income or directly in equity, respectively.

Current tax is the expected tax payable on the taxable income for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of the reporting period, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

Deferred tax assets arise from deductible temporary differences, being the differences between the carrying amounts of assets and liabilities for financial reporting purposes and the tax bases. Deferred tax assets also arise from unused tax losses and unused tax credits. Apart from differences which arise on initial recognition of assets and liabilities, all deferred tax assets to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which the asset can be utilised, are recognised.

The amount of deferred tax recognised is measured based on the expected manner of realisation or settlement of the carrying amount of the assets and liabilities, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of reporting period. Deferred tax assets and liabilities are not discounted.

1 Significant accounting policies (continued)

Current tax balances and deferred tax balances, and movements therein, are presented separately from each other and are not offset. Current tax assets are offset against current tax liabilities, and deferred tax assets against deferred tax liabilities if, and only if, the Company has the legally enforceable right to set off current tax assets against current tax liabilities. The principle of offsetting usually applies to income tax levied by the same tax authority on the same taxable entity.

(j) Related parties

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:
- (i) has control or joint control over the Company;
 - (ii) has significant influence over the Company; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.
- (b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:
- (i) The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
 - (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
 - (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
 - (iv) One entity is a joint venture of a third entity and the other entity is an associate of the third entity.
 - (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
 - (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
 - (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).
 - (viii) The entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the Company's parent.

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

1 Significant accounting policies (continued)

(k) Financial instruments

(i) Initial recognition

Financial instruments are measured initially at fair value, which normally will be equal to the transaction price, plus, in case of a financial asset or financial liability not held at fair value through profit or loss, transaction costs that are directly attributable to the acquisition or issue of the financial asset or financial liability.

The Company recognises financial assets and financial liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. A regular way purchase or sale of financial assets is recognised using trade date accounting. From this date, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities are recorded.

(ii) Classification and subsequent measurement

(A) Classification of financial assets - Policy applicable from 1 January 2018

On initial recognition, the Company classifies financial assets as measured at amortised cost or FVTPL.

A financial asset is measured at amortised cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL.

- it is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and
- its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI")

All other financial assets of the Company are measured at FVTPL.

Business model assessment

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Company considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realising cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to the Company's management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;

1 Significant accounting policies (continued)

- how the managers of the business are compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in prior periods, the reasons for such sales and expectations about future sales activity

Financial assets that are held for trading or managed and whose performance is evaluated on a fair value basis are measured at FVTPL because they are neither held to collect contractual cash flows nor held both to collect contractual cash flows and to sell financial assets.

Assessment whether contractual cash flows are SPPI

For the purposes of this assessment, 'principal' is defined as the fair value of the financial asset on initial recognition. 'Interest' is defined as consideration for the time value of money and for the credit risk associated with the principal amount outstanding during a particular period of time and for other basic lending risks and costs (e.g. liquidity risk and administrative costs), as well as a profit margin.

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Company considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Company considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- leverage features;
- prepayment and extension features;
- terms that limit the Company's claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features); and
- features that modify consideration of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates)

Reclassifications

Financial assets are not reclassified subsequent to their initial recognition, except in the period after the Company changes its business model for managing financial assets.

1 Significant accounting policies (continued)

(B) Classification of financial assets - Policy applicable before 1 January 2018

Loans and receivables

Loans and receivables include amounts due from fellow subsidiaries, accounts receivable and other assets and cash and cash equivalents. These assets are measured at amortised cost using the effective interest method.

Other financial liabilities

Financial liabilities includes amount due to fellow subsidiaries and accounts payable and accrued expenses. These liabilities are measured at amortised cost using the effective interest method.

(iii) Derecognition

A financial asset is derecognised when the contractual rights to receive the cash flows from the financial asset expire, or where the financial asset together with substantially all the risks and rewards of ownership, have been transferred.

A financial liability is derecognised when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expires.

The Company uses the weighted average method to determine realised gains and losses to be recognised in the statement of profit or loss and other comprehensive income on derecognition.

(iv) Offsetting

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount is reported in the statement of financial position where there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously.

(v) Impairment

(A) Policy applicable from 1 January 2018

The Company recognises loss allowances for ECLs on financial assets measured at amortised cost.

The Company measures loss allowances at an amount equal to lifetime ECLs, except for the following, which are measured at 12-month ECLs:

- financial assets that are determined to have low credit risk at the reporting date;
and
- other financial assets for which credit risk (i.e. the risk of default occurring over the expected life of the asset) has not increased significantly since initial recognition

The Company assumes that the credit risk on a financial asset has increased significantly if it is more than 30 days past due.

1 Significant accounting policies (continued)

The Company considers a financial instrument to have low credit risk when its credit risk rating is equivalent to the globally understood definition of 'investment grade'.

Lifetime ECLs are the ECLs that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument.

12-month ECLs are the portion of ECLs that result from default events that are possible within the 12 months after the reporting date (or a shorter period if the expected life of the instrument is less than 12 months).

The maximum period considered when estimating ECLs is the maximum contractual period over which the Company is exposed to credit risk.

Measurement of ECLs

ECLs are the probability-weighted estimate of credit losses. Credit losses are measured as the present value of all cash shortfalls (i.e. the difference between the cash flows due to the entity in accordance with the contract and the cash flows that the Company expects to receive).

ECLs are discounted at the effective interest rate of the financial asset.

Credit-impaired financial assets

At each reporting date, the Company assesses whether financial assets carried at amortised cost are credit-impaired. A financial asset is 'credit-impaired' when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of the financial asset have occurred.

Evidence that a financial asset is credit-impaired includes the following observable data:

- significant financial difficulty of the borrower or issuer;
- a breach of contract such as a default or being more than 90 days past due; or
- it is probable that the borrower will enter bankruptcy or other financial reorganisation

Presentation of allowance for ECLs in the statement of financial position

Loss allowances for financial assets measured at amortised cost are deducted from the gross carrying amount of the assets.

Write-off

The gross carrying amount of a financial asset is written off when the Company has no reasonable expectations of recovering a financial asset in its entirety or a portion thereof.

1 Significant accounting policies (continued)**(B) Policy applicable before 1 January 2018**

Financial assets not classified at FVTPL were assessed at each reporting date to determine whether there was objective evidence of impairment. A financial asset or a group of financial assets was 'impaired' if there was objective evidence of impairment as a result of one or more events that occurred after the initial recognition of the asset(s) and that loss event(s) had an impact on the estimated future cash flows of that asset(s) that could be estimated reliably.

Objective evidence that financial assets were impaired included significant financial difficulty of the borrower or issuer, default or delinquency by a borrower, restructuring of the amount due on terms that the Company would not otherwise consider, indications that a borrower or issuer would enter bankruptcy, disappearance of an active market for a security or adverse changes in the payment status of the borrower.

An impairment loss in respect of a financial asset measured at amortised cost was calculated as the difference between its carrying amount and the present value of the estimated future cash flows discounted at the asset's original effective interest rate. Losses were recognised in profit or loss and reflected in an allowance account against receivables. Interest on the impaired asset continued to be recognised. If an event occurring after the impairment was recognised caused the amount of impairment loss to decrease, then the decrease in impairment loss was reversed through profit or loss.

2 Turnover

The principal activity of the Company is the provision of investment management services.

	2018 \$	2017 \$
Investment management fee income	57,356,942	57,031,983
	<u>57,356,942</u>	<u>57,031,983</u>

The nature of the above fee income is disclosed in note 13.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2018

3 Other net gain

	2018	2017
	\$	\$
Interest income from bank deposits with a fellow subsidiary bank	1,477,579	19,417
Foreign exchange (loss)/gain	(154,827)	307,240
	<u>1,322,752</u>	<u>326,657</u>

4 Profit before taxation

Profit before taxation is arrived at after charging:

	2018	2017
	\$	\$
Management fee expenses	19,628,027	22,258,411
Trailer fee expenses	-	3,318,662
Sub-manager fee expenses	6,636,458	5,593,203
Legal and professional fee	10,790,292	6,654,747
Auditors' remuneration	468,148	460,648
	<u>468,148</u>	<u>460,648</u>

The nature of certain of the above related party fee expenses is disclosed in note 13.

5 Income tax

(a) Income tax in the statement of profit or loss and other comprehensive income represents:

Taxation in the statement of profit or loss and other comprehensive income represents:

	2018	2017
	\$	\$
Current tax – Hong Kong Profits Tax		
Over-provision in respect of the prior year	(274,006)	-
Provision for Hong Kong Profits Tax for the year	3,085,307	2,140,773
Deferred tax		
Origination and reversal of temporary differences	3,529	523,973
	<u>2,814,830</u>	<u>2,664,746</u>

The provision for Hong Kong Profits Tax for the year is calculated at 16.5% (2017: 16.5%) of the estimated assessable profits for the year.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2018

5 Income tax (continued)

(b) Reconciliation between income tax and accounting profit at applicable tax rates:

	2018	2017
Profit before taxation	<u>20,042,968</u>	<u>16,501,910</u>
Notional tax on profit before taxation at 16.5% (2017: 16.5%)	3,307,090	2,722,815
Tax effect of non-taxable income and non-deductible loss	(218,254)	(53,898)
Over-provision in respect of prior year	(274,006)	-
Others	-	(4,171)
Actual tax expense	<u>2,814,830</u>	<u>2,664,746</u>

(c) Income tax in the statement of financial position represents:

Current taxation in the statement of financial position represents:

	2018 \$	2017 \$
Current taxation bought forward	826,688	-
Provisional Profits Tax Paid	(2,756,914)	(1,314,085)
Balance of Profits Tax provision relating to prior years	(274,006)	-
Provision for Hong Kong Profits Tax for the year	<u>3,085,307</u>	<u>2,140,773</u>
	<u>881,075</u>	<u>826,688</u>

Deferred tax assets recognised:

The components of deferred tax assets recognised in the statement of financial position and the movements during the year are as follows:

	2018 \$	2017 \$
At 1 January 2018	26,278	550,251
Charged to statement of profit or loss and other comprehensive income	<u>(3,529)</u>	<u>(523,973)</u>
At 31 December 2018	<u>22,749</u>	<u>26,278</u>

As at 31 December 2018, there is no significant deferred tax asset or liability not recognised or provided for (2017: \$Nil).

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2018**6 Directors' emoluments**

Directors' emoluments disclosed pursuant to section 383(1) of the Hong Kong Companies Ordinance and Part 2 of the Companies (Disclosure of Information about Benefits of Directors) Regulations are as follows:

	2018	2017
	\$	\$
Directors' fees	-	-
Salaries, allowances and benefits in kind	8,664,708	8,678,496
Discretionary bonuses	14,381,096	7,426,755
Share based payments	1,830,923	1,613,482
Retirement scheme contributions	758,100	740,100
	<u>25,634,827</u>	<u>18,458,833</u>

7 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents represent deposits held at a fellow subsidiary bank as at 31 December 2018 and 31 December 2017.

8 Amounts due from/to fellow subsidiaries

The amounts due from/to fellow subsidiaries are unsecured, interest free and repayable on demand.

9 Accounts receivable and other assets

	2018	2017
	\$	\$
Investment management fee receivable	7,283,614	11,133,466
Legal and professional fee receivable	82,725	1,022,772
	<u>7,366,339</u>	<u>12,156,238</u>

All of the above fee receivables except tax receivables are due from funds managed by the Company. All the fee receivables are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

Citygroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2018

10 Accounts payable and accrued expenses

	2018	2017
	\$	\$
Sub-manager fee payable	2,615,365	868,890
Trailer fee payable	-	407,817
Legal and professional fee payable	984,433	2,597,917
Others	460,648	562,046
	<u>4,060,446</u>	<u>4,436,670</u>

Included in sub-manager fee payable is an amount due to a fellow subsidiary of \$2,350,065 (2017: \$868,890). All accounts payable and accrued charges are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

11 Share capital

(a) Issued share capital

	2018		2017	
	No. of shares	Amount \$	No. of shares	Amount \$
Ordinary shares, issued and fully paid:				
At 1 January and 31 December	<u>20,002</u>	<u>2,000,200</u>	<u>20,002</u>	<u>2,000,200</u>

In accordance with section 135 of the Hong Kong Companies Ordinance, the ordinary shares of the Company do not have a par value.

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

(b) Capital management

The Company's primary objective when managing capital is to safeguard the Company's ability to continue as a going concern. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives.

The Company defines "capital" as including all components of equity. On this basis the amount of capital employed at 31 December 2018 was \$235,924,858 (2017: \$218,971,200).

11 Share capital (continued)

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company or the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance. The results of the directors' review of the Company's capital structure are used as a basis for the determination of the level of dividends, if any, that are declared.

As a licensed corporation registered under the Hong Kong Securities and Futures Ordinance, the Company is also subject to the capital requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Financial Resources) Rules ("FRR"). The minimum liquid capital requirement is the higher of \$100,000 and the variable required liquid capital as defined in the FRR. The Company monitors its compliance with the requirements of the FRR on a daily basis. The Company complied with the requirements of the FRR at all times during the year.

12 Financial instruments

Exposure to credit, liquidity and interest rate risks and foreign currency risk arise in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

(a) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to cash and cash equivalents held at a fellow subsidiary bank and outstanding fees receivable arising from the Company's investment management activities. Management has a credit policy in place and exposure to credit risks is monitored on an ongoing basis.

Management fee receivables are regularly reviewed and settled on a regular schedule. For the balance due from fellow subsidiaries, management considers the default risk of the financial assets placed with the group companies to be remote.

The maximum exposure to credit risk is equal to the carrying amount of these financial assets as of the end of the reporting period.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2018**12 Financial instruments (continued)****(b) Liquidity risk**

The Company's policy is to regularly monitor its current and expected liquidity requirements to ensure that it maintains sufficient reserves of cash to meet its liquidity requirements in the short and longer term.

At 31 December 2018 and 31 December 2017, all financial liabilities mature within one year or are repayable on demand. Details of the earliest contractual settlement dates of the financial liabilities are disclosed in notes 8 and 10.

(c) Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and cash equivalents.

Sensitivity analysis

The following table indicates the estimated changes in the Company's profit before tax in response to estimated changes in interest rate with all other variables held constant at the end of the reporting period.

	2018		2017	
	%	Profit before tax increase/ (decrease) \$	%	Profit before tax increase/ (decrease) \$
Changes in interest rate				
- Increase	0.28	689,064	0.75	1,620,956
- Decrease	-	-	-	-

The sensitivity analysis above indicates the annualised impact on the Company's profit before tax that would arise assuming that the change in interest rates had occurred at the end of the reporting period and had been applied to re-measure those financial instruments held by the Company which expose the Company to interest rate risk at the end of reporting period. The analysis is performed on the same basis for 2017.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2018**12 Financial instruments (continued)****(d) Currency risk**

Currency risk arises from the possibility that changes in foreign exchange rate will impact the value of financial instruments.

To minimise the exposures to foreign currency risk, management ensures that the net exposure is kept at an acceptable level by buying or selling foreign currencies at spot rates where necessary to cover the foreign currencies.

(i) Exposure to currency risk

The following table details the Company's exposure at the end of the reporting period to currency risk arising from recognised assets or liabilities denominated in currencies other than the functional currency of the Company to which they relate.

	2018				2017			
	Australian Dollars HKD equivalent	Euro HKD equivalent	Japanese Yen HKD equivalent	US Dollars HKD equivalent	Australian Dollars HKD equivalent	Euro HKD equivalent	Japanese Yen HKD equivalent	US Dollars HKD equivalent
Cash and cash equivalents	711,029	-	2,057,720	8,140,639	777,225	-	4,933,923	5,632,086
Amounts due from fellow subsidiaries	-	-	-	132,034	-	-	-	208,146
Accounts receivable and other assets	-	-	7,047,878	293,601	1,151	-	4,817,498	7,331,260
Accounts payable and accrued expenses	-	-	(4,028,308)	426,610	-	(2,869,314)	-	(1,275,706)
Amounts due to fellow subsidiaries	(11,820)	-	(3,434,604)	(13,077,290)	-	-	(1,881,922)	(7,966,301)
Overall net exposure	699,609	-	2,442,586	(4,073,447)	778,377	(2,869,314)	7,869,499	3,628,483

Hong Kong dollar ("HKD") is pegged to the United States dollar ("USD"), the Company therefore consider the risk of movements in exchange rates between the USD and the HKD to be insignificant.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2018**12 Financial instruments (continued)****(ii) Sensitivity analysis**

The following table indicates the instantaneous change on the Company's profit before tax that would arise if foreign exchange rate to which the Company has significant exposure at the end of reporting period had changed at that date, assuming all other risk variables remained constant.

	2018		2017	
	<i>Increase/ (decrease) in foreign exchange rates %</i>	<i>Increase/ (decrease) on profit before tax \$</i>	<i>Increase/ (decrease) in foreign exchange rates %</i>	<i>Increase/ (decrease) on profit before tax \$</i>
Australian dollars	2.04 (1.05)	14,280 (7,327)	5.36 -	41,739 -
Euro	N/A N/A	N/A N/A	7.28 -	(196,495) -
Japanese Yen	0.26 -	6,415 -	4.53 -	356,379 -

The sensitivity analysis assumes that the change in foreign exchange rates had been applied to re-measure those financial instruments held by the Company which expose the Company to foreign currency risk at the end of the reporting period, including intercompany payables and receivables that are denominated in currencies other than the functional currency. The analysis is performed on the same basis for 2017.

(e) Fair values of financial assets and liabilities

The fair values of financial assets and liabilities are considered not to be materially different from the carrying values in the statement of financial position as at 31 December 2018 and 31 December 2017.

Citygroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2018

13 Material related party transactions

In addition to those disclosed elsewhere in the financial statements, the Company had transactions in the normal course of business with related parties as follows:

(a) Fee income and expenses

	Note	2018 \$	2017 \$
Fee income			
Investment management fee income	(ii)	57,356,942	57,031,983
Fee expenses			
Trailer fee expenses	(iii)	-	3,318,662
Sub-manager fee expenses	(iv)	3,290,514	3,514,503

(i) The Company is the fund manager of the following funds during the year:

- Principal Protected Dow Jones Industrial Average Linked Fund without Target Auto Redemption (USD) (2008-12) ("Fund Series 1 ") (Terminated on 6 February 2019)
- Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01) ("Fund Series 4") (Terminated on 13 March 2019)
- Knock-in Type/Lowest Price Reference Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (JPY) (2009-02) ("Fund Series 6") (Will terminate on 18 April 2019)
- Country Selector Foreign Currency Series (USD) ("Fund Series 12") (Terminated on 31 January 2019)
- Hybrid Tri-Asset Fund (JPY) ("Fund Series 14")
- World CB Fund (JPY) ("Fund Series 15")
- Asia High Yield Bond Fund ("Fund Series 18")
- Mexico Bond Fund ("Fund Series 19")
- Templeton Global Bond Fund Foreign Currency Series ("Fund Series 20")
- USD 95 Day Liquidity Fund ("Fund Series 24") (Terminated on 6 March 2018)
- Global Balance Plus Fund ("Fund Series 25")
- North American Equity Income Covered Call Strategy Fund ("Fund Series 26")

13 Material related party transactions (continued)

- US Focused Growth Equity Foreign Currency Series ("Fund Series 27")
- Treasury Premium Plus Fund ("Fund Series 28")
- Fixed Income Fund ("Fund Series 30")
- Treasury Premium Plus II Fund ("Fund Series 31")
- USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703 ("Fund Series 32")
- JPN High Dividend Equity with Short Index Allocation ("Fund Series 33")
- USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1710 ("Fund Series 34")
- Treasury Premium Plus III Fund ("Fund Series 35") (Terminated on 12 October 2018)
- JGB Asset Swap Fund ("Fund Series 36")
- Nikkel 225 Intraday Fund ("Fund Series 37")
- Target Setting at Maturity Fund 1802 ("Fund Series 38")
- Target Setting at Maturity Fund 1809 ("Fund Series 40")
- CGMYL Index Target Volatility Fund 2012 (SP) ("CGMYL")
- Aozora US Triple Plus Fund ("Aozora") (Terminated in 2018)
- Aozora US Government Bond Fund (with Active Currency Hedge) ("Aozora Government Bond")
- Canadian Government Bond Fund 7-10 (Currency Active Hedge/Private Placement) ("CGB")
- Daiwa High Grade Canadian Bond Open Currency Active Hedge (Monthly Settlement Type) ("Daiwa")
- Kokusai Turkish Bond Open (1M) Active Currency Hedge ("KAM")
- Mitsubishi UFJ Mexican Bond Open (Currency Actively Hedged) (Monthly Dividend) ("MUAM Mexican Bond")
- Mitsubishi UFJ US Dividend Growth Stock Fund (Currency Actively Hedged) ("MUAM US Dividend")
- New Zealand Bond Open (Actively Hedged) Monthly Distribution Type ("Nomura Monthly")

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2018

13 Material related party transactions (continued)

- New Zealand Bond Open (Actively Hedged) Semiannually Settlement Type ("Nomura Semiannually")
- Invesco Sterling Bond Fund (Active Hedged/Monthly Distribution) ("Invesco")
- 16-06 JGB Repack Fund (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 16-06")
- 16-11 US Treasury 7 to 10 year Ladder Fund (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 16-11")
- 16-12 US Treasury Fund (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 16-12")
- 17-01 US Treasury 7 to 10 year Ladder Fund (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 17-01")
- 17-02 US Treasury 7 to 10 year Ladder Fund (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 17-02")
- 17-03 US Treasury 7 to 10 year Ladder Fund (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 17-03")
- 17-04 US Treasury 7 to 10 year Ladder Fund (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 17-04")
- 17-05 US Treasury Fund with Objectives Switching Clause (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 17-05")
- 17-06 US Treasury 7 to 10 year Ladder Fund (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 17-06")
- 17-07 US Treasury 7 to 10 year Ladder Fund (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 17-07")
- 17-08 US Treasury 7 to 10 year Ladder Fund (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 17-08")
- 17-11 US Treasury 7 to 10 year Ladder Fund (JPY Active Hedged) Private Placement ("Okasan 17-11")

The Company is the fund advisor of the following fund during the year:

- Japan Prime Selection Premium Equity Open Mother Fund ("KAM Japan Prime Selection")

13 Material related party transactions (continued)

- (ii) The Company is entitled to fee income from the following funds under its management:

Investment management/advisory fee income

For Fund Series 12, 14, 15, 18, 19, 20, 24, 25, 26, 27, 28, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 40, CGMYL, Aozora, Aozora Government Bond, CGB, Daiwa, KAM, MUAM Mexican Bond, MUAM US Dividend, Nomura Monthly, Nomura Semiannually, Invesco, Okasan 16-06, Okasan 16-11, Okasan 16-12, Okasan 17-01, Okasan 17-02, Okasan 17-03, Okasan 17-04, Okasan 17-05, Okasan 17-06, Okasan 17-07, Okasan 17-08, Okasan 17-11 and Japan Prime Selection, fees are calculated at 0.01% to 1.8% per annum of the net asset value of the funds.

For Series 1, 4 and 6, fees are calculated at 0.3% per annum of the notional amount of units in issue.

- (iii) Pursuant to the distribution agreements signed between the Company and the distributors, trailer fee expenses are payable to various distributors, including Citibank (Hong Kong) Limited and Citibank Singapore Limited, which are fellow subsidiaries of the Company, in respect of CSRF, CSF and CBF. Fees are charged based on amounts agreed between the Company and the distributors. The total trailer fee expenses paid to Citibank (Hong Kong) Limited and Citibank Singapore Limited for the reporting period as at 31 December 2018 amounted to \$Nil (2017: \$870,405).
- (iv) Pursuant to the sub-management agreement signed between the Company and the sub-managers for Series 19, the sub-managers' fee expenses are payable to the sub-managers calculated at 50% of the gross management fee income received. The total sub-managers' fee expenses paid to the sub-managers for Series 19 as at 31 December 2018 amounted to \$933,218.

Pursuant to the letter agreement signed between the Company and Citigroup Global Markets Limited ("CGML"), a fellow subsidiary of the Company, for KAM Japan Prime Selection, the data service fee expense payable to CGML are calculated at 0.18% per annum applied to the daily net asset value of the fund. The total data service fee expenses paid to CGML as at 31 December 2018 amounted to \$2,357,296 (2017: \$3,514,503).

(b) Management fee expenses

The Company paid management fee expenses to fellow subsidiaries, which provided ancillary sale support services to the Company. The management fee expense for the reporting period as at 31 December 2018 amounted to \$19,628,027 (2017: \$22,258,411).

(c) Key management personnel emoluments

Besides the directors' emoluments disclosed in note 6, there were no other key management personnel emoluments.

Amounts disclosed include emoluments totalling \$25,634,827 (2017: \$18,458,833) to certain key management personnel were paid by group companies of the Company. The Company did not directly reimburse the group companies for the service provided.

14 Immediate parent and ultimate controlling party

At 31 December 2018, the directors consider the Company's immediate parent to be Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited, which was incorporated in Hong Kong. This entity produces financial statements but not available for public use. Its ultimate controlling party at 31 December 2018 is considered to be Citigroup Inc., which was incorporated in the United States of America. Citigroup Inc. produces consolidated financial statements under generally accepted accounting principles in the United States of America, which are available for public use.

15 Possible impact of amendments, new standards and interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2018

Up to the date of issue of these financial statements, the HKICPA has issued a number of amendments, new standards and interpretations which are not yet effective for the year ended 31 December 2018 and which have not been adopted in these financial statements. These include the following which may be relevant to the Company.

	<i>Effective for accounting periods beginning on or after</i>
HK(IFRIC) 23, <i>Uncertainty over income tax treatments</i>	1 January 2019
Annual Improvements to HKFRSs 2015-2017 Cycle	1 January 2019

The Company is in the process of making an assessment of what the impact of these amendments, new standards and interpretations is expected to be in the period of initial application. So far it has concluded that the adoption of them is unlikely to have a significant impact on the financial statements.

（２）【損益計算書】

管理会社の損益計算書については、「（１）貸借対照表」の項目に記載した管理会社の純損益およびその他の包括利益計算書を御参照ください。

4【利害関係人との取引制限】

利益相反

受託会社および管理会社の業務は、トラストに対するものに限られず、受託会社および管理会社は、その他の者に対して、受託会社および管理会社が取り決める条件により類似のまたはその他のサービスを自由に提供し、またこれにより支払われる報酬またはその他の金銭を、自らの利用および利益のために保持することができる。管理会社は、管理会社がその他の者に類似のサービスを提供する過程において、またはその他の資格におけるもしくは信託証書に基づくその義務を履行する過程におけるもの以外の何らかの方法によるその業務の過程において、管理会社またはその従業員もしくは代理人の知るところとなった事実または事項に関する通知により影響を受け、または受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うことになるとはみなされない。

適用ある法律および規制に定めるところに従い、信託証書のいかなる記載も、管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）が以下に掲げることを行うことを妨げるものではない。

- (a) 受益証券の保有者となり、また管理会社が信託証書の当事者でなかった場合に有するものと同一の権利をもって受益証券の保有、処分またはその他取引を行うこと。
- (b) 自らの計算において信託財産を構成するいずれかの投資対象と同一または類似の投資対象を買付け、保有しおよび取引すること。ただし、受託会社が、管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）から資産を買付けまたは管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）に対して信託財産を構成する資産を売付ける場合、関連するサブ・ファンドは、公開市場で、同一の規模および同一の性質の取引が信頼性のある相手方との間に行われる際に関連する市場において利用可能な最良の条件をもって取引を実行した場合より劣位の条件には置かれぬものとする。
- (c) (前項(b)項に定めるところに従い) 受託会社との間に金融取引、銀行取引もしくはその他の取引またはいずれかの受益者または信託財産を構成する証券を有するいずれかの者との間に当該取引を契約しもしくは締結すること、またはかかる契約もしくは取引に関与すること。管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）は、いかなる場合も受益者および受託会社に対する管理会社の義務に基づき、関連する当事者間の関係のみを理由としてかかる契約または取引に関して説明することを要求されないものとする。
- (d) 管理会社のいずれかの取締役もしくはパートナーまたは当該取締役の関係者のいずれかの取締役もしくはパートナーが利害関係を有すると管理会社が認識する信託財産に関して、受託会社との間に、または受託会社のために取引を行うこと。ただし、当該利害関係の性質が最初に受託会社に対して開示されることを条件とする。

5【その他】

(1) 定款の変更

総会の特別決議により、管理会社の通常定款は変更することができる。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当なし。

(3) 出資の状況

該当なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、12月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2019年9月末日現在、2,592万米ドル(約27億9,729万円)

(ロ) 事業の内容

CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、また存続する会社である。受託会社は、世界有数の規模の銀行の一つであるカナダ帝国商業銀行が91.67%の株式を保有している子会社であるCIBCファースト・カリビアン・インターナショナル銀行の間接完全子会社である。1965年に設立された受託会社は、ケイマン諸島における有数の完全に統合された銀行および信託会社の一つであり、銀行業、信託業および投資業のすべての分野の業務を提供している。受託会社は、適時に設立され、有効に存続しており、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2013年改正)の規定に基づく業務を引受けることについて認可を得ている。同社は、ミューチュアル・ファンド法の規定に基づくミューチュアル・ファンド管理者の免許も受けている。

(2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(「保管会社」および「管理事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

2019年9月末日現在、9,015万4,448ユーロ(約106億4,002万7,953円)

(注)ユーロの円換算額は、便宜上、2019年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=118.02円)による。以下別段の記載がない限りこれによる。

(ロ) 事業の内容

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社(Société Anonyme)として設立された銀行であり、S M B C日興証券株式会社の子会社である。

(3) シティグループ証券株式会社(「代行協会員」および「販売会社」)

(イ) 資本金の額

2019年9月末日現在、963億7百万円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づく登録を受け、日本において金融商品取引業を行っている。同社の主たる業務は、投資銀行業務、セールス・アンド・トレーディング業務、リサーチ業務である。同社はまた、外国投資信託の日本における販売の取扱いを行っている。

2【関係業務の概要】

(1) CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド

CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、トラストの受託会社である。受託会社は、信託証書に基づき、各サブ・ファンドの信託財産を構成する投資対象を運用する責任を有する。

受託会社は、以下に掲げる事項を条件として、法律または信託証書に基づき付与された権利、特典、機能、職務、信託および裁量の全部または一部をいずれかの人、機関、団体または法人(管理会社を含むがこれに限られない。)に対して委託する機能を有する。

(a) 受託会社は、管理会社に対して、当該委託が生ずる前または当該委託の発生後合理的期間内に当該委託について通知するものとする。

(b) 受託会社は、各当該委託先が(適用ある限り)信託証書の規定を遵守することを確保するためその合理的な努力のすべてを用いるものとする。

(c) かかる者との間の書面による契約においては、同契約に基づく求償権が関連するサブ・ファンドの信託財産のみに制限され受託会社の自己勘定の資産に及ばないように制限する旨の条項が含まれているものとする。

受託会社は、管理会社との間で投資運用契約を締結しており、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲している。

受託会社は、いかなる時においても、いかなる原因によるものであっても、あるサブ・ファンドの信託財産もしくはその一部もしくはその収益について発生し、またはこれらが被った損失、損害、請求、経費または費用に関して責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が受託会社自身の現実の詐欺または故意の不履行によって生じた場合はこの限りではない。

受託会社は、トラストに関する潜在的な債権者との間のいかなる取引においても、支払義務が生じ、かつ当該債権者に対して支払われるべき負債、債務または責任を履行するために当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産のみに対して求償権を有することを確保する。

受託会社は、受託会社に対して、当該サブ・ファンドの受託会社として提示され、発生しまたは被ったいかなる訴訟、手続、責任、経費、請求、損害、費用（一切の訴訟費用、専門家費用およびその他類似の費用を含む。）のすべてまたはこれらのいずれかに対して、関連するサブ・ファンドの信託財産から補償を受ける。上記にかかわらず、

(a) 受託会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、その他のサブ・ファンドに関連して発生した責任について補償を受ける権利を有さない。

(b) ケイマン諸島の裁判所によって受託会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員または従業員の現実の詐欺または故意の不履行の結果生じたものであると認定された受託会社が被った訴訟、手続、責任、経費、請求、損害、費用または要求に関しては、受託会社が補償を受けることはできない。

受託会社は、管理会社および全受益者に90日以上前の事前の通知を行うことにより退任することができる。かかる退任は、後任の受託会社の選任後にのみ効力を生ずる。受益者は、受益者決議による承認を得た上で、いつでも受託会社を解任し、後任の受託会社を指定することができる。

(2) S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社

受託会社は、トラストの管理事務代行会社および名義書換代理人として S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社を選任した。管理事務代行契約の条項に基づき、管理事務代行会社は、とりわけ、トラストの一切の日常管理事務を遂行し、トラストに対して名義代理人の業務を提供しもしくはその提供を確保し、受益証券の純資産価額ならびに申込価格および買戻価格を決定し、また各サブ・ファンドの計算書類を維持する職務を履行する。

管理事務代行会社は、関連するサブ・ファンドに関していずれかの第三者が被る損失または損害（管理事務代行会社の故意の不履行、現実の詐欺もしくは過失または管理事務代行契約に基づくその義務の無思慮に起因するものを除く。）につき管理事務代行会社に対して行われ得る一切の請求および要求（かかる請求および要求より発生しもしくはこれに付帯する経費および費用を含む。）に対して、各サブ・ファンドの資産から補償を受ける権利を有する。管理事務代行契約は、管理事務代行会社により、受託会社に対する90日以上前の事前の書面による通知を行うことにより（その逆の場合も含む。）または当該契約に記載されるその他の状況において終了することができる。

受託会社は、各サブ・ファンドの資産の保管会社として S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社を選任した。

受託会社は、関連するサブ・ファンドに関していずれかの第三者が被る損失または損害（保管会社の故意の不履行または過失に起因するものを除く。）につき保管会社に対して行われ得る一切の請求および要求（かかる請求および要求より発生しもしくはこれに付帯する経費および費用を含む。）に対して、各サブ・ファンド

の資産から保管会社を補償する。保管契約は、受託会社または保管会社のいずれかにより、相手方に対する90日以上前の事前の書面による通知を行うことによりまたは当該契約に記載されるその他の状況において終了されることができる。

(3) シティグループ証券株式会社

日本における代行協会員業務および販売会社としての業務を行う。

3【資本関係】

提出者およびシティグループ証券株式会社は、シティグループ・インクの子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2018年改訂）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（2018年改訂）または地域会社（管理）法（2019年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2018年12月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は10,992（2,946のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2019年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2018年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式(MF3)による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している(第3.2項参照)。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式(MF2およびMF2A)とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託(もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー)がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4(3)条投資信託)

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

() 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

() 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

() 投資信託が(ミューチュアル・ファンド法で定義される)マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

(A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

(B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の()および()に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の()に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず(MF4様式)、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンプロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2018年改訂）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（2018年改訂）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しか

し、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条(第3.3項参照)に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条(第2.3項参照)に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

(a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法(2018年改訂)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。

(b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。

(c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

(d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。

() 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。

() 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない。その写しを会社登記官に提出しなければならない。

- () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
- () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2018年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。

- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(2018年改訂)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法(2013年改訂)の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法(2017年改訂)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。

(k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと

- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、

第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること

- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

- 8.18 C I M Aが第8.16項の措置をとった場合、C I M Aは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) C I M Aは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M Aが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりC I M Aによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がC I M A以外の者によりなされた場合、C I M Aは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はC I M Aにも送付される。
- 9.3 C I M Aにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、C I M Aまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はC I M Aまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってC I M Aに対して引き渡すこと
- 9.5 C I M Aが記録を持ち去ったとき、またはC I M Aに記録が引き渡されたときC I M Aはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

(a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。

(b) 投資信託に関する事柄

(c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

(a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合

(b) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律（2019年改訂）または薬物濫用法（2017年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合

(c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合

(d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。

(e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2019年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2019年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(i)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
- () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
- () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
- () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
- () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

(b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

(c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

(d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または同等の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「同等の法域」とは、犯罪収益に関する法律の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

14.8 保管会社

(a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。

(b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契

約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。

- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはC I M Aが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2019年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにC I M A、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でC I M Aに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、

- (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
- 本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財

務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
 - (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
 - (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
 - (xx) 以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
 - (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
 - (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）

- (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
- (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

- (1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について
使用開始日を記載することがある。
次の事項を記載することがある。
 - ・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
管理会社の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがある。
図案を採用することがある。
- (2) 交付目論見書の「投資リスク」において、次の事項を記載することがある。
 - ・「サブ・ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」との趣旨を示す記載
 - ・「受益証券に帰属すべき運用または為替相場の変動等による損益は、すべての投資者の皆様には帰属しません。投資信託は預貯金と異なります。」との趣旨を示す記載
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。
- (4) 交付目論見書の末尾の次に「投資信託 購入時手数料（お申込手数料）に関するご説明」および「目論見書補完書面（投資信託）」を記載することがある。
- (5) 受益証券の券面は発行されない。

別紙A 定義

文脈上別異に解すべき場合を除き、本書において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意義を有する。

追加混乱事由

次に掲げるもののうちいずれか一つの発生をいう。すなわち、(a) インデックス構成銘柄取引所がその通常の立会中に取引のため営業を行わないこと。(b) いずれかのインデックス構成銘柄取引所の予定終了時刻に終了する1時間中のいずれかの時点において、かかる関連するインデックス構成銘柄取引所における取引の停止またはこれに対して課せられた制限の発生または存続（値幅制限を超えた値動きを含み、理由の如何を問わない。）。(c) いずれかのインデックス構成銘柄取引所の予定終了時刻の終末に終了する1時間中のいずれかの時点において、市場参加者が一般的にかかる関連するインデックス構成銘柄取引所における取引の執行または関連する取引所デリバティブ取引（インデックス要項において定義される。）に関する市場価額の入手の能力を中断または減耗させる他のいずれかの事由（下記(d)項に記載する事由を除く。）の発生または存続。(d) いずれかの予定取引日におけるインデックス構成銘柄取引所の（かかるインデックス構成銘柄取引所の）予定終了時刻より前の終了であって、（ ）当該日におけるかかるインデックス構成銘柄取引所の通常の立会の実際の終了および（ ）当該日における（かかるインデックス構成銘柄取引所の）予定終了時刻における執行のための取引所システムへ入力すべき発注期限のうち、いずれか早い方の最低1時間前におけるもの。(e) ある取引所デリバティブ取引（インデックス要項において定義される。）の価格が関連するインデックス構成銘柄取引所の前日の価格に関する最大値幅制限に相当する金額分だけ上昇または下落したこと。(f) ある取引所デリバティブ取引（インデックス要項において定義される。）の価格が関連するインデックス構成銘柄取引所によって、またはこれに代わり、公表されないことまたは提供されないこと。

管理事務代行契約

受託会社、管理会社および管理事務代行会社の間で締結された2008年11月19日付管理事務代行契約（随時修正または追補される。）をいう。

管理事務代行会社

トラストの管理事務代行会社としてのS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社またはトラストもしくはサブ・ファンドの管理事務代行会社として受託会社によって選任されるその他の者をいう。

代行協会員	受益証券の募集に関して管理会社の日本における代行協会員としてのシティグループ証券株式会社または随時選任されるその他の団体をいう。
代行協会員契約	管理会社および代行協会員の間で締結された2019年11月21日付契約(随時修正または追補される。)をいう。
年次利息	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および投資方針、本債券、支払利息に関する条項」の項において定める意味を有する。
年次利息額	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および投資方針、本債券、支払利息に関する条項」の項において定める意味を有する。
申込書	管理会社または管理事務代行会社より入手可能な受益証券の申込書をいう。
平均GMRI水準	適用ある本インデックスに関して、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス、マクロ指標」の項において定める意味を有する。
営業日	ロンドン、ルクセンブルク、ニューヨーク、香港および東京の各地において商業銀行が営業を行っており、ならびにオーストラリア証券取引所、フランクフルト証券取引所およびニューヨーク証券取引所が取引のため営業を行っているそれぞれの日(土曜日、日曜日または祝日を除く。)(ただし、台風警報8号、黒色暴雨警報の発令またはその他の類似の事象により、いずれかの日において、香港の銀行の営業時間が短縮された場合、当該日は営業日とはならない(ただし、管理会社が別途決定する場合はこの限りではない。))ならびに/または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。
計算金額	発行価格に対して、計算時点における受益証券のクラスの発行済受益証券口数を乗じたものをいう。
シティGMRIインデックス	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
クラス基準通貨	受益証券のあるクラスの表示通貨をいい、2020-01受益証券に関しては米ドルとする。ただし、本書において別段の定めがある場合は、この限りではない。

クラス追補書類	受益証券のあるクラスに関して、英文目論見書補遺に対する各クラス追補書類をいう。
払込日	2020-01受益証券に関して、2020年1月22日または管理会社が決定するその他の日をいう。
構成銘柄	本インデックスに関して、当該本インデックスに含まれる各構成指数、有価証券、商品または他の資産をいう。
コアアセット	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
現在実現ボラティリティ	適用ある本インデックスに関して、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス、トレンド指標」の項において定める意味を有する。
保管会社	各サブ・ファンドの資産の保管会社としてのS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社またはサブ・ファンドの保管会社として選任されるその他の者をいう。
保管契約	受託会社および保管会社の間で締結された2008年11月19日付保管契約(随時修正または追補される。)をいう。
控除率	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
控除率割合	該当するインデックスに関して、受益証券クラスの関連するクラス補遺に明記される割合を意味する。
混乱日	本インデックスに関して、インデックス・スポンサーが本インデックスの水準を公表することを怠り、または追加混乱事由が発生した、本インデックスに関するいずれかの予定取引日をいう。
分配金額	「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(4)分配方針」の項において定める意味を有する。
分配金落ち日	関連する分配基準日直後の営業日または受託会社が管理会社と協議の上、随時決定するその他の日をいう。
分配支払日	受益証券のあるクラスに関して、各分配基準日から4営業後および/または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

分配期間	受益証券クラスに関して、分配基準日(当日を含む。)に終了し、受益証券のあるクラスの最初の分配期間については、受益証券の当該クラスの払込日から開始し、その後は、直前の分配基準日の翌暦日から開始する期間をいう。
分配基準日	2020-01受益証券に関して、2021年1月25日、2022年1月25日、2023年1月25日および2024年1月25日または管理会社が決定するその他の日をいう。
販売会社	シティグループ証券株式会社または受益証券の販売会社として随時選任されるその他の団体をいう。
適格投資家	(i)米国の居住者、米国において設立されもしくは存続するパートナーシップ、または米国の法律に基づき設立されもしくは米国において存続する法人、信託もしくはその他の団体、()ケイマン諸島に所在または居住する者または団体(慈善信託もしくは慈善権限授与の対象者またはケイマン諸島の免除会社もしくは非居住会社を除く。)、()適用ある法律に違反することなく受益証券の申込みまたは保有を行うことができない者、法人または団体または()上記(i)から()に記載される者、法人もしくは団体の保管会社、名義人もしくは受託会社、のいずれにも該当しない者、法人または団体または管理会社がサブ・ファンドに関して随時決定し、受託会社に通知するその他の者、法人もしくは団体をいう。
想定経費引当金	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、(4)その他の手数料等、その他の手数料および費用」の項において定める意味を有する。
本エクスポージャー	適用ある本インデックスに関して、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
最終償還金額	本債券に関して、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および投資方針、本債券」の項において定める意味を有する。
金融商品取引法	日本の金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)をいう。
機能通貨	米ドルをいう。

ヘッジ混乱	(a) 本債券に基づく債券発行会社の債務を発行および履行する債券発行会社の価格リスクをヘッジし、もしくはヘッジすることが可能となるため必要であると債券計算代理人が判断するいずれかの取引もしくは資産を取得、構築、再構築、変換、維持、手仕舞いもしくは処分すること、または(b) 当該取引もしくは資産を換金、回復もしくはその手取金を払い出すことが、商業上合理的な努力を用いた後、いずれかのヘッジ当事者が不可能であり、または不可能となるであろうことをいう。
ヘッジ当事者	計算代理人によって判断されるところにより、個別にまたはポートフォリオ（もしくは「記帳」）基準で、本債券をヘッジし、またはヘッジすることを意図する取決めを締結するいずれかの当事者をいい、かかる当事者は、債券発行会社および/もしくは同社の関連会社ならびに/または他の当事者であることがある。
ヘッジ・ポジション	次に掲げるもののいずれか一つまたは複数を用いる。すなわち、(a) 有価証券、先物取引、オプション取引、他のデリバティブ取引もしくは外国為替におけるポジションもしくは契約（いずれか場合による。）、(b) 貸株取引または(c) 個別にもしくはポートフォリオ（もしくは「記帳」）基準で、本債券をヘッジするため、ヘッジ当事者によって締結される他の商品もしくは取決め（記述の如何を問わない。）。
ヘッジ費用の上昇	(a) 本債券に基づく債券発行会社の債務を発行および履行する債券発行会社の価格リスクをヘッジし、もしくはヘッジすることが可能となるため必要であると債券計算代理人が判断するいずれかの取引もしくは資産を取得、構築、再構築、変換、維持、手仕舞いもしくは処分するため、または(b) 当該取引もしくは資産を換金、回復もしくはその手取金を払い出すため、（約定日において存在していた状況と比較して）ヘッジ当事者が重大に上昇した金額の公租公課、費用または手数料（取引委託手数料を除く。）を負担することをいう。ヘッジ当事者の信用力の悪化のみを理由とする重大に上昇した当該金額は、ヘッジ費用の上昇とはみなされないものとする。
本インデックス	2020-01受益証券に関して、グローバル・マルチアセット米ドル建てVT4指数をいう。
インデックス設定日	2020-01受益証券に関して、インデックス要項において定める日をいう。
インデックス開始日	2020-01受益証券に関して、1997年2月13日をいう。

インデックス営業日	2020-01受益証券に関して、ロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が一般業務(外国為替取引および外貨預金取引を含む。)のために営業を行うことが予定されている各日をいう。
インデックス計算代理人	シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドまたはいかなる時点においてもインデックス・スポンサーがインデックス計算代理人として選任するその他の者をいう。
インデックス要項	インデックス・スポンサーによって作成および公表される適用ある本インデックスの計算の基準となるインデックスの要項の最新版をいう。
インデックス構成銘柄取引所	インデックス要項において、「インデックス構成銘柄取引所」として定義されるものをいい、大阪取引所、オーストラリア証券取引所、フランクフルト証券取引所およびニューヨーク証券取引所を含む(ただし、これらに限られない。)
インデックス通貨	2020-01受益証券に関して、米ドルをいう。
インデックス水準	適用ある本インデックスの水準をいう。
インデックス・スポンサー	シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドまたはインデックス要項において定義される「インデックス管理事務代行会社(Index Administrator)」として選任されるその他の者をいう。
当初費用	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、(4)その他の手数料等、当初費用」の項において定める意味を有する。
投資対象	人、団体(法人格の有無を問わない。)、ファンド、信託、世界中の国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関によって発行されたあらゆる種類の株、株式、パートナーシップ持分、債券、負債、優先株、ワラント、転換社債、貸株、投資信託の受益証券もしくは副受益証券、株式もしくはストック・オプションもしくは先物取引、通貨スワップ、金利スワップ、レポ取引、譲渡性預金証書、約束手形、為替手形、もしくはあらゆる種類の有価証券、もしくは上記の者に対してなされるローン(もしくはローン・パーティシペーション)、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームへの参加、および、全額もしくは一部払込済または未払いであるかを問わず、不動産または管理会社が随時書面により指定するその他の投資対象もしくはその派生商品をいう。

投資運用契約	受託会社および管理会社の間で締結された投資運用契約(随時修正または追補される。)をいい、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの信託財産の運用に関する投資運用サービスを管理会社に委託する。
投資運用サービス	投資運用契約に基づき管理会社に委託された各サブ・ファンドに関する業務ならびに/または管理会社および受託会社が書面にて随時合意するその他の業務をいう。
発行価格	受益証券の各クラスに関して、100.00米ドルまたは受益証券のあるクラスに関して本書において定めるその他の金額をいう。
マクロ指標	適用ある本インデックスに関して、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
管理会社	シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドをいう。
満期日	2020-01受益証券に関して、2025年1月23日(ただし、いかなる場合においても、当日が営業日ではない場合、満期日は翌営業日とする。)または管理会社が決定するその他の日をいう。
月次利息	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および投資方針、本債券、支払利息に関する条項」の項において定める意味を有する。
純資産価額	機能通貨建てのサブ・ファンドの純資産価額をいう。
受益証券1口当たり純資産価格	受益証券のあるクラスの純資産価額を計算時における当該クラスの発行済受益証券口数で除したものをいう。受益証券のあるクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、(0.005を切り上げる通常の方法に従い)小数第2位(ただし、本書において別段の定めがある場合はこの限りではない。)または管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の位未満を四捨五入して当該位まで算出する。
本債券	債券発行会社により発行される債券であり、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針、投資目的および投資方針」の項に記載される。

債券営業日	ニューヨークおよびロンドンの各地において商業銀行および外国為替市場が決済を行い、および通常の営業(外国為替および外貨預金の取引を含む。)を行っている日をいう。
債券計算代理人	シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドをいう。
債券取引業者	シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドをいう。
債券保証会社	シティグループ・インクをいう。
債券発行日	2020-01受益証券に関して、2020年2月5日をいう。
債券発行会社	シティグループ・グローバル・マーケット・ホールディングズ・インクをいう。
債券満期日	2020-01受益証券に関して、2025年1月22日をいう。
債券額面金額	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、本債券」の項において定める意味を有する。
観測日	観測期間中の予定取引日である各日をいう。ただし、当該日が混乱日であると債券計算代理人がその単独の裁量において判断する場合、かかる日は、観測日ではないとみなされる。疑義を避けるため付言すると、観測日は、評価日(当該用語は、債券英文目論見書において定義される。)である。
観測期間	2020-01受益証券に関して、2020年1月23日(同日を含む。)から2025年1月14日(同日を含む。)までの期間をいう。
債券英文目論見書	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、本債券」において定める意味を有する。
英文目論見書	2015年5月付のトラストに関する英文目論見書(随時修正または補足される。)をいう。
申込期間	2020-01受益証券に関して、2019年12月11日に開始し、2020年1月21日に終了する期間または販売会社との協議の上管理会社が決定するその他の期間をいう。
既定の最大制限	2020-01受益証券に関して、100パーセントをいう。

債券英文発行条件書	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、本債券」の項において定める意味を有する。
独自インデックス調整事由	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、(1) リスク要因、本債券に関するリスク、独自インデックス調整事由」の項において定める意味を有する。
独自インデックス代替	独自インデックス調整事由または調整事由に関連して、当該独自インデックス調整事由または調整事由(いずれか場合による。)の対象となる本インデックスを債券計算代理人によって選定される新指数(かかる新指数は、債券計算代理人の判断において、当該本インデックスの水準の計算において用いられるものと同ーもしくは相当に類似する計算式および計算方法を用いる代替指数または債券計算代理人によって決定される他の基準に従い債券計算代理人によって選定される代替指数であるものとする。)と代替することをいい、かかる新指数は、独自インデックス調整事由または調整事由(いずれか場合による。)の対象となる本インデックスに代わる指数であるとみなされるものとする。
償還金額	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、本債券」の項において定める意味を有する。
買戻日	各営業日および/または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。
買戻申込期限	関連する買戻日の直前の営業日における18時(東京時間)または管理会社が一般的にもしくは特定の場合について決定するその他の時刻をいう。
買戻通知	管理会社または管理事務代行会社より入手可能な様式による、受益者がその保有する受益証券に関して提出する買戻通知をいう。
買戻価格	各サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの受益証券1口当たりの買戻価格をいい、信託証書に基づき、当該サブ・ファンドに関する関連する英文目論見書補遺に要約される方法で計算される。
リザーブアセット	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。

リスク・オンオフ水準	適用ある本インデックスに関して、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
予定取引日	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、本債券」の項において定める意味を有する
第871(m)条事由	本債券および/もしくは2015年12月21日付で債券保証会社によって締結された保証証書ならびに/またはヘッジ・ポジションに関して、債券発行会社および/もしくは債券保証会社ならびに/またはいずれかのヘッジ当事者が1986年アメリカ合衆国内国歳入法典(その後の改正を含む。)第871(m)条に基づく源泉徴収義務または報告義務の対象となること(または、債券計算代理人の判断において、翌30営業日以内において、債券発行会社および/もしくは債券保証会社ならびに/またはいずれかのヘッジ当事者がこれらの対象となる合理的な蓋然性が存在すること。)
サブ・ファンド	信託証書および追補信託証書に基づき設定および設立されたトラストのサブ・ファンドである米ドル建て シティグループ社債 最大上昇率参照型(グローバル・マルチアセット戦略)ファンドをいう。
シグナル	適用ある本インデックスに関して、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
追補信託証書	受託会社および管理会社の間で締結され、サブ・ファンドを設立する2019年11月7日付追補信託証書をいう。
税務混乱	ある構成銘柄に関して、約定日より後におけるいずれかの関連する政府または税務当局による関連租税の賦課、変更または撤廃であって、当該賦課、変更または撤廃の直接の影響が当該賦課、変更または撤廃がないと仮定した状況と比較して、当該賦課、変更または撤廃がなければ観測日であるであろう日における本インデックスの水準を上昇または下落させるものである場合をいう。上記の目的において、「関連租税」とは、構成銘柄または当該構成銘柄に関連する他の資産に関して、当該構成銘柄または他の資産に対する、またはこれらを参照して測定される、行使、解除、売付け、利用、付加価値、移転、印紙、文書、記録または他の類似の租税(全体としての総収益または純収益に対する、またはこれらを参照して測定される租税を除く。)をいう。

償還日	2157年10月21日または管理会社が前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針」の項に記載される状況において決定する同日よりも早い日をいう。
3 か月平均 実現ボラティリティ	適用ある本インデックスに関して、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス、トレンド指標」の項において定める意味を有する。
約定日	2020-01受益証券に関して、および本債券に関して、払込日頃の日をいう。
トレンド指標	適用ある本インデックスに関して、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
トレンド回顧期間	適用ある本インデックスに関して、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス、トレンド指標」の項において定める意味を有する。
トラスト	ケイマン諸島の法律に基づき設立されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストであるレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラストをいう。
信託証書	受託会社および管理会社の間で締結された2008年10月21日付トラストの設立に関する信託証書(2015年3月10日付修正・再録信託証書により修正および再録済。)(随時修正および追補される。)をいう。
受託会社	CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドをいう。

信託財産	<p>各サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの信託によって受託会社が保有する100米ドルの当初資産および以下の金額の合計をいう。</p> <p>(a) 当該サブ・ファンドの受益証券の発行手取金</p> <p>(b) 信託証書に定められるとおり、当該サブ・ファンドの信託によって受託会社またはその代理人が保有し、または保有しているとみなされる一切の現金およびその他の資産</p> <p>また、かかる用語が一般的に用いられる場合、「信託財産」とは、すべてのサブ・ファンドに総じて適用する信託財産をいうものとする。</p>
投資対象終値	<p>本インデックスおよびある観測日に関して、当該観測日に関して適用ある電子ページにおいて公表される当該本インデックスの水準をいう(当該水準がそのように公表された時刻および日付を問わない。)</p>
受益証券	<p>サブ・ファンドの受益証券をいい、「受益証券」との用語は、受益証券のすべてのクラスを含むものとする。ただし、文脈により別意に解すべき場合はこの限りではない。</p>
受益者	<p>受益証券に関してある期間において登録された保有者をいい、受益証券の保有者として共同して登録されるすべての者を含む。</p>
受益者決議	<p>(a) すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議(当該決議により、各受益者は、すべてのサブ・ファンドの純資産価額の総額に対して当該受益者が保有するすべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の総額の比率に基づき比例按分して計算される議決権を受領するものとする。)、または(b) 受益者集会において、当該集会に関する基準日に、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者により可決された決議をいう。</p>
米国	<p>アメリカ合衆国、その属領および領土をいう。</p>
米ドル	<p>米国の法定通貨である米ドルをいう。</p>
評価日	<p>受益証券の特定のクラスに係る払込日から開始する各営業日および/または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。</p>
ボラティリティ目標	<p>2020-01受益証券に関して、4パーセントをいう。</p>

ボルカー・ルール

一定の適用除外に従い、特定の銀行事業体が自己勘定取引に従事することまたは特定のプライベート・ファンドの所有持分の取得もしくは保持を行うこと、もしくは特定のプライベート・ファンドのスポンサーとなることもしくは特定の関係を持つことを一般的に禁止する、「ボルカー・ルール」として一般に知られる2010年ドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法の規定をいう。

日本円、円

日本の法定通貨である日本円をいう。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド
(香港で設立された有限責任会社)
の株主各位

財務書類監査に関する報告**監査意見**

私どもは、7ページから37ページ(訳注:原文のページ)に記載されたシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「会社」という。)の財務書類、すなわち、2018年12月31日現在の財政状態計算書、同日に終了した事業年度における純損益およびその他の包括利益計算書、資本変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記の監査を行った。

私どもは、当該財務書類が、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が発行した香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して、2018年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローに対して真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

監査意見の根拠

私どもは、HKICPAが発行した香港会計基準(以下「HKSA」という。)に準拠し、実務指針第820号(改訂)「登録会社および仲介業者の関連会社の監査」を参照して監査を行った。本基準のもとでの私どもの責任は、当報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私どもは、HKICPAの「職業的監査人の倫理規定」(以下「当規定」という。)に準拠して会社から独立しており、さらに私どもは、当規定に準拠してその他の倫理上の責任を果たした。私どもは、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務書類およびそれに対する監査報告書以外の情報

取締役は、その他の情報について責任を有する。その他の情報は、年次報告書に含まれるすべての情報から成るが、財務書類およびそれに対する監査報告書は含まれない。

財務書類に対する私どもの監査意見は、その他の情報を対象としていないため、私どもは、当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務書類の監査に関する私どもの責任は、その他の情報を通読し、その過程で、当該その他の情報が財務書類もしくは私どもが監査上入手した知識と著しく矛盾していないか、またはそれ以外に重要な虚偽表示であると疑われるようなものがないかを検討することである。

私どもは、実施した作業に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、かかる事実を報告する必要がある。私どもはこの点に関し、報告すべきことはない。

財務書類に対する取締役の責任

取締役は、HKICPAが発行したHKFRSおよび香港会社法に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断する内部統制に対する責任がある。

財務書類の作成において、取締役は、会社の継続企業の前提の評価、継続企業に関連する事項の開示（該当する場合）および継続企業の前提による会計処理の実施に責任を有する。ただし、取締役が会社を清算または業務を停止する意思を有する場合、あるいはそうするより他に現実的な代替方法がない場合はこの限りでない。

さらに、取締役は、当該財務書類が、香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足していることを確保する必要がある。

財務書類の監査に対する監査人の責任

私どもの目的は、全体として財務書類に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む監査報告書を発行することにある。当報告書は香港会社法の第405条に準拠し、集団としての株主に対してのみ作成されるものであり、その他の目的で使用してはならない。私どもは当報告書の内容に関して他のいかなる人物に対する責任も負わず、かつ責務も引き受けない。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、HKSAに準拠して実施された監査が、存在する重要な虚偽表示を常に発見することを確認するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。また私どもは、当該財務書類が香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているかどうかについての合理的な保証を得る必要がある。

HKSAに準拠した監査の一環として、私どもは、監査を通じて職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持する他、以下を行う。

- 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明、または内部統制の無効化が伴うためである。

- 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、会社の内部統制の有効性に対する意見を表明することが目的ではない。
- 取締役が採用した会計方針の適切性、ならびに取締役によって行われた会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価する。
- 取締役が継続企業の前提により会計処理を実施したことの適切性について結論付ける。また、入手した監査証拠に基づき、会社の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して、重要な不確実性が存在するか否かを判断する。重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、当監査報告書において、財務書類の関連する開示を参照するよう促すか、または当該開示が不適切な場合は、財務書類に対する私どもの監査意見を修正する必要がある。私どもの結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、会社が継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- 財務書類の全体的な表示、構成および内容（開示を含む。）、ならびに、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表しているかを評価する。

私どもは、取締役と、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査上の重要な発見事項（監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む。）に関して、協議する。

香港証券先物法の香港証券先物（記録の保存）規則および香港証券先物（会計および監査）規則に基づいた法定事項に関する報告

私どもは、当該財務書類が、香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているものと認める。

ケーピーエムジー

公認会計士
香港、セントラル
チャターロード10
プリンスビル8階
2019年4月29日

[次へ](#)

Independent auditor's report to the member of Citigroup
First Investment Management Limited
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of Citigroup First Investment Management Limited (“the Company”) set out on pages 7 to 37, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2018, the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and the statement of cash flows for the year then ended and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2018 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards (“HKFRSs”) issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (“HKICPA”) and have been properly prepared in compliance with the Hong Kong Companies Ordinance.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing (“HKSA”) and with reference to Practice Note 820 (Revised), *The audit of licensed corporations and associated entities of intermediaries*, issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the HKICPA's *Code of Ethics for Professional Accountants* (“the Code”) and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information other than the financial statements and auditor's report thereon

The directors are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the directors for the financial statements

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with HKFRSs issued by the HKICPA and the Hong Kong Companies Ordinance and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

In addition, the directors are required to ensure that the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with section 405 of the Hong Kong Companies Ordinance, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSAAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements. In addition, we are required to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules

As part of an audit in accordance with HKSA's, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on matters under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules of the Hong Kong Securities and Futures Ordinance

In our opinion, the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

KPMG

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong
29 April 2019

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。